

官報 号外

平成十六年三月二十六日

○第百五十九回国 参議院会議録第十号(その一)

平成十六年三月二十六日(金曜日)

午後三時十一分開議

○議事日程 第十号

平成十六年三月二十六日

午後三時開議

第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(衆議院提出)

第二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(共生社会に関する調査会長提出)

○本日の会議に付した案件

一、平成十六年度一般会計予算

一、平成十六年度特別会計予算

一、平成十六年度政府関係機関予算

一、日程第一及び第二

一、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、所得譲与税法案(内閣提出、衆議院送付)

一、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

平成十六年度一般会計予算

平成十六年度特別会計予算

平成十六年度政府関係機関予算

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長片山虎之助君。

〔審査報告書は本号(その二)に掲載〕

〔片山虎之助君登壇、拍手〕

○片山虎之助君 ただいま議題となりました平成十六年度予算三案につきまして、予算委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成十六年度予算の内容につきましては、既に谷垣財務大臣の財政演説において説明されておりますので、これを省略させていただきます。

平成十六年度予算三案は、去る一月十九日、国会に提出され、一月二十三日、谷垣財務大臣より趣旨説明を聴取した後、衆議院からの送付を待つて、三月九日より審査に入りました。

以来、本日まで審査を行ってまいりましたが、この間、三月十六日には経済・金融・年金・社会保障に関する集中審議、二十三日には外交・防衛等を、さらに二十四日及び二十五日には公聴会を行うとともに、予備審査中の二月十八日から二十日にかけて鹿児島県、熊本県及び大阪府、兵庫県にそれぞれ委員を派遣して現地調査を行うなど熱心な審査を行ってまいりました。

以下、質疑のうち若干につき、その要旨を御報告申し上げます。

まず、経済・財政・金融問題について、「小泉改革の成果・評価についてどのように認識しているか。景気が回復していると言われているが実感はなく、大企業や大都市の一部に限られているのではない。円高阻止のため巨額の為替介入が行われているが、外国為替資金特別会計への影響をどう見ているか。総理が消費税の議論を封印したことは我が国財政にとって好ましくないのではないか。特別会計における積立金の実態等の情報開示を徹底していくべきではないか。金融緩和策として日銀当座預金の更なる上積みを行った意図は何か」等の質疑があり、これに対して、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣並びに日本銀行総裁より、「最近の経済指標を見ると、明るい兆しが出てきており、「改革なくして成長なし」の改革路線の成果であると考えている。景気の回復が全体に及んでいないとの指摘は理解しており、今後は大企業の業績改善が中小企業に、大都市中心の活況が地方にも及んでいくよう改革を進めていく必要がある。平成十五年度末時点において外国為替資金特別会計が保有している資産に約七兆八千億円の評価損が生ずる見込みであるが、運用益の累計額が約二十八兆円と評価損を大きく上回っており、現段階では問題が生じているとは考えていない。任期までのあと二年半は消費税を上げる必要もないし、上げる環境にもないと判断しているが、消費税の議論を封印しているのではなく、大いに議論をしてほしいと言っている。特別会計の情報開示については、説明責任を強化する観点から所管する各省庁とも協議しながら検討を進めており、積極的に対応するとともに、あわせて国民

に分かりやすい予算書等を示していきたい。日銀当座預金の上積み措置は、市場への流動性を潤沢に供給することにより、短期のみならず、より長めの金利についても押し下げ圧力を働かせ、また、景気が上向きの方向の中で、金利の急上昇を防止していくという趣旨である旨の答弁がありました。

次に、イラク・北朝鮮問題について、「サマワの人々が求めている経済復興支援活動に対して自衛隊では十分に対応できないのではないか。米国のイラク占領統治は成功していないのではないか。メソポタミア湿原の復元事業に積極的に取り組むべきではないか。さきの六か国協議を踏まえ、北朝鮮の核開発問題、拉致問題に政府としてどのように対応していくのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「自衛隊は現地の切実かつ喫緊のニーズに対応できると考えているが、経済復興支援という、より大きなニーズに対してはODA等を活用し、政府全体として取り組んでいきたい。米国のイラク統治は厳しい状況にあると認識しているが、イラクの復興を失敗させてはならず、国際社会が協力する体制を作ることが極めて重要である。メソポタミア湿原の復元事業については、イラク人が歓迎、評価し、必要とする事業について支援の手を差し伸べていくという考え方で臨みたい。二月に行われた六か国協議は期待していたとおりの成果は得られなかったが、六月の次期開催や作業部会の設置が決まるなど一定の成果が得られたと考

えている。今後、北朝鮮に対して拉致問題や核開発問題について総括的、包括的に解決すべく、あらゆるルートを通じて交渉し、所期の目的を達成するよう全力を尽くしてまいりたい旨の答弁がありました。

次に、年金制度改革問題について、「年金制度改革法案は先送りせず国会での成立を図るべきではないか。基礎年金の水準を実質ベースで一五%もダウンさせるのは問題ではないか。年金積立金の運用についてはリスクの高い株式運用をやるべきではないか。アルバイトやパート等の短時間労働者へ厚生年金の適用を行うべきではないか。国民年金の未納対策として、確定申告時に社会保険料の支払い証明書を求めるべきではないか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「提出した法案については成立させなければならない。年金法案についても各党の協力を得て、成立のため全力を尽くしていきたい。今後の年金制度を維持していくためには、負担をある程度抑えていく必要があるが、給付については削減し過ぎないよう配慮している。年金積立金の株式への運用について賛否両論があるのは事実である。専門家の意見も参考にしながら、今後は独立行政法人を作りその中で決定していきたい。短時間労働者への厚生年金の適用問題については、企業側の負担やパート労働者等の負担も考える必要がある、引き続き検討していきたい。確定申告時に社会保険料の支払い証明書を求めるべきとの提案については、真剣に検討するよ

う指示したい旨の答弁がありました。

次に、国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体の改革に関連して、「二兆円の補助金削減に対して税源移譲が不十分なのは問題ではないか。地方交付税等の大幅な削減により地方の予算編成に支障を生じているが、政府としてどう対応するのか。将来的に国税と地方税の税源配分を一对一にしていこうというのは政府の統一した見解なのか。市町村合併と三位一体の改革との関係をどのように理解しているのか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「税源移譲の問題については、国と地方の歳出全体をスリム化していくという大きな要請もあり、地方での量的縮減が必要となる。事業そのものを廃止する場合には税源の移譲を行う必要がないと考えているが、まちづくり交付金等削減分の中から自主性のあるものに充当している点もある。税源の多い団体と少ない団体に差が付くことは事実であるが、地方交付税で調整していくほか、地域再生債等で弾力的な対応をしていきたい。国税と地方税の税源配分を一对一にしていこうという形の閣議決定はないが、この議論が三位一体改革の出発点になったのは事実である。市町村合併については、地方の自主性を確保するため、ある程度規模を大きくしないと厳しい面がある。市町村独自で考える問題であるが、三位一体の改革と無縁とは言いきれない旨の答弁がありました。

最後に、雇用問題に関連して、「雇用情勢は一時より良くなっていると言われているが、現状を

どう認識しているか。請負や派遣が求人の大半を占めている現状は問題ではないか。フリーターの増加は我が国経済の将来に深刻な影響をもたらすおそれがあるがどう認識しているか」等の質疑があり、これに対し、小泉内閣総理大臣及び関係各大臣より、「全国的に見ると、失業者数も減少し、有効求人倍率も十年ぶりに〇・七七まで回復しているが、地域格差が生じており、その原因を究明し取り組んでいく必要がある。正規社員が減少し、派遣社員が増加しているのは、時代の変化の表れであると思われるが、労働条件の改善については十分配慮する必要がある。フリーターが増加していることは必ずしもいい傾向ではない。当面の対策とともに、勤労の重要性をよく理解してもらうような教育も必要である旨の答弁がありました。

質疑はこのほか、鳥インフルエンザ問題への対応策、児童虐待、地域再生への取組、治安対策、ドミニカ移民問題、沖縄米軍基地問題、FTAへの対応策、環境問題、医師・看護師問題、中期財政展望の妥当性、食料自給率、道路公団の民営化、司法制度改革、教育問題、デフレ脱却への対応策、不良債権問題、中小企業対策など、広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、本日をもって質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して山根理事が反対、自由民主党及び公明党を代表して渡辺理事が賛成、日本共産党を代表して林委員が

反対の旨、それぞれ意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成十六年度予算三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 三案に対し、討論の通告がございます。順次発言を許します。樋口俊一君。

〔樋口俊一君登壇、拍手〕

○樋口俊一君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました平成十六年度予算三案に対し、反対の立場から討論を行うものであります。

小泉内閣は、過去三年間、構造改革と称し、国民に不安を与え痛みばかりを押し付ける政治を行ってまいりました。この結果、国民の生活は今や破綻寸前にまで追い込まれ、将来の展望も夢さえも描けない状況で、自殺者の数も高水準で推移し、児童や弱者への虐待は多発し、人心は疲弊、荒廃しております。この失政は厳しく問われなければなりません。

イラク戦争開始の大義名分であつたはずの大量破壊兵器がまだ発見されないまま、政府・与党は自衛隊のイラク派遣をなし崩しで強行いたしました。イラクの地は、一般国民を巻き込んだ流血テロが絶えず、治安情勢は不安定で危険と隣り合わせであります。派遣された自衛隊員の方々は、我が国を代表して復興支援に取り組み奮闘しております。この自衛隊員の安全と無事の帰還を願

わずにはおられません。

我が党は、自衛隊の安全確保の観点から、サマワにおける自衛隊の活動に関する質疑を行つてまいりましたが、政府は機密事項であることなどを盾として、不誠実な答弁に終始するばかりで、イラク問題に対する政府対応のずさんさ、認識の甘さが浮き彫りとなりました。国民への説明責任を全く果たそうとしない小泉内閣の姿勢は、責任ある政権とはほど遠いものであります。

我が党は、被災したイラク国民に対する人道復興支援については積極的に取り組むべきものと考えます。しかし、それには前提条件があります。アメリカ力追従の自衛隊派遣でないこと、我が国が主體的立場で国連を中心とした国際協調体制を再構築すること、イラク復興支援の在り方全体を見直すこと、以上三点が条件となります。

一方、国内問題に目を向けますと、景気回復は一部の企業、製造業が主導する都市部のみ回復兆候があるものの、地方経済とその地域を支える中小企業の多くは景気の回復から完全に取り残されておられ、二極分化が極めて深刻な状況となっております。小泉総理は景気回復傾向が改革の成果だと自画自賛していますが、景気回復はあくまで民間企業の自助努力によるものであり、改革の成果とは全く別物であります。

小泉内閣の掲げる構造改革は、改革と呼ぶには余りにもほど遠く、看板倒れに終わつております。その例が、鳴り物入りでスタートした道路公団民営化です。建設中の道路の一部凍結や国費を

投入せずに三十年以内に四十兆円にも上る債務を償還すると宣言した道路公団改革は、小泉改革の目玉とも言えるものでした。しかし、でき上がった政府案は、当初期待された改革の理念とは似ても似つかない骨抜きの内容で、正に羊頭狗肉と言えるではないでしょうか。

年金制度改革を見ても、保険料と給付年金額のバランス維持しか念頭にない厚労省案をベースにした改革案は、単なる数字合わせと妥協の産物にすぎず、改革と呼ぶにふさわしくないお粗末な結果に終わっております。

国と地方の税財政改革である三位一体改革に至つては、地方に痛みを押し付けるだけの内容でしかありません。補助金と地方交付税を大幅に減らした一方で、税源移譲を十分に行われていないとすれば、地方経済は破壊的打撃を受けるのではないのでしょうか。

我が党は、高速道路料金の無料化、国民が真に安心できる年金改革、霞が関のひも付き補助金の基本的廃止など抜本改革を提案していますが、三年を経過した小泉改革内閣は機能不全に陥り、国民に犠牲ばかりを押し付けているだけであり、断じて認めるわけにはまいりません。

以下、本予算に反対する主な理由を申し述べます。

小泉内閣は、平成二十九年まで厚生年金保険料の上限を一八・三％に固定することで、給付水準は現役収入の五〇％を確保すると宣伝しています。しかし、この数字は最高の条件に近いモデル世帯のものにすぎず、かつその試算の前提となる出生率や経済見通しも極めて甘く、実現不可能な内容であり、国民を欺く誇大広告であると断ぜざるを得ません。

さらに、基礎年金国庫負担割合の引上げに関連して、小泉総理は、自分の任期中は消費税を上げないと無責任な発言をし、消費税の議論を避けております。持続可能な年金制度を構築するためには、消費税論議は欠かせないものであります。現行制度の延長線上だけで負担と給付の在り方を調整する小手先のつじつま合わせは、もはや限界に達しており、年金財政が破綻することは明らかであります。

具体的な展望のないまま負担増では、国民の将来不安や制度不安を払拭できないばかりか、単なる国民への負担の押し付けでしかなく、到底認めるわけにはまいりません。

また、国民に負担を強要する前に、年金資金の無駄遣いを改めるべきであります。今般、社会保険庁の役員宿舍やグリーンピアの建設に多額の年金保険料が積み込まれたり、年金保険料の納付促進のための広告に出演した女優さん自身が年金未納者であることが判明したりとか、無駄遣い実態が次々に明らかとなりました。放置してきた政府に対し猛省を促すとともに、その責任が厳しく問

われなければ真の年金制度改革など断じてあり得ません。

反対の第二の理由は、三位一体改革により、政府の失政のツケを地方に押し付けている点であります。

地方交付税及び地方向け補助金がそれぞれ一兆円以上削減された上に、臨時財政対策債も大幅に削減される一方で、国からの税源移譲などの財源措置はわずか四千五百億円にとどまっています。このため、地方はこれまで歳出削減努力だけでは対応できず、基金を取り崩すなど、予算編成が困難な状況に陥っています。

いまだ地方経済は冷え込んでいるにもかかわらず、大幅な歳出削減が続き、先行きが不透明のままでは、地方はどうして抜本的な改革を行うことができませんか。このような地方へのしわ寄せを強いるだけの改革など、断じて認めるわけにはまいりません。

我が党は、小泉内閣のように地方いじめの予算ではなく、国の裁量に左右されやすい補助金のほとんどを廃止する一方、一括交付金や十分な税源移譲を行うことによって、地方が自主性を発揮できる改革を行います。

反対の第三の理由は、従来型公共事業を温存するなど、効率的な予算編成に向けた改革が全く進んでいない点であります。

予算改革の掛け声だけで、公共事業の省庁別、事業別シェアは、既得権益に縛られ、ほとんど変化が見られず、予算の硬直化は何ら改善されてい

ません。また、小泉内閣が公約に挙げた道路特定財源の見直しも、石原国土交通大臣は九千三百四十二キロの整備計画を超える道路見直し、道路建設を可能とする新直轄方式の可能性を示唆しており、全く進展が見られない結果に終わっています。

道路公団民営化に至っては、不採算な道路建設をやめ、国民負担を最小化し、民間企業としてあるべき自己責任原則を確立するといった、本来あるべき民営化の理念が完全に欠如しています。償還主義や料金プール制を維持したままでは正に道路建設ありきの茶番としか言いようがなく、これを画期的な改革と評価する小泉総理の感覚を全く理解することができません。

反対の第四の理由は、破綻の危機に直面している我が国の財政の再建への道筋が一向に見えない点であります。

本予算では、国債発行額は約三十六兆六千億円と過去最高になり、租税収入は約四十一兆七千億円と、一般会計の半分しか賄うことができない異常事態となっています。さらに、十六年度末には、国と地方を合わせた長期債務残高が七百二十兆円にまで積み上がり、GDPの一・四倍にも達します。にもかかわらず、本予算では交付税特会への返済繰延べ等の隠れ借金を続けるなど、一時的のぎの対応を繰り返しており、借金依存の構造から脱却するめどが全く立っていません。

かかる危機的財政状況の下、二〇一三年度にプライマリーバランスを黒字化するという虚言を

吐きながら、無責任な財政運営を放置する本予算など、断じて認めるわけにはまいりません。

反対第五の理由は、中小企業対策及び雇用対策が不十分である点であります。

景気回復の兆しが見え始めたとはいえ、それはあくまでアメリカや中国の景気に支えられたものであり、いまだ地方経済の中核を担う中小企業は不況から脱することができずに苦しみ嘆いています。雇用を取り巻く環境も依然として厳しく、失業者は三百万人を超え、特に若年者の失業者、とりわけフリーターの増加は我が国の将来にとって深刻な事態となっています。

にもかかわらず、本予算では中小企業対策費はわずか〇・五%の伸びにとどまっており、さらに失業対策に至っては四百六十七億円の減額となっています。日本経済の屋台骨である中小企業及び労働者を冷酷に切り捨てる小泉内閣の本予算に対し反対するものであります。

以上、本予算に反対する主な理由を述べました。

本予算は、官僚の既得権益を放置したまま、構造改革が全く進まない状況と天文学的借金を未来永劫国民に押し付ける内容であることは間違いないく、改革断念予算又は国民虐待予算と呼ぶほかなく、正に小泉内閣三年間の失政を象徴するものと言えましょう。

ビジョンなきつじつま合わせの予算が行き着く先は、我が国財政の破綻であり、国民生活の崩壊であります。我が国の将来を背負う……

○議長(倉田寛之君) 樋口君、時間が超過をいたしております。簡単に願います。

○樋口俊一君(統) 能力も責任もないパフォーマンス先行の小泉内閣の一刻も早い退陣こそが国民の最大の利益となることを申し上げ、反対の討論を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 尾辻秀久君。

(尾辻秀久君登壇、拍手)

○尾辻秀久君 私は、自由民主党及び公明党を代表して、平成十六年度予算三案に対し、賛成の立場から討論を行うものであります。

我が国は、昨年来、イラク復興に世界に誇り得る貢献を行ってまいりました。その過程において二名の外交官を失うという痛ましい悲劇を経験しましたが、こうした卑劣なテロに屈することなく、これまでの努力を継続することが、イラク国民の自由と民生向上をもたらすのみならず、テロ拡散を抑止するために極めて重要であると確信しております。

アナン国連事務総長も、去る二月二十四日、この議場において、我が国の取組について、称賛されるべき連帯姿勢を示したと極めて高い評価をされております。

現在、サマワにおいて復興支援活動に向け困難な任務を遂行されている自衛隊員に対し、心から敬意を表するとともに、一日も早くイラクに平和が訪れるのを心から祈念するものであります。以下、本予算に賛成する主な理由を申し述べます。

まず、年金制度について負担と給付の対応関係を明確に示した長期ビジョンを国民に提示したことであります。これは、将来にわたり持続可能な年金制度を構築しようとするもので、高く評価するものであります。

次に、地方が決定すべきことは地方自らが決定する三位一体の改革に取り組んでいることであります。地方分権の推進は極めて重要な政策の柱であり、歩みを緩めることなく積極的に対応すべきであります。

さらに、我が国経済の根幹を支える中小企業施策、社会不安となっている雇用問題、リーディング産業の創設を目指した科学技術分野への対応、安心、安全のための治安対策や食料安全保障など、重要施策へ重点的に配分された予算を高く評価します。

最後に、予算編成手法に新しい試みを大胆に取り入れたことを評価したいと思います。

複数年度にわたり予算の弾力的執行を行うモデル事業、民間の潜在力を引き出すための規制改革と予算を組み合わせるなどの政策群の導入など、前例にとらわれない革新的な手法が取り入れられております。

これらは、参議院が、決算を重視するという立場から、昨年は代表質問に続き、初めて総理以下全大臣の出席を求めて全般質疑を行うなど、精力的に審議し、六月に決算審査を終えたことにより、その審議内容、決算結果を十六年度予算に反映させた結果であると理解するものであります。

以上、本予算に賛成する主な理由を申し述べました。

政府におかれましては、本予算成立後、迅速かつ適切に執行されることを強く要望いたします。私の賛成討論を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 林紀子君。

(林紀子君登壇、拍手)

○林紀子君 私は、日本共産党を代表して、二〇〇四年度政府予算三案に対する反対討論を行います。

反対する第一の理由は、今後十数年にわたる際限なき年金保険料の引上げや庶民増税など、言わば連続負担増予算だからです。

小泉内閣発足以来、医療保険の三割負担などで既に四兆七千億円もの負担増と給付削減を国民に押し付けてきました。これに加え、年金制度の改悪、高齢者への増税、生活保護の給付削減などで、今後三年間で新たな国民負担増は二兆五千億円以上、合計七兆円もの負担増が強いられることになり、国民の暮らしはますます深刻になり、不安を一層増大させます。

とりわけ、国民の不安をかき立てているのは年金制度の大改悪です。年金保険料は、国会審議抜きで改定できる自動引上げの仕組みを導入し、今後十四年間にわたって毎年七千億円も連想的に引き上げる一方、給付は史上初めて物価上昇分すら割り込む引下げが行われます。現在の年金受給者が二〇二三年度に受け取る年金額は、今と比べて一五%も引き下げられることが明らかになりました。

た。国民年金を始めとする低額な年金を更に引き下げることは、生存権保障の憲法の原則を踏みにじるものです。

年金改革というのなら、国民への約束である基礎年金の国庫負担を二分の一に直ちに引き上げることを実現し、巨額の年金積立金を計画的に取り崩し、給付を支えることです。そして、何よりも雇用の拡大など年金の安定した支え手を増やすことです。さらに、低年金、無年金者の問題を解決するため、基礎年金部分を発展させて、だれもが一定の年金額を受け取れる最低保障年金制度への移行を目指すべきです。日本では、大企業の社会保障への負担がヨーロッパなどと比べ著しく低くなっています。税金の使い方を徹底的に見直すとともに、大企業や高額所得者に応分の負担を求めれば財源は十分に確保できます。

さらに、地方財政の三位一体改革と称して、国が責任を負うべき国庫補助負担金を大幅に廃止、縮減し、福祉や教育の水準を後退させていることも重大です。地方交付税の圧縮と合わせて三兆八千億円も国から地方への財源を切り捨てる一方、税源移譲は四千五百億円と削減額の一二%にしかすぎません。多くの地方自治体から当初予算案も組めない悲鳴が出るほど地方財源を危機に追い込み、地方自治の破壊と住民サービスの大幅な後退をもたらすものです。今必要なことは、国から地方への税財源の移譲と、財源調整機能としての地方交付税制度の原点に立ち返ることです。

反対する第二の理由は、大企業奉仕や公共事業

の浪費の仕組みは温存する一方、国債の新規発行は二年連続史上最高となり、財政破綻を進めるからです。

税収は歳出総額の半分にすぎず、国債の新規発行は当初予算としては史上最高の三兆六千五百億、国、地方の長期債務は合わせて七百十九兆円、国民一人当たり五百六十万円以上にも達し、財政悪化は目を覆うばかりです。

無駄な浪費構造に思い切ったメスを入れることは待ったなしの課題です。ところが、羽田空港拡張事業や関西国際空港二期工事などに多額の予算が計上され、高速道路未整備の二千キロもほとんどの区間の建設が進められます。道路公団問題は、巨額の借金、天下り、政治家への資金還流など、腐敗にまみれた自民党政治の縮図にほかなりません。道路公団の改革というなら、高速道路整備計画をきっぱり廃止して、未整備区間は抜本的に見直すこと、利権と癒着の構造に徹底的にメスを入れるべきです。

政府は、景気回復の芽が出たと自慢していますが、大企業が輸出と大規模なリストラで史上最高の利益を上げているだけで、国民、中小企業にその実感はありません。政府が進めてきた労働市場の規制緩和、労働法制の改悪によって、正社員はこの七年間で約四百万人減少し、アルバイトやパート、派遣労働という低賃金、不安定雇用に置き換えられています。そのため、国民の平均賃金は三年連続で減少しているのです。さらに、若者のフリーターは四百二十万人に急増し、深刻な社

会問題となっています。こんなことを続けては、国民の暮らしの向上や景気回復など望めるわけがありません。

一方で、一般歳出に占める中小企業対策費の割合は史上最低水準のわずか〇・六％、農業の自給率向上に欠かせない価格・所得補償の予算は農業分野全体の三割以下にすぎないなど、国民にとって切実な予算は切り縮められたままです。

各地で発生した鳥インフルエンザは国民に大きな不安を与えています。国の責任で、法改正も含め万全の防疫対策の確立、感染拡大を防ぐための抗インフルエンザ剤の確保、被害を受けた農家、関連業者への補償などに万全を期すべきです。

反対する第三の理由は、イラク占領支援や弾道ミサイル防衛システムに見られるように、アメリカの軍事戦略に日本を一層組み込む予算であり、憲法九条を改悪する策動とも軌を一にしたものだからです。

米英軍が国連憲章を真つ向から踏みしめる無法なイラク戦争を開始して一年が経過しましたが、大義とした大量破壊兵器の発見はおろか、存在すらしなかったとの証言もあります。大量破壊兵器があると断定し、イラクへの自衛隊派兵を強行した小泉内閣の責任は重大です。今なお戦争状態が続いている他国に重火器で武装した自衛隊を派兵し、アメリカの占領支配へ合流、加担することは、憲法が禁ずる武力の行使、交戦権の行使に当たるとは明らかです。今、国際社会に求められているのは、米軍主導の軍事占領を直ちにやめ、

国連中心の枠組みの下での復興支援です。イラク国民に主権を返還し、自衛隊は直ちに撤退すべきです。

米軍への戦争支援を無制限に拡大し、自治体、公共施設を軍事優先で利用し、国民保護の名の下に国民を戦争に強制動員する有事関連法案を撤回し、有事法制、武力事態法、周辺事態法の廃止を強く求めます。

弾道ミサイル防衛システムは、地球規模のアメリカ核戦略に日本を巻き込み、アジア太平洋地域の国々との緊張を激化させるものです。

また、北海道警察などによる捜査費などを流用した組織的な裏金作りが次々と明らかになりました。調査はなおざりであり、捜査もされていません。犯罪を捜査すべき警察による組織ぐるみの犯罪だからです。第三者による外部監査制度を実施すべきです。真相解明を求める国民の声にこたえ、我が党などが求めている参考人招致を直に行うべきです。

最後に、今求められているのは、社会保障、雇用・中小企業対策など、景気回復と国民生活防衛のための予算の拡充です。このことを強く主張して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて討論は終局いたしました。
○議長(倉田寛之君) これより三案を一括して採決いたします。
浅尾慶一郎君外九十三名より、表決は記名投票

をもつて行われたいとの要求が提出されております。

現在の出席議員の五分の一以上に達しているものと認めます。

よつて、表決は記名投票をもつて行います。三案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○議長(倉田寛之君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れはないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕

○議長(倉田寛之君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

〔参事投票を計算〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十五票
白色票 百三十四票
青色票 百一票

よつて、三案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長(日笠勝之君)の報告を求めます。災害対策特別委員長(日笠勝之君)。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔日笠勝之君登壇、拍手〕

○日笠勝之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策推進地域の指定、防災対策推進基本計画の作成等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものであります。

委員会におきまして、提出者衆議院災害対策特別委員長より趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大沢委員より本法律案に賛成する旨の意見が述べられました。

次いで、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十九

賛成

二百二十九

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 日程第二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(共生社会に関する調査会長提出)を議題といたします。

まず、提出者の趣旨説明を求めます。共生社会に関する調査会長狩野安君。

〔議案は本号(その二)に掲載〕

〔狩野安君登壇、拍手〕

○狩野安君 たたいま議題となりました配偶者か

らの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、共生社会に関する調査会を代表して、その提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法律案は、平成十三年に本調査会が提出し、成立に至った配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律において、法施行後三年を目途として検討する旨の規定が設けられていることから、各会派の本調査会委員を構成員とするプロジェクトチームにおいて法改正に向けての検討を重ねた結果を踏まえ、三月二十五日、各会派の総意をもちまして、起草、提出したものであります。

平成十三年十月の配偶者暴力防止法の施行以降、各相談機関において配偶者からの暴力に関する相談件数が増加するなど、配偶者からの暴力が重大な人権侵害であるとの認識が高まる一方、悲惨な暴力事件は後を絶ちません。

これらの状況にかんがみ、本法律案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を推進するため、配偶者からの暴力の定義を拡大するとともに、保護命令制度の拡充、国の基本方針及び都道府県の基本計画の策定、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施等の措置を講ずるほか、被害者の自立支援等について定めることとしております。

以下、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一は、配偶者からの暴力の定義の拡大であり

ます。

配偶者からの暴力の定義を、保護命令に関する部分等を除き、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいうものとするとしております。なお、これに伴いまして、法律前文について所要の改正を行うこととしております。

第二は、保護命令制度の拡充であります。

元配偶者に対する保護命令及び被害者の子への接近禁止命令を可能とするとともに、退去命令の期間を二週間から二か月間に拡大し、退去命令の再度の申立てを認めるほか、保護命令の再度の申立て手続の改善等を行うこととしております。

第三は、市町村による配偶者暴力相談支援センターの業務の実施であります。

市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができるとしてしております。

第四は、被害者の自立支援の明確化等であります。

国及び地方公共団体の責務を規定し、主務大臣は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本方針を、都道府県は基本方針に即して基本計画を定めなければならないこととするとともに、配偶者暴力相談支援センターの業務として被害者の自立支援及び関係機関との調整を明記するほか、配偶者暴力相談支援センターが業務を行うに当たっては、必要に応じ、民間団

体との連携に努めるものとしております。

このほか、警察本部長等の援助、苦情の適切な迅速な処理及び外国人・障害者等への対応について規定してあります。

なお、改正後の法律の規定につきましては、本法律の施行後三年を目途にその施行状況等を勘案し、検討する旨の規定を設けております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十八

賛成

二百二十七

反対

一

よって、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

所得税法等の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。財政金融委員長平野貞夫君。

〔審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載〕

〔平野貞夫君登壇、拍手〕

○平野貞夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案は、平成十六年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置及び年金事業等の事務費に係る国の負担を軽減する特例に関する措置を定めようとするものであります。

次に、所得税法等の一部を改正する法律案は、最近の社会経済情勢及び財政状況を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき

税制の構築に向け、住宅・土地税制、中小企業関連税制、金融・証券税制、年金税制、法人税制、国際課税等について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、政府の国債管理政策の基本的な考え方、プライマリーバランスの試算における消費税の取扱い、所得資産格差の拡大を踏まえた税制の在り方、年金課税の見直しが高齢者の家計に与える影響、住宅ローン減税の効果等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して大塚耕平理事、日本共産党を代表して大門実紀史委員より、それぞれ両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、所得税法等改正案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) 両案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。大塚耕平君。

〔大塚耕平君登壇、拍手〕

○大塚耕平君 私は、民主党・新緑風会を代表して、平成十六年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律

案に反対する立場で討論を行います。

初めに、所得税法等改正案について申し述べます。

本法案には、投資促進を図るための租税条約締結に伴う所要の改正や、中小企業育成を企図したエンジェル税制の拡充など、賛意を示すべき項目も含まれてはおりますものの、幾つかの点で是正を要する内容となっております。

第一に、年金税制の問題です。

本案には、公的年金等控除における高齢者特例や老年者控除の廃止など、六十五歳以上の世代への負担増を課す内容が含まれています。諸控除縮小に伴う課税所得の増加によって、国民健康保険や介護保険の保険料負担が増加し、これらを含む負担増は年金受給額三百万円程度の世帯で約二十万円という試算が示されています。

財政難の折から、高齢者世代にも相応の負担をしていた、ことは必要だと思えます。しかし、今回の年金税制改革案が医療や介護の保険料に影響を及ぼすことは、財務省、厚生労働省とも本案が提出された後に気が付いた次第です。準備不足、調整不足と言わざるを得ません。過度な負担増、所管省庁間での意思疎通の欠落に加え、これから正に年金制度改革論議をスタートさせようとしていることをかんがみると、本案の内容は拙速の感を否めず、賛成するわけにはまいりません。

第二に、不動産譲渡に係る損益通算廃止についてです。

本案では、当該措置を本年一月までさかのぼって適用することとしておりますが、これは税制における不利益不遡及の原則に反するものであります。毎年度末には損益通算制度を前提とした土地取引が行われてきたことを考えますと、十分な周知期間もなく打ち出され、かつ税制の基本原則に反する本案の内容は、拙速なだけではなく、関係者にとってはだまし討ちとも言える対応であり、政府の見識を疑わざるを得ません。

以上のように、不適切な内容が含まれている上に、懸案と思われる諸施策に取り組む姿勢も見られません。例えば、景気対策としてのローン利子控除制度等の有効な消費喚起策は盛り込まれていません。また、納税者意識を希薄化させる消費税の総額表示制度を改めようという動きも見受けられません。租税特別措置の抜本的改廃の必要性が叫ばれて久しいものの、今回もそうした対応は行われず、公平、公正、簡素な税制を目指す内容とはなっておりません。

以上、様々な点から本案に反対するものであります。

次に、公債特例法案に反対する理由を申し述べます。

本法案は、所得税法等改正案がもとに見えてくるほど余りにもひどい内容と背景を抱えております。現下の財政状況を考えれば、無駄な歳出を削減する努力が最大限行われていることが特例公債発行の大前提と言えます。しかし、歳出におけ

る合理化、効率化、削減の余地はまだ多く、歳出官庁の努力は不十分であり、三十兆九百億円もの特例公債を発行するに足る予算とは思えません。

また、本案には、年金事業等の事務費を保険料で賄うことを認める特例措置を一年延長することが含まれております。こうした対応を認めるには、社会保険庁が最大限の経費削減努力をすることが当然の前提となりますが、実態は全く逆であり、同行による年金保険料の無駄遣い、流用の例は枚挙にいとまがありません。特例措置の延長は到底認めることができません。

一昨日の財政金融委員会では、年金相談施設建設費という摩訶不思議な名目で多額の予算が計上されていることを指摘しました。その際、社会保険庁次長は、相談員の使うブース設置のためという答弁をしましたが、その後の調べで、当該予算は各地の新庁舎建設のための費用の一部だということが判明しました。このような虚偽答弁を行う幹部が跳梁跋扈する社会保険庁の事務費を賄うために、特例措置を延長することには全く同意しかねます。

谷垣大臣は、保険は事業であり、事業経費を事業収入から賄うのは当然という答弁を繰り返しておられますが、その考え方に基けば、早晚、医療保険や介護保険でも同じことが起きる可能性があります。

それとも、保険料収入から充当する事業経費の

割合に厳しいシーリングを設けることで国庫負担を軽減し、かつ社会保険庁の無駄遣いにもメスを入れるという一石二鳥をねらっているのでしょうか。衆議院での審議も含め、そういう点に関する谷垣大臣の考え方や決意を聞くことはできませんでした。谷垣大臣には、更に熟慮を重ね、十分な説明責任を果たすことを求めたいと思います。

また、公債特例法の前提となつて今後の経済見通しに関する内閣府の真つ赤な虚偽答弁も目に余るものがあります。内閣府は、二〇一三年度にプライマリーバランスを黒字化できると主張していますが、財政金融委員会の審議において、その前提として、二〇〇七年度から三年間にわたつて消費税率を引き上げること想定していたことが判明しました。去る三月十一日の予算委員会において、モデル推計上、消費税率は変えていないとした内閣府統括官の発言は虚偽答弁であり、国会審議を冒瀆するものであります。

その一方、既に本席を退席されましたが、竹中大臣が三月十八日の財政金融委員会において、モデルや推計の詳細を公開することに同意しました。それ自体は竹中大臣の英断と言えます。評価すべき点は評価申し上げたいと思います。しかし、公開に同意してから既に一週間以上が過ぎています。データや方程式を印刷するだけのはずですが、再三の資料督促に対して、内閣府は、今作業中ですよというばかりです。今日の午前中に内閣府から掛かってきた電話では、いつごろ公開でき

るか分かりませんということです。そうした言いぶりからは、現在、推計をやり直していることが歴然としており、予算案や公債特例法の前提である政府の経済見通しの信頼性は地に落ちたと言わざるを得ません。内閣府を所管する竹中大臣には、本席にはおられません、大いに反省を求めるとともに、経済見通し担当部署の事務体制を抜本的に見直していただきたいと思ひます。

以上のとおり、公債特例法の内容及び背景は余りにもずさんであり、とても賛成できる代物ではありません。

谷垣大臣、竹中大臣には、健全かつ公正な財政運営を実現することを期待するとともに、本席を既に退席したことが大変残念でございますが、小泉首相には、もう少ししなやかに財政や経済見通しの詳細を理解しようとする努力をすることを求めて、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(倉田寛之君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十八

賛成 百三十二

反対 九十六

よつて、両案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) この際、日程に追加して、

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

所得課与税法案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の

特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(倉田寛之君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長長景山俊太郎君。

(審査報告書及び議案は本号(その二)に掲載)

〔景山俊太郎君登壇、拍手〕

○景山俊太郎君 たいだいま議題となりました四法案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案は、個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税等の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止、軽油引取税に係る罰則の強化等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、所得譲与税法案は、本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の税収の一部を所得譲与税とし、都道府県及び市町村に対して譲与しようとするものであります。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から交付税特別会計への繰入れに関する特例を設けるほか、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずるほか、地方交付税の単位費用の改正等を行うおとするものであります。

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、今後の三位一体の改革の全体像の早期具体化、地方団体の意見を三位一体改革に反映する必要性、地方交付税大幅削減の根拠、課税自主権の重要性、国庫補助負担金の廃止、縮減の在り方等

について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して小川敏夫委員、日本共産党を代表して宮本岳志委員、社会民主党・護憲連合を代表して又市征治委員より、それぞれ三法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、三法案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、同法律の有効期限を延長するとともに、新東京国際空港の名称変更に伴い、所要の規定の整備を行うおとするものであります。

委員会におきましては、整備計画の今後の見通し、成田、羽田両空港の役割分担等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(倉田寛之君) たいだいま委員長報告があり

ました議案のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案に対し、討論の通告がございます。発言を許します。内藤正光君。

〔内藤正光君登壇、拍手〕

○内藤正光君 私、民主党・新緑風会を代表して、政府提出の地方税法等の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案にそれぞれ反対の立場から討論を行います。

地方分権を推し進める施策として、小泉総理は声高らかに三位一体改革を訴えてはいます。しかし、私からすれば、これは地方を疲弊させる三位一体改革としか言いようのないひどい内容のものであります。真に地方分権を推進しようとする立場からは、その三位一体改革を前提として提出された今回の三法案に対しては、到底賛成できるものではありません。

以下、その主な理由を具体的に申し述べます。まず、何よりも、小泉総理の地方分権、三位一体改革には、その理念や目指す将来像が全く欠けております。地方分権改革に際しては、将来、国と地方がどのような関係となるのかを描き、国の仕事は何なのか、何を地方に移譲するのかを明確にし、そして目標達成までの具体的工程を示す、これが改革に当たる上での絶対条件であるはずで

す。そのいずれをも示すことなく、小さな数字の移動に終始する小泉内閣の三位一体改革は、既に失敗しているのです。小泉総理の理念なき、具体像なき空虚なスローガンが発せられた後、各省庁はここぞと言わんばかりのその場しのぎ、場当たりの、つじつま合わせ

せ、小手先の改革を準備してきました。総理お得意の丸投げのおかげで、中央省庁と与党族議員は、既得権益の温存のため、ありとあらゆる策を講じることができました。その結果、三位一体改革は地方の自主性向上をできるだけ抑える内容に終わっております。それは、ひも付き補助金の大半が維持されていることから明らかです。権限を手放したくない中央省庁と族議員にとつては、今年度の改革は成功と言えるのでしょうか。

しかし、中央省庁による数合わせの改革が地方にもたらした影響は悲惨です。予算が組めない、あえて赤字予算を組む自治体が出現するなど、地方財政は疲弊と困窮の極みにあります。行財政改革の観点から、国と地方の歳出構造を見直すことは重要です。しかし、小泉内閣の三位一体改革は、地方への一方的な財政負担の押し付け以外の何物でもなく、地方分権とはほど遠いものであります。

各省庁間の押し付け合いの結果、今年度は一兆円、昨年度と合わせて一・二兆円の国庫補助負担金が削減されました。それに対して、地方へ移譲されるのは、所得譲与税四千二百四十九億円と税源移譲予定交付金二千三百九億円、合わせて六千五百五十八億円にすぎません。

その分、地方自治体の裁量が拡大するのと思えば、削減された補助金にかかわる規制はそのまま温存されております。例えば、公立保育所運営費にかかる補助金が廃止され、所得譲与税として

税源が地方へ移譲されることになっていきます。一見、自主財源化によって地方の裁量が拡大するような錯覚にとらわれますが、地方は相変わらず保育所の設置基準、配置基準といった規制で縛られており、裁量が拡大するとは言えません。

また、今回、税源移譲予定特別交付金として手当てされている義務教育費国庫負担金の退職手当に関して言えば、今後十五年間は退職者が増加し続けることが確実であり、極めて裁量の余地が少ないものであります。

地方交付税を見ても、抜本改革は先送りにされたまま総額抑制ばかりが先行しております。右肩上がりの成長期には機能した現行の地方交付税制度が制度疲労に陥っているということは、地方自治に携わる者の共通の認識です。また、努力して歳出削減をした地方自治体ほど交付税が減る、努力すればするほど削減される、地方自治体の歳出構造を見直すというのであれば、このような仕組みをこそ一刻も早く見直さなくてはなりません。この状況下で抜本改革に手を付けずにいるということは、正に小泉内閣の不作為であります。

地方税法等改正案について申し上げれば、今回の改正案は分権に名をかりた単なる増税の側面が強いことを指摘せねばなりません。本法案では、様々な理由を挙げて数々の増税策が盛り込まれております。しかし、これまで述べてきましたように、補助金や交付税の削減を税源移譲に先行させて地方財政を絞り込もうとする政府の方針と併せて考えれば、地方税収をわずかも上げて地方の歳入減の穴埋めをし、批判をかわしたいという中央官僚のこそくな考えが透けて見えるようであります。

以上のように、国の規制に縛られたまま補助金を削減され、その半分程度の税源しか移譲されず、交付税総額が抑制されるとあつては、地方財政が立ち行かなくなることは明らかであります。小泉内閣の地方分権改革は、地方の活性化のための改革ではなく、国の財政負担を地方へ押し付けるだけの改悪に変貌を遂げてしまつております。

地方分権改革の名をかりた借金分担改革にすぎません。対して、民主党は、地域主権型社会や自主・自立・多様性といった理念に軸を置いた地方分権改革を進めてまいります。独自に編成した民主党の平成十六年度予算案において、二十・四兆円のひも付き補助金等の抜本改革を行い、五・五兆円の税源移譲と十三・二兆円の一括交付金の創設を盛り込みました。約十九兆円が地方の裁量でそれぞれの地域のニーズに合わせて自由に使うことができるようになります。この予算案では、地方の自主財源は六十五・九兆円となり、政府案に比べて十四・四兆円も増加します。

このように、民主党の地方分権案は、国と地方の双方が痛みを分かち合いながら地方に財源と権限を約束するものとなっております。これこそが地方の自立を促す真の地方分権改革であり、小泉内閣の三位一体改革なるものは、その名に全く値しない国の財政スリム化計画でしかありません。権限と財源を握っていてこそ存在意義があつた自民党政権には、自らの存在の否定につながる分権改革など到底できるわけはございません。民主党こそが地方分権の任に当たるにふさわしいのであります。

このような、地方を疲弊と混乱に追いやる改革を前提として提出された三法案には断固反対であることを最後に改めて申し述べさせていただきます、私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(倉田寛之君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

まず、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案、所得譲与税法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

す。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十九

反対

九十四

よつて、三案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) 次に、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(倉田寛之君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(倉田寛之君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十二

賛成

二百二十二

反対

〇

よつて、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(倉田寛之君) この際、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件についてお諮りいたします。

議長は、本件につきまして議院運営委員会に諮りましたところ、議席に配付いたしました参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案のとおりとする旨の決定がございました。

〔議案は本号(その二)に掲載〕

○議長(倉田寛之君) 本規程案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(倉田寛之君) 過半数と認めます。

よつて、本規程案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十二分散会

出席者は左のとおり。

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

議員
福本 潤一君 山本 香苗君
島袋 宗康君 遠山 清彦君
千葉 国男君 西銘順志郎君
後藤 博子君 山本 正和君
高野 博師君 弘友 和夫君

小泉 顕雄君	有村 治子君	小林 温君	松山 政司君	太田 豊秋君	河本 英典君
椎名 素夫君	風間 昶君	吉田 博美君	金田 勝年君	吉村剛太郎君	西田 吉宏君
荒木 清寛君	渡辺 孝男君	中原 爽君	谷川 秀善君	野間 昶君	林 芳正君
山本 保君	岩永 浩美君	北岡 秀二君	景山俊太郎君	魚住 汎英君	南野知恵子君
阿南 一成君	大野つや子君	橋本 聖子君	三浦 一水君	服部三男雄君	加藤 紀文君
松 あきら君	加藤 修一君	溝手 顕正君	中島 眞人君	矢野 哲朗君	竹山 裕君
山下 栄一君	魚住裕一郎君	阿部 正俊君	市川 一朗君	真鍋 賢二君	中曾根弘文君
山崎 力君	国井 正幸君	上野 公成君	松谷蒼一郎君	陣内 孝雄君	沓掛 哲男君
田浦 直君	山本 一太君	清水 達雄君	保坂 三蔵君	山東 昭子君	上杉 光弘君
日笠 勝之君	森本 晃司君	宮崎 秀樹君	小野 清子君	斎藤 十朗君	岩本 司君
木庭健太郎君	山口那津男君	尾辻 秀久君	鴻池 祥肇君	榑葉賀津也君	ツルギ マル子君
狩野 安君	泉 信也君	片山虎之助君	清水嘉与子君	信田 邦雄君	若林 秀樹君
佐藤 泰三君	山崎 正昭君	関谷 勝嗣君	若林 正俊君	平野 達男君	辻 泰弘君
浜四津敏子君	統 訓弘君	久世 公堯君	青木 幹雄君	大塚 耕平君	松井 孝治君
鶴岡 洋君	草川 昭三君	佐々木知子君	鶴保 庸介君	森 ゆうこ君	谷林 正昭君
白浜 一良君	扇 千景君	斉藤 滋宣君	黒岩 宇洋君	中島 章夫君	高橋 千秋君
大島 慶久君	月原 茂皓君	高橋紀世子君	岡田 広君	藤原 正司君	山根 隆治君
田中 直紀君	野沢 太三君	関口 昌一君	藤野 公孝君	神本美恵子君	本田 良一君
中島 啓雄君	世耕 弘成君	西川きよし君	中村 敦夫君	高嶋 良充君	藤井 俊男君
荒井 正吾君	山下 英利君	愛知 治郎君	段本 幸男君	佐藤 雄平君	小川 敏夫君
野上浩太郎君	福島啓史郎君	森田 俊夫君	森山 裕君	海野 徹君	郡司 彰君
藤井 基之君	舩添 要一君	森田 次夫君	森下 博之君	櫻井 充君	川橋 幸子君
椎名 一保君	田村耕太郎君	伊達 忠一君	柏村 武昭君	北澤 俊美君	峰崎 直樹君
加治屋義人君	入澤 肇君	岩城 光英君	岸 宏一君	堀 利和君	円 より子君
大仁田 厚君	脇 雅史君	佐藤 昭郎君	仲道 俊哉君	直嶋 正行君	佐藤 道夫君
山下 善彦君	小斉平敏文君	日出 英輔君	鈴木 政二君	谷 博之君	千葉 景子君
有馬 朗人君	加納 時男君	常田 享詳君	武見 敬三君	大淵 絹子君	松岡満壽男君
亀井 郁夫君	木村 仁君	松村 龍二君	岩井 國臣君	岡崎トミ子君	輿石 東君

佐藤 泰介君	築瀬 進君
平田 健二君	江田 五月君
田名部匡省君	渡辺 秀央君
西岡 武夫君	広中和歌子君
山下八洲夫君	勝木 健司君
小林 元君	今泉 昭君
樋口 俊一君	宮本 岳志君
小林美恵子君	又市 征治君
鈴木 寛君	八田ひろ子君
小泉 親司君	大田 昌秀君
池口 修次君	大江 康弘君
大沢 辰美君	井上 美代君
西山登紀子君	淵上 貞雄君
内藤 正光君	浅尾慶一郎君
木俣 佳文君	林 紀子君
畑野 君枝君	紙 智子君
田 英夫君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	小川 勝也君
広野ただし君	井上 哲士君
大門実紀史君	福島 瑞穂君
羽田雄一郎君	柳田 稔君
長谷川 清君	大脇 雅子君
平野 貞夫君	富樫 練三君
岩佐 恵美君	小池 晃君
山本 孝史君	蘆科 満治君
齋藤 勁君	和田ひろ子君
角田 義一君	吉川 春子君
吉岡 吉典君	緒方 靖夫君
市田 忠義君	

国務大臣

内閣総理大臣	小泉純一郎君
総務大臣	麻生 太郎君
法務大臣	野沢 太三君
外務大臣	川口 順子君
財務大臣	谷垣 禎一君
文部科学大臣	河村 建夫君
厚生労働大臣	坂口 力君
農林水産大臣	亀井 善之君
経済産業大臣	中川 昭一君
国土交通大臣	石原 伸晃君
環境大臣	小池百合子君
国務大臣 (内閣官房長官)	福田 康夫君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(男女共同参画))	
国務大臣 (国家公安委員会委員長)	小野 清子君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(青少年育成及び少子化対策、食品安全))	
国務大臣 (防衛庁長官)	石破 茂君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(沖繩及び北方対策、人権保護、学技術政策))	茂木 敏充君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(金融、経済財政政策))	竹中 平蔵君

国務大臣 (内閣府特命担当大臣(規制改革、産業再生機構))	金子 一義君
国務大臣 (内閣府特命担当大臣(防災))	井上 喜一君

議員派遣中の議員

田村 公平君	池田 幹幸君
--------	--------

議長報告事項
去る十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員	辞任	補欠
市田 忠義君	吉岡 吉典君	
農林水産委員	辞任	補欠
吉岡 吉典君	市田 忠義君	
国家基本政策委員	辞任	補欠
大沢 辰美君	吉川 春子君	
予算委員	辞任	補欠
段本 幸男君	小泉 顕雄君	
中川 義雄君	脇 雅史君	
小川 敏夫君	若林 秀樹君	
神本美恵子君	内藤 正光君	

決算委員

辞任	補欠
内藤 正光君	神本美恵子君
峰崎 直樹君	和田ひろ子君
柳田 稔君	池口 修次君

行政監視委員

辞任	補欠
脇 雅史君	中川 義雄君
鈴木 寛君	峰崎 直樹君
西山登紀子君	岩佐 恵美君

議院運営委員

辞任	補欠
小泉 顕雄君	段本 幸男君
池口 修次君	柳田 稔君
魚住裕一郎君	山本 香苗君

懲罰委員

辞任	補欠
森本 晃司君	草川 昭三君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
災害対策特別委員

辞任	補欠
吉田 博美君	田村 公平君

本田 良一君 伊藤 基隆君

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成十五年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十五年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その一)

平成十五年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その一)

同日議長は、次の衆議院提出案を災害対策特別委員会に付託した。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(衆第八号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教科学委員会に付託した。

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第四十五号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

外来生物種規制法案(小川勝也君外三名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆

国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

同日委員長から次の報告書が提出された。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案(衆第八号)審査報告書

同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

参議院議員櫻井充君提出連帯保証人制度に関する質問(第八号)(答弁することができる期限四月十二日)

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科科学委員

辞任

補欠

谷 博之君

補欠

経済産業委員

辞任

補欠

薬科 満治君

補欠

緒方 靖夫君

補欠

国土交通委員

辞任

補欠

富樫 練三君

補欠

国家基本政策委員

辞任

補欠

松田 岩夫君

補欠

予算委員

辞任

補欠

大島 慶久君

補欠

岸 宏一君

補欠

小泉 顕雄君

補欠

仲道 俊哉君

補欠

鈴木 寛君

補欠

樋口 俊一君

補欠

若林 秀樹君

補欠

魚住 裕一郎君

補欠

森本 晃司君

補欠

大沢 辰美君

補欠

西山 登紀子君

補欠

福島 瑞穂君

補欠

決算委員

辞任

補欠

池口 修次君

補欠

行政監視委員

辞任

補欠

中川 義雄君

補欠

峰崎 直樹君

補欠

八田 ひろ子君

補欠

議院運営委員

辞任

補欠

段本 幸男君

補欠

柳田 稔君

補欠

山本 香苗君

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員

辞任

補欠

伊藤 基隆君

補欠

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

決算委員会

理事 小林美恵子君(小林美恵子君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三三号) 総務委員会に付託

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第二七号)

外交防衛委員会に付託

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第二四号) 厚生労働委員会に付託

植物防疫法の一部を改正する法律案(閣法第二五号) 農林水産委員会に付託

去る二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外交防衛委員	辞任	月原 茂皓君	補欠	尾辻 秀久君	同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。 平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例等に関する法律案(城島正光君外四名提出)																		
財政金融委員	辞任	補欠	月原 茂皓君	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 内閣委員	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君	
文教科学委員	辞任	補欠	谷 博之君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
経済産業委員	辞任	補欠	藁科 満治君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
国土交通委員	辞任	補欠	富樫 練三君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
国家基本政策委員	辞任	補欠	緒方 靖夫君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
予算委員	辞任	補欠	大島 慶久君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	日出 英輔君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	松田 岩夫君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	脇 雅史君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	浅尾慶一郎君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	木俣 佳丈君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	平野 達男君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	弘友 和夫君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君
	辞任	補欠	田 英夫君	同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	同日衆議院から、次の内閣提出案を受領した。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)	辞任	川橋 幸子君	補欠	高嶋 良充君	補欠	山内 俊夫君	高嶋 良充君	川橋 幸子君	小林 温君	補欠	樋口 俊一君	補欠	円 より子君	補欠	尾辻 秀久君	岩本 司君	櫻井 充君	月原 茂皓君

同日議員から次の議案が提出された。

青少年健全育成基本法案(中曽根弘文君外三名
発議)(参第二二二号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外一名提出)
(衆第一六号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

警察法の一部を改正する法律案(閣法第一六号)

内閣委員会に付託

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第二二二号)

総務委員会に付託

関税定率法等の一部を改正する法律案(閣法第六号)

財政金融委員会に付託

平成十六年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(閣法第二八号)

厚生労働委員会に付託

森林法の一部を改正する法律案(閣法第三六号)

農林水産委員会に付託

国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国土利用計画法及び都市再生特別措置法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号)

国土交通委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

シベリア抑留問題に関する質問主意書(谷博之君提出)(第九号)

同日人事院総裁から、国家公務員法第百三条第九項の規定に基づく平成十五年の営利企業への就職の承認に関する年次報告を受領した。

同日人事院総裁から、国と民間企業との間の人事交流に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく平成十五年の官民人事交流に関する年次報告を受領した。

同日議長は、十九日のアンナ・プサルダ・ペナキ・ギリシヤ共和国国会議長就任に際し、同議長宛、祝電を発送した。

昨二十五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

関口 昌一君

補欠

藤野 公孝君

高嶋 良充君

川橋 幸子君

総務委員

辞任

小林 温君

補欠

山内 俊夫君

吉村剛太郎君

愛知 治郎君

川橋 幸子君

高嶋 良充君

法務委員

辞任

円 より子君

補欠

樋口 俊一君

外交防衛委員

辞任

愛知 治郎君

補欠

桜井 新君

櫻井 充君

岩本 司君

財政金融委員

辞任

岩本 司君

補欠

櫻井 充君

樋口 俊一君

円 より子君

池田 幹幸君

岩佐 恵美君

厚生労働委員

辞任

渡辺 孝男君

補欠

風間 昶君

農林水産委員

辞任

市田 忠義君

補欠

西山登紀子君

経済産業委員

辞任

山内 俊夫君

補欠

小林 温君

国土交通委員

辞任

西山登紀子君

市田 忠義君

環境委員

辞任

藤野 公孝君

補欠

関口 昌一君

予算委員

辞任

桜井 新君

補欠

吉村剛太郎君

風間 昶君

渡辺 孝男君

岩佐 恵美君

池田 幹幸君

中川 義雄君

補欠

藤井 基之君

高野 博師君

山下 栄一君

小泉 親司君

井上 哲士君

決算委員

辞任

藤井 基之君

補欠

中川 義雄君

山下 栄一君

高野 博師君

畑野 君枝君

小泉 親司君

議院運営委員

辞任

井上 哲士君

補欠

畑野 君枝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

沖縄及び北方問題に関する特別委員

辞任

岩本 司君

補欠

山根 隆治君

木俣 佳丈君

高橋 千秋君

同日調査会長から次の議案が提出された。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(共生社会に関する調査会長提出)(参第一三三号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

クリーニング業法の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第一七号)

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第一八号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を災害対策特別委員会に付託した。

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案(閣法第四号)

同日議長は、次の議員提案案を予備審査のため衆議院に送付した。

乳幼児医療費の支給に関する法律案(井上美代君外一名発議)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成十五年第三・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

本日委員長から次の報告書が提出された。

平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算及び平成十六年度政府関係機関予算審査報告書

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第三号)審査報告書

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第二〇号)審査報告書

所得譲与税法案(閣法第二二号)審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第二二号)審査報告書

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第二三号)審査報告書

(閣法第二三号)審査報告書

投票者氏名

平成十六年度一般会計予算
平成十六年度特別会計予算
平成十六年度政府関係機関予算

賛成者(白色票)氏名

一三四名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大島 慶久君 大仁田 厚君
大野つや子君 太田 豊秋君
扇 千景君 岡田 広君
加治屋義人君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 柏村 武昭君
片山虎之助君 金田 勝年君
亀井 郁夫君 河本 英典君
木村 仁君 岸 宏一君
北岡 秀二君 久世 公堯君
杳掛 哲男君 国井 正幸君
小泉 顕雄君 小斉平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 佐々木知子君

佐藤 昭郎君 佐藤 泰三君
斎藤 滋宣君 斎藤 十朗君
山東 昭子君 清水嘉子君
清水 達雄君 椎名 一保君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関口 昌一君
関谷 勝嗣君 田浦 直君
田中 直紀君 田村耕太郎君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
段本 幸男君 月原 茂皓君
常田 享詳君 鶴保 庸介君
中島 啓雄君 中島 眞人君
中曾根弘文君 中原 爽君
仲道 俊哉君 西田 吉宏君
西銘順志郎君 野上浩太郎君
野沢 太三君 野間 越君
南野知恵子君 橋本 聖子君
服部三男雄君 林 芳正君
日出 英輔君 福島啓史郎君
藤井 基之君 藤野 公孝君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
舩添 要一君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 松山 政司君
三浦 一水君 溝手 顕正君
宮崎 秀樹君 森下 博之君
森田 次夫君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君

反対者(青色票)氏名

一〇一名

浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 池口 修次君
今泉 昭君 岩本 司君
海野 徹君 江田 五月君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大江 康弘君 大塚 耕平君
大淵 絹子君 大脇 雅子君
岡崎トミ子君 勝木 健司君
神本美恵子君 川橋 幸子君
木俣 佳文君 北澤 俊美君

郡司 彰君	小泉 親司君	小池 晃君	野上浩太郎君	野沢 太三君
奥石 東君	大門実紀史君	小林美恵子君	岡田 広君	南野知恵子君
佐藤 道夫君	西山登紀子君	富樫 練三君	加藤 紀文君	服部三男雄君
齋藤 勁君	八田ひろ子君	畑野 君枝君	狩野 安君	日出 英輔君
榊葉賀津也君	宮本 岳志君	林 紀子君	柏村 武昭君	福島啓史郎君
田名部匡省君	吉川 春子君	吉岡 吉典君	金田 勝年君	藤野 公孝君
高橋 千秋君	田 英夫君	大田 昌秀君	河本 英典君	保坂 三蔵君
谷林 正昭君	淵上 貞雄君	福島 瑞穂君	岸 宏一君	真鍋 賢二君
シルン マルティ君	島袋 宗康君	又市 征治君	久世 公堯君	松谷蒼一郎君
角田 義一君	高橋紀世子君	山本 正和君	国井 正幸君	松山 政司君
直嶋 正行君	黒岩 宇洋君	中村 敦夫君	小齊平敏文君	溝手 顕正君
西岡 武夫君	本岡 昭次君	西川きよし君	後藤 博子君	森下 博之君
羽田雄一郎君			佐々木知子君	森山 裕君
樋口 俊一君			佐藤 泰三君	山内 俊夫君
平野 貞夫君			斎藤 十朗君	山崎 正昭君
広中和歌子君			清水嘉与子君	山下 善彦君
藤井 俊男君			椎名 一保君	吉田 博美君
堀 利和君			鈴木 政二君	若林 正俊君
松井 孝治君			関口 昌一君	浅尾慶一郎君
円 より子君			田浦 直君	伊藤 基隆君
森 ゆうこ君			田村耕太郎君	世耕 弘成君
柳田 稔君			竹山 裕君	関谷 勝嗣君
山根 隆治君			谷川 秀善君	田中 直紀君
和田ひろ子君			月原 茂皓君	伊達 忠一君
渡辺 秀央君			鶴保 庸介君	武見 敬三君
井上 哲士君			中島 眞人君	段本 幸男君
市田 忠義君			中原 爽君	常田 享詳君
緒方 靖夫君			西田 吉宏君	中島 啓雄君
				中曾根弘文君
				仲道 俊哉君
				西銘順志郎君
				奥石 東君
				郡司 彰君
				川橋 幸子君
				勝木 健司君
				大脇 雅子君
				大塚 耕平君
				小川 勝也君
				海野 徹君
				今泉 昭君
				伊藤 基隆君
				浅尾慶一郎君
				若林 正俊君
				吉田 博美君
				山下 善彦君
				山崎 正昭君
				山内 俊夫君
				森山 裕君
				森下 博之君
				溝手 顕正君
				松山 政司君
				松谷蒼一郎君
				真鍋 賢二君
				藤野 公孝君
				福島啓史郎君
				林 芳正君
				橋本 聖子君
				野間 越君
				野上浩太郎君
				野沢 太三君

日程第一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案 (衆議院提出)	賛成者氏名	二二九名
阿南 一成君	阿部 正俊君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上杉 光弘君	上杉 光弘君
上野 公成君	小野 清子君	小野 清子君
尾辻 秀久君	大島 慶久君	大島 慶久君
大仁田 厚君	大野つや子君	大野つや子君

太田 豊秋君	扇 千景君	野上浩太郎君	野沢 太三君
岡田 広君	加治屋義人君	南野知恵子君	服部三男雄君
加藤 紀文君	加納 時男君	日出 英輔君	藤井 基之君
狩野 安君	景山俊太郎君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
柏村 武昭君	片山虎之助君	舛添 要一君	松村 龍二君
金田 勝年君	亀井 郁夫君	三浦 一水君	宮崎 秀樹君
河本 英典君	木村 仁君	森田 次夫君	矢野 哲朗君
岸 宏一君	北岡 秀二君	山崎 力君	山下 英利君
久世 公堯君	杓掛 哲男君	山本 一太君	吉村剛太郎君
国井 正幸君	小泉 顕雄君	脇 雅史君	朝日 俊次君
小齊平敏文君	小林 温君	池口 修次君	岩本 司君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	江田 五月君	大江 康弘君
佐々木知子君	佐藤 昭郎君	大淵 絹子君	岡崎トミ子君
佐藤 泰三君	斉藤 滋宜君	神本美恵子君	北澤 俊美君
斎藤 十朗君	山東 昭子君	小林 元君	佐藤 泰介君
清水嘉与子君	清水 達雄君	佐藤 泰介君	
椎名 一保君	陣内 孝雄君		
鈴木 政二君	世耕 弘成君		
関口 昌一君	関谷 勝嗣君		
田浦 直君	田中 直紀君		
田村耕太郎君	伊達 忠一君		
竹山 裕君	武見 敬三君		
谷川 秀善君	段本 幸男君		
月原 茂皓君	常田 享詳君		
鶴保 庸介君	中島 啓雄君		
中島 眞人君	中曾根弘文君		
中原 爽君	仲道 俊哉君		
西田 吉宏君	西銘順志郎君		

平成十六年三月二十六日 参議院會議録第十号(その一) 投票者氏名

佐藤 道夫君	佐藤 雄平君	日笠 勝之君	弘友 和夫君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	田村耕太郎君	伊達 忠一君
齋藤 勲君	櫻井 充君	福本 潤一君	松 あきら君	有村 治子君	泉 信也君	竹山 裕君	武見 敬三君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	森本 晃司君	山口那津男君	市川 一朗君	入澤 肇君	谷川 秀善君	段本 幸男君
田名部匡省君	高嶋 良充君	山本 香苗君	山本 保君	岩井 國臣君	岩城 光英君	月原 茂皓君	常田 享詳君
高橋 千秋君	谷 博之君	渡辺 孝男君	井上 哲士君	岩永 浩美君	上杉 光弘君	鶴保 庸介君	中島 啓雄君
谷林 正昭君	千葉 景子君	井上 美代君	岩佐 恵美君	上野 公成君	魚住 汎英君	中島 眞人君	中曾根弘文君
ツルキン マルティ君	辻 泰弘君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君	尾辻 秀久君	大島 慶久君	中原 爽君	仲道 俊哉君
角田 義一君	内藤 正光君	紙 智子君	小池 晃君	大仁田 厚君	大野つや子君	西田 吉宏君	西銘順志郎君
直嶋 正行君	中島 章夫君	小泉 親司君	小林美恵子君	太田 豊秋君	扇 千景君	野上浩太郎君	野間 越君
西岡 武夫君	信田 邦雄君	大門実紀史君	富樫 練三君	岡田 広君	加治屋義人君	南野知恵子君	橋本 聖子君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	西山登紀子君	畑野 君枝君	加藤 紀文君	加納 時男君	服部三男雄君	林 芳正君
樋口 俊一君	平田 健二君	八田ひろ子君	林 紀子君	狩野 安君	景山俊太郎君	日出 英輔君	福島啓史郎君
平野 貞夫君	平野 達男君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君	柏村 武昭君	片山虎之助君	藤井 基之君	藤野 公孝君
広中和歌子君	広野ただし君	吉川 春子君	大田 昌秀君	金田 勝年君	亀井 郁夫君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
藤井 俊男君	藤原 正司君	田 英夫君	福島 瑞穂君	河本 英典君	木村 仁君	舩添 要一君	松谷蒼一郎君
堀 利和君	本田 良一君	淵上 貞雄君	又市 征治君	岸 宏一君	北岡 秀二君	松村 龍二君	松山 政司君
松岡満壽男君	円 より子君	島袋 宗康君	山本 正和君	久世 公堯君	杓掛 哲男君	三浦 一水君	溝手 顕正君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	高橋紀世子君	中村 敦夫君	国井 正幸君	小泉 顕雄君	宮崎 秀樹君	森下 博之君
築瀬 進君	柳田 稔君	黒岩 宇洋君	西川きよし君	小斉平敏文君	小林 温君	森田 次夫君	森山 裕君
山下八洲夫君	山根 隆治君	本岡 昭次君		後藤 博子君	鴻池 祥肇君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山本 孝史君	和田ひろ子君			佐々木知子君	佐藤 昭郎君	山崎 力君	山崎 正昭君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君			佐藤 泰三君	齊藤 滋宜君	山下 英利君	山下 善彦君
薫科 満治君	荒木 清寛君			斎藤 十朗君	山東 昭子君	山本 一太君	吉田 博美君
魚住裕一郎君	加藤 修一君			清水嘉与子君	清水 達雄君	吉村太郎君	若林 正俊君
風間 昶君	草川 昭三君			椎名 一保君	陣内 孝雄君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君
木庭健太郎君	白浜 一良君			鈴木 政二君	世耕 弘成君	朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
高野 博師君	千葉 国男君			関口 昌一君	関谷 勝嗣君	池口 修次君	今泉 昭君
統 訓弘君	鶴岡 洋君			田浦 直君	田中 直紀君	岩本 司君	海野 徹君
遠山 清彦君	浜四津敏子君						

反対者氏名

○名

日程第二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律案(共生社会に関する調査会長提出)

賛成者氏名

二二七名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君

江田 五月君	小川 勝也君	和田ひろ子君	若林 秀樹君	反対者氏名	一名	香掛 哲男君	国井 正幸君
大江 康弘君	大塚 耕平君	渡辺 秀央君	蘆科 満治君	高橋紀世子君		小泉 顕雄君	小斉平敏文君
大淵 絹子君	大脇 雅子君	荒木 清寛君	魚住裕一郎君			小林 温君	後藤 博子君
岡崎トミ子君	勝木 健司君	加藤 修一君	風間 昶君			鴻池 祥肇君	佐々木知子君
神本美恵子君	川橋 幸子君	草川 昭三君	木庭健太郎君	平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)		佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
北澤 俊美君	郡司 彰君	白浜 一良君	高野 博師君	所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)		斉藤 滋宣君	斎藤 十朗君
小林 元君	奥石 東君	千葉 国男君	統 訓弘君	賛成者氏名	一三二名	山東 昭子君	清水嘉与子君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	鶴岡 洋君	遠山 清彦君	阿南 一成君	阿部 正俊君	清水 達雄君	椎名 一保君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	浜四津敏子君	日笠 勝之君	愛知 治郎君	青木 幹雄君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君
櫻井 充君	榛葉賀津也君	弘友 和夫君	福本 潤一君	荒井 正吾君	有馬 朗人君	世耕 弘成君	関口 昌一君
鈴木 寛君	田名部匡省君	松 あきら君	森本 晃司君	有村 治子君	泉 信也君	関谷 勝嗣君	田浦 直君
高嶋 良充君	高橋 千秋君	山口那津男君	山本 香苗君	市川 一朗君	入澤 肇君	田中 直紀君	田村耕太郎君
谷 博之君	谷林 正昭君	山本 保君	渡辺 孝男君	岩井 國臣君	岩城 光英君	伊達 忠一君	竹山 裕君
千葉 景子君	シルシマルテ君	井上 哲士君	井上 美代君	岩永 浩美君	上杉 光弘君	武見 敏三君	谷川 秀善君
辻 泰弘君	角田 義一君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君	上野 公成君	魚住 汎英君	段本 幸男君	月原 茂皓君
内藤 正光君	直嶋 正行君	大沢 辰美君	紙 智子君	小野 清子君	尾辻 秀久君	常田 享詳君	鶴保 庸介君
中島 章夫君	西岡 武夫君	小池 晃君	小泉 親司君	大島 慶久君	大仁田 厚君	中島 啓雄君	中島 眞人君
信田 邦雄君	羽田雄一郎君	小林美恵子君	大門美紀史君	小野 清子君	尾辻 秀久君	中曽根弘文君	中原 爽君
長谷川 清君	樋口 俊一君	富樫 練三君	西山登紀子君	大野つや子君	太田 豊秋君	仲道 俊哉君	西田 吉宏君
平田 健二君	平野 貞夫君	畑野 君枝君	八田ひろ子君	扇 千景君	岡田 広君	西銘順志郎君	野上浩太郎君
平野 達男君	広中和歌子君	林 紀子君	宮本 岳志君	加治屋義人君	加藤 紀文君	野沢 太三君	野間 昶君
広野ただし君	藤井 俊男君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	加納 時男君	狩野 安君	南野知恵子君	橋本 聖子君
藤原 正司君	堀 利和君	大田 昌秀君	田 英夫君	景山俊太郎君	柏村 武昭君	服部三男雄君	林 芳正君
本田 良一君	松岡満壽男君	又市 征治君	淵上 貞雄君	片山虎之助君	金田 勝年君	日出 英輔君	福島啓史郎君
円 より子君	峰崎 直樹君	山本 正和君	島袋 宗康君	亀井 郁夫君	河本 英典君	藤井 基之君	藤野 公孝君
森 ゆうこ君	築瀬 進君	黒岩 宇洋君	中村 敦夫君	木村 仁君	岸 宏一君	保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
柳田 稔君	山下八洲夫君	本岡 昭次君	西川きよし君	北岡 秀二君	久世 公堯君	舩添 要一君	松谷蒼一郎君
山根 隆治君	山本 孝史君					松村 龍二君	松山 政司君

三浦 一水君	溝手 顕正君	勝木 健司君	神本美恵子君	大沢 辰美君	紙 智子君	魚住 汎英君	小野 清子君
宮崎 秀樹君	森下 博之君	川橋 幸子君	郡司 彰君	小池 晃君	小泉 親司君	尾辻 秀久君	大島 慶久君
森田 次夫君	森山 裕君	小林 元君	奥石 東君	小林美恵子君	大門実紀史君	大仁田 厚君	大野つや子君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	富樫 練三君	西山登紀子君	太田 豊秋君	扇 千景君
山崎 力君	山崎 正昭君	佐藤 雄平君	齋藤 勁君	畑野 君枝君	八田ひろ子君	岡田 広君	加治屋義人君
山下 英利君	山下 善彦君	櫻井 充君	榛葉賀津也君	林 紀子君	宮本 岳志君	加藤 紀文君	加納 時男君
山本 一太君	吉田 博美君	鈴木 寛君	田名部匡省君	吉岡 吉典君	吉川 春子君	狩野 安君	景山俊太郎君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	高嶋 良充君	高橋 千秋君	大田 昌秀君	田 英夫君	柏村 武昭君	片山虎之助君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君	谷 博之君	谷林 正昭君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君	金田 勝年君	亀井 郁夫君
加藤 修一君	風間 昶君	千葉 景子君	ツルギ マルティ君	又市 征治君	島袋 宗康君	河本 英典君	木村 仁君
草川 昭三君	木庭健太郎君	辻 泰弘君	角田 義一君	山本 正和君	高橋紀世子君	岸 宏一君	北岡 秀二君
白浜 一良君	高野 博師君	内藤 正光君	直嶋 正行君	中村 敦夫君	黒岩 宇洋君	久世 公堯君	杳掛 哲男君
千葉 国男君	統 訓弘君	中島 章夫君	西岡 武夫君	西川きよし君	本岡 昭次君	国井 正幸君	小泉 顕雄君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君	信田 邦雄君	羽田雄一郎君			小齊平敏文君	小林 温君
浜四津敏子君	日笠 勝之君	長谷川 清君	樋口 俊一君			後藤 博子君	佐々木知子君
弘友 和夫君	福本 潤一君	平田 健二君	平野 貞夫君			佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
松 あきら君	森本 晃司君	平野 達男君	広中和歌子君			齊藤 滋宣君	斎藤 十朗君
山口那津男君	山本 香苗君	広野ただし君	藤井 俊男君			山東 昭子君	清水嘉与子君
山本 保君	渡辺 孝男君	藤原 正司君	堀 利和君			清水 達雄君	椎名 一保君
		本田 良一君	松岡満壽男君			陣内 孝雄君	鈴木 政二君
		円 より子君	峰崎 直樹君			世耕 弘成君	関口 昌一君
		森 ゆうこ君	築瀬 進君			関谷 勝嗣君	田浦 直君
		柳田 稔君	山下八洲夫君			田中 直紀君	田村耕太郎君
		山根 隆治君	山本 孝史君			伊達 忠一君	竹山 裕君
		和田ひろ子君	若林 秀樹君			武見 敬三君	谷川 秀善君
		渡辺 秀央君	廣科 満治君			段本 幸男君	月原 茂皓君
		井上 哲士君	井上 美代君			常田 享詳君	鶴保 庸介君
		岩佐 恵美君	緒方 靖夫君			中島 啓雄君	中島 眞人君

中曾根弘文君	中原 爽君	山本 保君	渡辺 孝男君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君	高橋紀世子君	
西銘順志郎君	野上浩太郎君		
野沢 太三君	野間 赴君		
南野知恵子君	橋本 聖子君		
服部三男雄君	林 芳正君		
日出 英輔君	福島啓史郎君		
藤井 基之君	藤野 公孝君		
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君		
舩添 要一君	松谷蒼一郎君		
松村 龍二君	松山 政司君		
三浦 一水君	溝手 顕正君		
宮崎 秀樹君	森下 博之君		
森田 次夫君	森山 裕君		
矢野 哲朗君	山内 俊夫君		
山崎 力君	山崎 正昭君		
山下 英利君	山本 一太君		
吉田 博美君	吉村剛太郎君		
若林 正俊君	荒木 清寛君		
魚住裕一郎君	加藤 修一君		
風間 昶君	草川 昭三君		
木庭健太郎君	白浜 一良君		
高野 博師君	千葉 国男君		
統 訓弘君	鶴岡 洋君		
遠山 清彦君	浜四津敏子君		
日笠 勝之君	福本 潤一君		
松 あきら君	森本 晃司君		
山口那津男君	山本 香苗君		

反対者氏名

九四名

浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	堀 利和君	本田 良一君
伊藤 基隆君	池口 修次君	松岡満壽男君	円 より子君
今泉 昭君	岩本 司君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
海野 徹君	江田 五月君	築瀬 進君	柳田 稔君
小川 勝也君	大江 康弘君	山下八洲夫君	山根 隆治君
大塚 耕平君	大淵 綱子君	山本 孝史君	和田ひろ子君
大脇 雅子君	岡崎トミ子君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君
勝木 健司君	神本美恵子君	藁科 満治君	井上 哲士君
川橋 幸子君	郡司 彰君	井上 美代君	岩佐 恵美君
小林 元君	奥石 東君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	紙 智子君	小池 晃君
佐藤 雄平君	齋藤 勁君	小泉 親司君	小林美恵子君
榛葉賀津也君	鈴木 寛君	大門実紀史君	富樫 練三君
田名部匡省君	高嶋 良充君	西山登紀子君	畑野 君枝君
高橋 千秋君	谷 博之君	八田ひろ子君	林 紀子君
谷林 正昭君	千葉 景子君	宮本 岳志君	吉岡 吉典君
ツルギ マレイ君	辻 泰弘君	吉川 春子君	大田 昌秀君
角田 義一君	内藤 正光君	田 英夫君	福島 瑞穂君
直嶋 正行君	中島 章夫君	淵上 貞雄君	又市 征治君
西岡 武夫君	信田 邦雄君	島袋 宗康君	山本 正和君
羽田雄一郎君	長谷川 清君	中村 敦夫君	黒岩 宇洋君
樋口 俊一君	平田 健二君	西川きよし君	本岡 昭次君
平野 貞夫君	平野 達男君		
広中和歌子君	広野ただし君		
藤井 俊男君	藤原 正司君		

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二二三名

阿南 一成君	阿部 正俊君	荒井 正吾君	有馬 朗人君
愛知 治郎君	青木 幹雄君	有村 治子君	泉 信也君
		市川 一朗君	入澤 肇君
		岩井 國臣君	岩城 光英君
		上杉 光弘君	上野 公成君
		魚住 汎英君	小野 清子君
		尾辻 秀久君	大島 慶久君
		大仁田 厚君	大野つや子君
		太田 豊秋君	扇 千景君
		岡田 広君	加治屋義人君
		加藤 紀文君	加納 時男君
		狩野 安君	景山俊太郎君
		柏村 武昭君	片山虎之助君
		金田 勝年君	亀井 郁夫君
		河本 英典君	木村 仁君
		岸 宏一君	北岡 秀二君
		久世 公堯君	杓掛 哲男君
		国井 正幸君	小泉 顕雄君
		小斉平敏文君	小林 温君
		後藤 博子君	佐々木知子君
		佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
		斉藤 滋宣君	斎藤 十朗君
		山東 昭子君	清水嘉子君
		清水 達雄君	椎名 一保君
		陣内 孝雄君	鈴木 政二君
		世耕 弘成君	関口 昌一君
		関谷 勝嗣君	関中 直紀君
		田村耕太郎君	伊達 忠一君

平成十六年三月二十六日 参議院会議録第十号(その一) 投票者氏名

竹山 裕君	武見 敬三君	大塚 耕平君	大淵 絹子君	魚住裕一郎君	加藤 修一君
谷川 秀善君	段本 幸男君	大脇 雅子君	岡崎トミ子君	風間 昶君	草川 昭三君
月原 茂皓君	常田 享詳君	勝木 健司君	神本美恵子君	木庭健太郎君	白浜 一良君
鶴保 庸介君	中島 啓雄君	川橋 幸子君	郡司 彰君	高野 博師君	千葉 国男君
中島 眞人君	中曾根弘文君	小林 元君	奥石 東君	続 訓弘君	鶴岡 洋君
中原 爽君	仲道 俊哉君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	遠山 清彦君	浜四津敏子君
西田 吉宏君	西銘順志郎君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君	日笠 勝之君	福本 潤一君
野上浩太郎君	野沢 太三君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	松 あきら君	森本 晃司君
野間 赴君	南野知恵子君	田名部匡省君	高嶋 良充君	山口那津男君	山本 香苗君
橋本 聖子君	服部三男雄君	高橋 千秋君	谷 博之君	山本 保君	渡辺 孝男君
林 芳正君	日出 英輔君	谷林 正昭君	千葉 景子君	井上 哲士君	井上 美代君
福島啓史郎君	藤井 基之君	沢シヅカ君	辻 泰弘君	岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君	角田 義一君	内藤 正光君	大沢 辰美君	紙 智子君
真鍋 賢二君	舛添 要一君	直嶋 正行君	中島 章夫君	小池 晃君	小泉 親司君
松谷蒼一郎君	松村 龍二君	西岡 武夫君	信田 邦雄君	小林美恵子君	大門実紀史君
松山 政司君	三浦 一水君	羽田雄一郎君	長谷川 清君	富樫 練三君	西山登紀子君
溝手 顕正君	宮崎 秀樹君	樋口 俊一君	平田 健二君	畑野 君枝君	八田ひろ子君
森下 博之君	森田 次夫君	平野 貞夫君	平野 達男君	林 紀子君	宮本 岳志君
森山 裕君	矢野 哲朗君	広中和歌子君	広野ただし君	吉岡 吉典君	吉川 春子君
山内 俊夫君	山崎 力君	藤井 俊男君	藤原 正司君	大田 昌秀君	田 英夫君
山崎 正昭君	山下 英利君	堀 利和君	本田 良一君	福島 瑞穂君	淵上 貞雄君
山本 一太君	吉田 博美君	松岡満壽男君	円 より子君	又市 征治君	島袋 宗康君
吉村剛太郎君	若林 正俊君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	山本 正和君	高橋紀世子君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	築瀬 進君	柳田 稔君	中村 敦夫君	黒岩 宇洋君
伊藤 基隆君	池口 修次君	山下八洲夫君	山根 隆治君	西川きよし君	本岡 昭次君
今泉 昭君	岩本 司君	山本 孝史君	和田ひろ子君		
海野 徹君	江田 五月君	若林 秀樹君	渡辺 秀央君		
小川 勝也君	大江 康弘君	藁科 満治君	荒木 清寛君		

反対者氏名

○名

平成十六年三月二十六日 参議院会議録第十号(その二)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外
平成十六年三月二十六日

○第百五十九回国参議院會議録第十号(その二)

(本号(その一)参照)

審査報告書

平成十六年度一般会計予算
平成十六年度特別会計予算
平成十六年度政府関係機関予算
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よって要領書を添えて報告する。

平成十六年三月二十六日

予算委員長 片山虎之助
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

平成十六年度一般会計予算、平成十六年度特別会計予算及び平成十六年度政府関係機関予算並びに平成十六年度財政投融资計画は、「官から民へ」、「国から地方へ」、「利用者の選択の拡大へ」、「ハードからソフトへ」といった基本的考え方に立ち、国と地方を合わせた歳出全体にわたる徹底した見直しを行うこととし、(一)一般会計歳出及び一般歳出については実質的に十五年度の水準以下に抑制するとともに、国債発行額を極力抑制する、(二)「国から地方へ」の考

えの下、補助金改革、地方交付税改革及び税源移譲を含む税源配分の見直しのいわゆる「三位一体の改革」を進める、(三)予算手法の改革として「モデル事業」を試行的に導入するとともに、予算の配分に当たり「政策群」の手法を活用するほか、予算執行調査の拡充を図る、(四)税制面においては、持続的な経済社会の活性化を実現するため、住宅・土地税制、中小企業関連税制等について適切な措置を講ずるとともに、年金税制を見直すほか、「三位一体の改革」に關し所要の措置を講ずること等を基本方針として編成されたものである。

一般会計においては、歳入面では、租税及印紙収入で四十一兆七千四百七十億円の収入を見込むとともに、「財政法」第四条第一項ただし書の規定による公債六兆五千億円及び「平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律」(仮称)の規定による公債三十兆九百億円の収入を予定するほか、税外収入についても、可能な限りその確保を図ることとしている。

歳出面では、財政の持続可能性に対する懸念の増大にかんがみ、予算配分の重点化・効率化を図ることとしている。

これらの結果、平成十六年度一般会計予算の総額は、歳入歳出とも八十二兆千九百九億二千四百六十一万七千円であり、一般会計予算と特別会計予算との純計額は、歳入二百六十一兆二千二百七十九億二千二百九十五万八千円、歳出二百四十二兆四千三百五十一億七千七百七十五万六千円である。

特別会計については、国立大学法人等の設立に伴い国立学校特別会計を廃止するほか、国立病院特別会計を再編し国立高度専門医療センター特別会計とすることにより、その数は、交付税及び譲与税配付金特別会計ほか三十となる。

また、政府関係機関の数は、国民生活金融公庫ほか八で昨年度と同数である。

右の措置は、おおむね妥当なものと認める。

平成十六年度一般会計予算
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十六年度特別会計予算
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十六年度政府関係機関予算
右は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

審査報告書

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十六年三月十九日

災害対策特別委員長 日笠 勝之

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に必要な経費は、地震防災対策特別措置法に基づく平成十三年以降

平成十六年三月二十六日 参議院會議録第十号(その二)

平成十六年度一般会計予算 平成十六年度特別会計予算 平成十六年度政府関係機関予算
日本海溝・千島海溝 二五

平成十六年三月二十六日 参議院会議録第十号(その二) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案

の第二次地震防災緊急事業五箇年計画額約十四兆千七十億円等の中に含まれる。

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十六年三月十二日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 倉田 寛之殿

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法
(目的)

第一条 この法律は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画等の作成、地震観測施設等の整備、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等について特別の措置を定めることにより、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」とは、房総半島の東方沖から三陸海岸の東方沖を経て択捉島の東方沖までの日本海溝及び千島海溝並びにその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震をいう。

2 この法律において「地震災害」とは、地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する

津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

3 この法律において「地震防災」とは、地震災害の発生を防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。
(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等)

第三条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域(以下「推進地域」という。)として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前三項の規定は、内閣総理大臣が第一項の規定による推進地域の指定の解除をする場合に準用する。

(地震防災対策強化地域との調整)

第四条 内閣総理大臣は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備が図られ、並びに日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の発生の予知に資する科学技術の水準が向上することにより、前条第一項の規定による推進地域の指定を受けた地域が大規模地震対策特別措置法(昭和五十三年法律第七十三号)第三条第一項の規定による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けることとなつたときは、当該地域について前条第一項の規定による推進地域の指定の解除をするものとする。この場合においては、同条第五項中「前三項」とあるのは、「前項」とする。

第五条 中央防災会議は、第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 基本計画は、国の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第九号に規定する防災業務計画、同条第十号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、次条第一項各号に掲げる事項について定めた部分)をいい、以下「推進計画」という。及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画(第七条第一項又は第二項に規定する者が日本海

溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関し作成する計画をいい、以下「対策計画」という。)の基本となるべき事項その他推進地域における地震防災対策の推進に関する重要事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第三十四条第二項の規定は、基本計画を作成し、又は変更した場合に準用する。

(推進計画)

第六条 第三条第一項の規定による推進地域の指定があつたときは、災害対策基本法第二条第三号に規定する指定行政機関の長(指定行政機関が内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三条第二項の委員会又は災害対策基本法第二条第三号に掲げる機関若しくは同号二に掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあっては当該事務については当該委任を受けた同条第四号に規定する指定地方行政機関の長をいう。)及び同条第五号に規定する指定公共機関(指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた同条第六号に規定する指定地方公共機関)は同条第九号に規定する防災業務計画において、同法第二十一条に規定する地方防災会議等(市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長は同法第二条第十号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート

等災害防止法第二十七条第一項に規定する石油コンビナート等防災本部及び同法第三十条第一項に規定する防災本部の協議会は同法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画において、次の事項を定めなければならない。

一 避難地、避難路、消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項

二 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る防災訓練に関する事項その他日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 推進計画は、基本計画を基本とするものとする。

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者(前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

- 一 病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入りする施設
- 二 石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定

めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

三 鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業
四 前三号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第三条第一項の規定による推進地域の指定の際、当該推進地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者(前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)は、当該指定があつた日から六月以内に、対策計画を作成しなければならない。

3 対策計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、対策計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該対策計画を変更しなければならない。

4 対策計画は、当該施設又は事業についての日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 対策計画は、推進計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 第一項又は第二項に規定する者は、対策計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該対策計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様

とする。

7 第一項又は第二項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

(対策計画の特例)

第八条 前条第一項又は第二項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第一項の政令で定める施設又は事業に関し同条第四項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分(次項において「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程」という。)は、当該施設又は事業に係る対策計画とみなしてこの法律を適用する。

一 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第

八条第一項若しくは第八条の二第一項に規定する消防計画又は同法第十四条の二第一項に規定する予防規程

二 火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第二十八条第一項に規定する危害予防規程

三 高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第二十六条第一項に規定する危害予防規程

四 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第三十条第一項(同法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十にお

いて準用する場合を含む。)に規定する保安規程

五 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十二条第一項に規定する保安規程

六 石油パイプライン事業法(昭和四十七年法律第百五号)第二十七条第一項に規定する保安規程

七 石油コンビナート等災害防止法第十八条第一項に規定する防災規程

八 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を作成した者は、前条第六項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災規程を変更したときも、同様とする。

(地震観測施設等の整備)

第九条 国は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する観測及び測量のための施設等の整備に努めなければならない。

(地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、推進地域において、避難地、避難路、消防用施設その他の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等に努めなければならない。

2 積雪寒冷地域において前項の地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備等を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地

第四条第三項第十四号の三の次に次の一号を

この法律において「配偶者からの暴力」とは

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施

のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者

の保護のための施策の実施に関する重要事項
3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。」を削り、同項第三号中「及び第五条」を「第五条及び第八条の三」に改め、同項第四号中「促進するため」の下に「就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について」を、「提供」の下に「助言、関係機関との連絡調整」を加え、同項第五号中「提供」の下に「助言、関係機関との連絡」を加え、同項第六号中「提供」の下に「助言、関係機関との連絡調整」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができ、
第三条に次の一項を加える。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

第六条第一項中「配偶者からの暴力」の下に「(配

偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)」を加える。

第七条中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長

(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面)については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の指示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。
(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十一年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九条中「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所等の」を「福祉

事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の」に改め、第三章中同条の次に次の一条を加える。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第十条中「が更なる配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。」が配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)に改め、「当該配偶者」の下に「(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻を取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。)」を加え、同条第一号中「はいかないことを禁止する」を「はいかないしてはならない」に改め、同条第二号中「二週間」を「二日間」に改め、「退去すること」の下に「及び当該住居の付近をはいかないしてはならないこと」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていること

その他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の通常所在する場所の付近をはいかないしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

第十一条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、「(以下「保護命令」という。)」及び「(以下「保護命令事件」という。)」を削り、同条第二項中「保護命令」を「前条第一項の規定による命令」に改め、同項第二号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に改める。

第十二条第一項中「保護命令」を「第十条の規定による命令(以下「保護命令」という。)」に改め、同項第一号中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に改め、同項第二号中「更なる配偶者からの暴力」を「配偶者からの更なる身体に対する暴力」に改め、「足りる」の下に「申立ての時における」を加え、同項第三号中「配偶者からの暴

力」を「配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。)」に改め、「関して」の下に「前三号に掲げる事項について」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時のにおける事情

第十二条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に、「及び第二号」を「から第三号まで」に改める。

第十三条中「保護命令事件」を「保護命令の申立てに係る事件」に改める。

第十四条第二項中「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

第十五条第三項中「道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長」を削る。

第十六条第五項中、「第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、抗告

裁判所は、当該命令を取り消さなければならない。

第十六条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

第十七条第一項前段中「第十条第一号に掲げる事項に係る」を「当該」に改め、同項後段中「同号に掲げる事項に係る保護命令」を「第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令」に、「が経過した場合」を「経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後」に、「当該保護命令」を「これらの命令」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

第十八条を次のように改める。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に

生活の本拠として居る住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

第二十条中「及び第十八条第二項」を「第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。」に改める。

第二十三条第一項中「踏まえ、被害者の」の下に「国籍、障害の有無等を問わずその」を加える。

第二十四条後段を削る。

第二十七条第一項第一号中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改め、同項第二号中「第三条第二項第三号」を「第三条第三項第三号」に、「同条第

三項」を「同条第四項」に改める。
第三十条中「第十二条第一項の下に」(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)を加える。

附則第二條中「配偶者からの暴力」を「配偶者からの身体に対する暴力」に、「申立てに係る保護命令事件」を「保護命令の申立てに係る事件」に、「第十二条第一項第三号」を「第十二条第一項第四号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となつた身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

審査報告書

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年三月二十六日

財政金融委員長 平野 貞夫

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成十六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の適切な財政運営に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行により発行することができる特例公債金として、平成十六年度一般会計予算の歳

入において、三十兆九百億円が計上されている。

また、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置の実施による平成十六年度一般会計の歳出減は約千八百九億円である。

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案

平成十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、平成十六年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置、国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例に関する措置、厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例に関する措置並びに国家公務員共

済組合の事務に要する費用の負担の特例に関する措置を定めることにより、同年度の適切な財政運営に資することを目的とする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、平成十六年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、平成十七年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、平成十六年度所屬の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、その速やかな減債に努めるものとする。

(国民年金事業の事務費に係る国庫負担の特例)

第三条 平成十六年度における国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)第八十五条第一項の規定の適用については、同項中「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。以下同じ。）」とあるのは、「国民年金事業に要する費用(次項に規定する費用を除く。とする。とする。」

2 前項の場合における国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)第四条第一項及び第六条の規定の適用については、同項中「国民

年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」と、同条中「受入金、国民年金事業の福祉施設に要する経費」とあるのは「受入金、国民年金事業の業務取扱いに関する諸費若しくは同事業の福祉施設に要する経費」とする。

(厚生保険特別会計年金勘定及び業務勘定の歳入及び歳出の特例)

第四条 平成十六年度における厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)第五条及び第六条の規定の適用については、同法第五条中「同事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「同事業ノ業務取扱二関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」と、同法第六条中「厚生年金保険事業ノ福祉施設費若ハ営繕費」とあるのは「厚生年金保険事業ノ業務取扱二関スル諸費、福祉施設費若ハ営繕費」とする。

(国家公務員共済組合の事務に要する費用の負担の特例)

第五条 平成十六年度における国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第九十九条第二項第五号に掲げる費用については、同号及び同条第四項の規定にかかわらず、国は、予算の範囲内で、これを負担する。

2 前項の場合における国家公務員共済組合法第九十九条第一項、第二百二条第一項及び第四項、第二百二十四条の二第一項並びに附則第二十条の二の規定の適用については、同法第九十九条第一項中「納付に要する費用を含む」とあるのは「納付に要する費用並びに組合の事務に要する

十六年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律第五条第一項の規定によ

運営のための公債の発行の特例等に関する法律
第五條第一項」と、同法附則第二十條の二中
「一、基礎年金拠出金及び年金保険者拠出金」と
あるのは「一、基礎年金拠出金及び年金保険者拠
出金」と、同項第一号中「基礎年金拠出金」とあ
るの「基礎年金拠出金及び年金保険者拠出
金」と、「を含む」とあるのは「一及び長期給付
（基礎年金拠出金」とあるのは「一、長期給付基礎
年金拠出金及び年金保険者拠出金」と、「を含
み」とする。

3 前項に規定するもののほか、第一項の規定の
適用に關し必要な事項は、政令で定める。

この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

所得税法等の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

財政金融委員長 平野 貞夫

一、委員会の決定の理由

本法務案は、現下の経済・財政状況等を踏まえて、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、公的年金等控除の上乗せ措置及び老年者控除の廃止等年金税制の改正、住宅借入金等

券税制の改正を行うとともに、法人の欠損金の繰越期間の延長、連結法人の法人税率の特例措置の廃止、租税条約の相手国との間で課税の取扱いが異なる事業体に係る課税の特例の創設等

を行うほか、特定余暇利用施設の特別償却制度の廃止等既存の特別措置の整理合理化を図り、あわせて特別国際金融取引勘定に係る利子の非課税制度等期限の到来する特別措置について実情に応じ適用期限を延長する等、所要の措置を一体として講ずるものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

二、費用

本法律施行に伴う平成十六年度の租税減収見込額は、約百八十億円である。

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

中長期的な財政構造健全化と経済社会の活性化の必要性が一層増大していることにかんがみ、今後の経済動向にも留意しつつ、歳出の重

点化・選別化に努めるとともに、税制に対する国民の理解と信頼、税負担の公平性を確保する観点から、課税の在り方についての抜本的見直しを行い、社会経済構造の変化に対応しつつ持続的な経済社会の活性化を実現するための税制の構築に努めること。

国際課税全般にわたり、国際的な投資交流の促進と課税の適正化に向けた取組を一層進めると。

租税特別措置については、その政策課題の緊急性、効果の有無、手段としての妥当性、利用の実態等を十分吟味し、今後とも徹底した整理合理化を推進すること。

急速に進展する高度情報化社会において、経済取引の国際化・複雑化及び電子化等の拡大に、見られる納税環境の変化、更には滞納整理事務等を始めとする事務量の増大にかんがみ、今後とも国税職員の処遇の改善、機構・定員の充実・確保を行うとともに、職場環境の整備及び事務に関する機械化の充実に特段の努力を払うこと。

右決議する。

所得税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 倉田 寛之殿

所得税法等の一部を改正する法律案

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百八十条」を「第百八十条の二」に改める。

第二条 第二項第三十号を削り、同項第三十一号中「で老年者に該当しないものを削り、同号口中「合計所得金額」を「第七十条(純損失の繰越控除)及び第七十一条(雑損失の繰越控除)の規定を適用しないで計算した場合における第二十二条(課税標準)に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額(以下この条において「合計所得金額」という。)」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第三十一号の二中「であつて、老年者に該当しないものを削り、同号を同項第三十一号とする。

第三十五条第四項中「百四十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円)に満たないときは、百四十万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、七十万円)」を「七十万円に満たないときは、七十万円」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 五十万円

第三十五条第五項を削る。

第八十条を次のように改める。

第八十条 削除

第八十五条第一項中「又は第八十条から第八十二条まで(老年者控除等)」を、「第八十一条

(寡婦(寡夫)控除)又は第八十二条(勤労学生控除)に改め、「老年者を削り、「第二項第一項第三十一号又は第三十一号の二」を「第二項第一項第三十号又は第三十一号」に改める。

第九十二条第一項中「老年者控除」を削る。

第九十二条第一項中「係るもの」の下に「(外国法人の国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託された証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係るものを除く。)」を加える。

第二百一十一条第一項第二号口中「老年者控除の額」を削る。

第六百六十一条第四号ロを次のように改める。

ロ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この編において「営業所」という。)に預け入れられた預貯金の利子

第六百六十一条第五号を次のように改める。

五 第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限る。)(又は基金利息(保険業法第五十五条第一項基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。)

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)(又は特定目的信託の収益の分配

第六百六十五条中「第七十九条から第八十五条

まで(障害者控除等)」を「第七十九条(障害者控除)、第八十一条から第八十五条まで(寡婦(寡夫)控除等)」に改める。

第六百六十九条第三号中「十二万円(その非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円)」を「六万円」に改める。

第六百八十条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に「当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提出した」を「提示した」に改め、同項第一号中「第百六十一条第二号、第三号」を「第百六十一条第一号の二から第三号まで」に改め、「掲げる国内源泉所得」の下に「(同条第一号の二に規定する対価にあつては、第十三条第一項ただし書(信託財産に係る収入及び支出の帰属)に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに係るものに限る。)」を加え、同項第二号及び第三号中「掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 所轄税務署長は、第一項各号に掲げる法人で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する外国法人に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受け

たものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第六百八十条に次の三項を加える。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定により通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該証明書につき所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。

二 前項の規定による公示があつたとき。

第三編第三章第二節中第百八十条の次に次の一条を加える。

(信託財産に係る利子等の課税の特例)

第百八十条の二 第七条第一項第五号(外国法人の課税所得の範囲)、第百七十八条(外国法人に係る所得税の課税標準)及び第百七十九条(外国法人に係る所得税の税率)の規定は、外国法人である信託会社(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項(兼営の認可)に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次項におい

て同じ。)が、第七百七十六条第一項各号(信託財産に係る利子等の課税の特例)に掲げる信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に属する公社債等(同項に規定する公社債等をいう。以下この項において同じ。)につき第六百六十一条第四号(同号口を除く。)又は第五号(国内源泉所得)に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

2 外国法人である信託会社がその引き受けた合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託(第七百七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下この条において同じ。)で国内にある営業所に信託されたものの信託財産について納付した所得税(外国の法令により課される所得税に相当する税で同項に規定する政令で定めるものを含む。次項において同じ。)の額は、政令で定めるところにより、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配に係る所得税の額から控除する。

3 前項の規定により控除すべき合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の信託財産について納付した所得税の額は、当該合同運用信託又は特定投資信託以外の投資信託の収益の分配の額の計算上、当該収益の分配の額

に加算する。

第七百八十七条中、「老年者」を削る。

第七百九十条第二号八中「障害者、老年者」を「障害者」に、「第七十九条から第八十三条まで(障害者控除等)」を「第七十九条(障害者控除、第八十一条から第八十三条まで(寡婦(寡夫)控除等)」に改め、「老年者控除の額」を削る。

第七百九十四条第一項第二号中、「老年者」を削る。

第七百九十五条第一項中、「老年者控除の額」を削る。

第二百三十三条の三第一号イ中「十万元(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万五千元)を六万五千元に、十五万円(その居住者が年齢六十五歳未満である場合には、九万円)を九万円」に改め、同号ロを削り、同号ハを同号ロとし、同号ニ中「六万五千元」を「三万二千五百円」に、「七万二千五百円」を「四万円」に改め、同号ニを同号ハとし、同号ホを同号ニとし、同号ヘを同号ホとする。

第二百三十三条の五第一項第二号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は老年者」を削る。

第二百三十三条の六中「規定する公的年金等」の下に「(政令で定めるものを除く。)」を加える。

第二百二十二条第一項中「特例」の下に「又は第八百八十条の二第一項(信託財産に係る利子等の課税の特例)」を加える。

第二百三十三条第一項第一号イ中「十二万円(その支払を受ける非居住者が年齢六十五歳未満である場合には、六万円)を六万円」に改める。

第二百十四条第一項中「当該各号に掲げる」を「当該各号に定める」に改め、「定めるところにより」の下に「当該支払を受けるものが」を加え、「その支払を受ける」を「その支払を受けることとなる」に、「提出した」を「提示した」に改め、同項第二号及び第三号中掲げる国内源泉所得」を「定める国内源泉所得」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「なつた日後」を「なつた日以後」に、「提出先」を「提示先」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 納税地の所轄税務署長は、第一項各号に掲げる者で同項に規定する証明書の交付を受けたものが、その交付を受けた後、同項に規定する要件に該当しないこととなり、又は当該各号に規定する非居住者に該当しないこととなつたと認める場合には、当該証明書の交付を受けたものに対し、書面によりその旨を通知するものとする。

第二百十四条に次の三項を加える。

4 前項の場合において、同項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日以後遅滞なく、第一項に規定する証明書の提示先に当該通知を受けた旨を通知しなければならない。

5 納税地の所轄税務署長は、第二項の規定による届出があつた場合又は第三項の規定による通知をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該届出をした者又は当該通知を受けた者の氏名その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。

6 第一項に規定する証明書は、次に掲げる場合には、その効力を失う。

一 当該証明書につき納税地の所轄税務署長が定めた有効期限を経過したとき。

二 前項の規定による公示があつたとき。

第二百二十四条の三の次に次の一条を加える。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知)

第二百二十四条の四 信託(合同運用信託、投資信託、特定目的信託又は法人税法第八十四条第一項(退職年金等積立金の額の計算)に規定する厚生年金基金契約、確定給付年金資産管理運用契約、確定給付年金基金資産運用契約、確定拠出年金資産管理契約、勤労者財産形成給付契約若しくは勤労者財産形成基金給付契約、国民年金基金若しくは国民年金基金連合会の締結した国民年金法第二百二十八条第三項(基金の業務)若しくは第三百七十七条の十五第四項(連合会の業務)に規定する契約若しくはこれらに類する退職年金に関する契約で政令で定めるものに係る信託を除く。)の受益権(以下この条において「信託受益権」という。)の譲渡をした者(法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる法人その他の政令で定めるものを除く。)で国内において次の各号に掲げる者からその信託受益権の譲渡の対価の支払を受けるものは、政令で定めるところにより、その支払を受けるべき時までに、その者の氏名又は名称及び住所(国内に住所を有しない者にあつては、財務省令で定める場所と

する。以下この条において同じ。を当該各号に掲げる者(以下この条において「支払者」という。)に告知しなければならない。この場合において、その支払を受ける者は、政令で定めるところにより、当該支払者にその者の住民票の写し、法人の登記簿の抄本その他の政令で定める書類を提示しなければならないものとし、当該支払者は、政令で定めるところにより、当該告知された氏名又は名称及び住所を当該書類により確認しなければならないものとする。

一 その信託受益権の譲渡を受けた法人(次号に掲げる者及びその者を通じてその譲渡を受けたものを除く。)

二 その信託受益権の譲渡を受け、又はその譲渡について売委託を受けた信託業法(平成十六年法律第 号)第二十一条一項(定義に規定する信託受益権販売業者(同法第五十二条第二項(信託会社等の信託受益権販売業を営む場合の準用)(金融機関の信託業務の兼営等)に関する法律第四十三条第三項(信託業務を営む金融機関の信託受益権販

売業を営む場合の準用)において準用する場合を含む。)の規定により信託受益権販売業者とみなされる者を含む。)

第二百二十五条第一項第十号中「前条第二項」を「第二百二十四条の三第二項株式等の譲渡の対価の受領者の告知」に改め、同項第十一号中「前条第三項」を「第二百二十四条の三第三項」に改め、同項に次の一号を加える。

十二 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対し国内において前条に規定する信託受益権の譲渡の対価の支払をする同条各号に掲げる者

第二百四十二条第二号中「及び第八十条第二項」を「第八十条第二項に改め、「しなかつた者」の下に「及び第八十条第四項又は第二百四十四条第四項の規定による通知をしなかつた者」を加える。

別表第二の備考(4)、別表第三の備考(4)及び別表第四の備考(2)中「株式等」を削る。
(法人税法の一部改正)

第二条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三章 退職年金等積立金に対する法人税
第一節 課税標準及びその計算(第四百四十五条の二)
第二節 税額の計算(第四百四十五条の四)
第三節 申告及び納付(第四百四十五条の五)

第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税
第一節 課税標準及びその計算(第四百四十五条の三)
第二節 税額の計算(第四百四十五条の七)
第三節 申告、納付、還付等(第四百四十五条の八)
第四節 退職年金等積立金に対する法人税
第五節 課税標準及びその計算(第四百四十五条の九・第四百四十五条の十)
第六節 税額の計算(第四百四十五条の十一)
第七節 申告及び納付(第四百四十五条の十二)
に改める。

第二条第十七号二「資産(二)」を「資産(1)」「負債(二)」を「負債(2)」に、「当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へに掲げる金額を(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額」に改め、同号二に次のように加える。

(1) 当該移転資産の帳簿価額(当該適格合併に基因して第十八号へ又は第十八号の二に掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額を含む。)
(2) 当該移転負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第十八号二又は第十八号の二へに掲げる金額

第二条第十七号ホ中「資産(ホ)」を「資産(1)」「負債(ホ)」を「負債(2)」に、「当該移転資産の帳簿価額から当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二に掲げる金額」を「(1)に掲げる金額から(2)に掲げる金額」に改め、同号ホに次のように加える。

(1) 当該移転資産の帳簿価額(当該適格分割型分割に基因して第十八号へ又は第十八号の二に掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。)
(2) 当該移転負債の帳簿価額及び当該適格分割型分割に係る第十八号ホ又は第十八号の二に掲げる金額

第二条第十七号レ中「帳簿価額から」を「帳簿価額(当該適格分割型分割に基因して第十八号へに掲げる金額が生ずる場合には、当該金額に相当する金額のうち当該分割法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転をするものに対応する部分の金額を含む。)」から、「第十八号タ」を「同号タ」に改め、同条第三十一号の四「中間申告」の下に「(第四百四十五条の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三十三号及び第三十四号中「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改め、同条第四十一号中「係る中間申告による納付」の下に「(第四百四十五条の八において準用する場合を含む。)」を加える。

第四条第二項を次のように改める。

2 外国法人は、第三百三十八条(国内源泉所得)に規定する国内源泉所得を有するとき(外国法人である公益法人等又は人格のない社団等にあつては、当該国内源泉所得で収益事業から生ずるものを有するときに限る。)、特定信託の引受けを行うとき又は第四百四十五条の十(外国法人に係る退職年金等積立金の額の計算)に規定する退職年金業務等を行うときは、この法律により、法人税を納める義務がある。
第十条の二中「第四百四十五条の三」を「第四百四十五条の十二」に改め、「範囲」の下に「及び前条」を加え、第一編第三章中同条を第十条の三とし、第十条の次に次の一条を加える。

(特定信託の受託者である外国法人の特定信託に係る所得の課税)

第十条の二 特定信託の受託者である外国法人に対しては、第九条(外国法人の課税所得の範囲)の規定により課する法人税のほか、各特定信託の各計算期間の所得について、各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税を課する。

第十五条の三第四項中「内国法人」を「法人」に改める。

第二十三条第一項中「受けるもの」を「受ける第一号に掲げるもの」に改める。

第三十一条第五項を次のように改める。

5 前項の場合において、内国法人の有する減価償却資産(適格合併により被合併法人から移転を受けた減価償却資産、第六十一条の十一第一項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する減価償却資産その他の政令で定める減価償却資産に限る。)につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該移転の直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金総額とみなす。

第三十二条第四項中「及び第七項」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 前項の場合において、内国法人の繰延資産(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた繰延資産、第六十一条の十一第一項(連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益)の規定の適用を受けた同項各号列記以外の部分に規定する時価評価資産に該当する繰延資産その他の政令で定める繰延資産に限る。)につきその価額として帳簿に記載されていた金額として政令で定める金額が当該引継ぎの直前に当該被合併法人の帳簿に記載されていた金額、同条第一項の規定の適用を受けた直後の帳簿価額その他の政令で定める金額に満たない場合には、当該満たない部分の金額は、政令で定める事業年度前の各事業年度の損金総額とみなす。

第五十七条第一項中「五年」を「七年」に改め、同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第三項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第五項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に、「五年以内」を「七年以内」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第七項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第八項中「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第九項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の各事業年度」を加え、「当該事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第五十八条第一項中「五年」を「七年」に改め、

同条第二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第四項第一号中「属する事業年度」の下に「以後の各事業年度」を加え、「当該事業年度」を「当該前日の属する事業年度」に改める。

第六十一条の九第一項中「又は選定した方法により換算しなかつた場合」を削る。

第六十二条の二第一項中「帳簿価額」の下に「(当該適格合併に基因して第二条第十八号へ(定義)に規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額を、当該適格分割型分割に基因して同号へに規定する事由に該当することとなつた場合には同号へに掲げる金額に相当する金額のうち当該内国法人が有していた他の連結法人の株式で当該適格分割型分割により移転するものに対応する部分の金額を含む。)」を加え、「同条第一項後段を「前条第一項後段」に改め、「(定義)」を削る。

第八十一条の九第一項、第二項及び第四項中「五年以内」を「七年以内」に改める。

第八十一条の九第三項中「連結確定法人税額に当該連結子法人」の下に「(当該連結完全支配関係がある連結法人との間で自己を被合併法人とする合併を行つたものを除く。)」を加え、「(当該金額が零を下回る場合には、零)」を削り、同条第四項中「当該期間内」を「これらの期間内」に改め、「開始の日」との下に「各事業年度(その月数)とあるのは「各事業年度(当該前連結事業年度において行つた連結法人間合

併(連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とする合併をいう。以下この項において同じ。))に係る被合併法人の当該連結法人間合併の日の前日の属する事業年度以外の各事業年度にあつては、その月数とを加え、「属する事業年度若しくは」を「属する事業年度又は」に、「適格合併の日」を「適格合併の日の」に、「若しくは合併(連結法人を合併法人とし、当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する連結子法人を被合併法人とするものに限る。))の日」を「次号において同じ。又は連結法人間合併の日の」に、「と読み替える」を「と」、「その適格合併の日から」とあるのは「適格合併又は連結法人間合併の日から」と読み替える」に改め、同条第六項第二号中「(当該金額が零を下回る場合には、零)」を削り、同条に次の一項を加える。

8 第一項の申告書に記載すべき同項第一号に掲げる金額につき第二項から第六項までの規定のうちいずれか二以上の規定の適用を受ける場合における当該金額の計算その他第二項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十二条の五第五項中「第二項」を「第一項」に、「第一項及び」を「同項及び」に改める。

第八十二条の十七第一項中「内国法人である」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の受託者」に改め、同条第二項中「である内国法人」を削り、「をした内国法人」を「をした当該特定信託の受託者」に改め、同条第五項中「で

ある内国法人を削る。

第九十三条第二項第一号中「場合には、連結個別利益積立金額」を「場合には連結個別利益積立金額とし、その解散に基因して第二十八条第八号へ又は第十八号の二(定義)に掲げる金額が生ずる場合には当該金額を含む。」に改め、同項第二号中「内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除く。)」から「を削り、同項第三号中「(定義)」を削る。

第三百三十八条第四号ロ及びハを次のように改める。

ロ 国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるもの(以下この条において「営業所」という。)に預け入れられた所得税法第二十一条第十号に規定する預貯金の利子

ハ 国内にある営業所に信託された合同運用信託、公社債投資信託又は公募公社債等運用投資信託(所得税法第二十一条第十五号の三に規定する公募公社債等運用投資信託をいう。次号ロにおいて同じ。)の収益の分配

第三百三十八条第五号を次のように改める。

五 所得税法第二十四条第一項(配当所得)に規定する配当等のうち次に掲げるもの

イ 内国法人から受ける利益の配当、剰余金の分配(出資に係るものに限り。又は基金利息(保険業法第五十五条第一項(基金利息の支払等の制限)に規定する基金利息をいう。))

ロ 国内にある営業所に信託された投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。又は特定目的信託の収益の分配

第四百四十五条の五中「第四百四十五条の四」を「第四百四十五条の十二」に改め、第三編第三章第三節中同条を第四百四十五条の十二とし、同章第二節中第四百四十五条の四を第四百四十五条の十一とし、同章第一節中第四百四十五条の三を第四百四十五条の十とし、第四百四十五条の二を第四百四十五条の九とする。

第三編第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

第一節 課税標準及びその計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準)

第四百四十五条の二 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の課税標準は、各特定信託の各計算期間の所得の金額とする。

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得の金額の計算)

第四百四十五条の三 特定信託の各計算期間の所得の金額は、当該特定信託の各計算期間の所得について、政令で定めるところにより、第二編第一章第一節第二款から第八款まで(内国法人の各事業年度の所得の金額の計算)(第四十二条から第四十六条まで(固定資産等の圧縮額の損金算入等)及び第五十三条(返品調

整引当金並びに第四款第九目(契約者配当等)及び第六款(組織再編成に係る所得の金額の計算)を除く。)の規定に準じて計算した金額とする。

2 前項に定めるもののほか、特定信託の元本の金額の増加又は減少を生ずる取引その他特定信託の各計算期間の所得の金額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

第二節 税額の計算

(外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の税率)

第四百四十五条の四 特定信託の受託者である外国法人に対して課する各特定信託の各計算期間の所得に対する法人税の額は、各特定信託の各計算期間の所得の金額に百分の三十四・五の税率を乗じて計算した金額とする。

(外国法人に係る同族特定信託の特別税率)

第四百四十五条の五 同族特定信託(第八十二条の五第一項(同族特定信託の特別税率)に規定する同族特定信託をいう。以下この項において同じ。)の各計算期間の留保金額が留保控除額を超える場合には、その同族特定信託の受託者である外国法人に対して課する各計算期間の所得に対する法人税の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した法人税の額に、その超える部分の留保金額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を加算した金額とする。

一年三千万円以下の金額 百分の十

二年三千万円を超え、年一億円以下の金額 百分の十五

三年一億円を超える金額 百分の二十

2 前項に規定する留保金額とは、当該計算期間の所得の金額として政令で定める金額(次項において「所得等の金額」という。)のうち留保した金額から、当該計算期間の所得の金額につき前条の規定により計算した法人税の額(次条において準用する第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)及び第四百四十五条の七(外国法人に対する準用)において準用する第八十二条の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額)並びに当該法人税の額に係る地方税法の規定による道府県民税及び市町村民税(都民税を含む。)の額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額を控除した金額をいう。

3 第一項に規定する留保控除額とは、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額をいう。

一 当該計算期間の所得等の金額の百分の三十五に相当する金額

二年千五百万円

4 第八十二条の五第五項から第七項までの規定は、第一項及び前項の規定を適用する場合について準用する。

(外国法人に係る特定信託に係る所得税額の控除)

第四百四十五条の六 第八十二条の六(特定信託に係る所得税額の控除)の規定は、特定信託

の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において所得税法第七十八條(外国法人に係る所得税の課税標準)に規定する国内源泉所得で同法の規定により所得税を課されるものの支払を受ける場合について準用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(外国法人に係る特定信託に係る外国税額の控除)

第四百四十五條の七 第八十二條の七(特定信託に係る外国税額の控除)の規定は、特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において外国法人税(第六十九條第一項 外国税額の控除)に規定する外国法人税をいう。以下この項において同じ。)を納付することとなる場合(特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき通常行われる取引と認められないものとして政令で定める取引に基因して生じた所得に対する外国法人税を納付することとなる場合を除く。)又は特定信託の受託者である外国法人が各特定信託の信託財産につき納付することとなつた外国法人税の額が減額された場合について準用する。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三節 申告、納付、還付等
(申告、納付、還付等)

第四百四十五條の八 前編第一章の三第三節(内国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に

対する法人税の申告、納付、還付等)の規定は、外国法人に係る特定信託の各計算期間の所得に対する法人税についての申告、納付、還付、国税通則法第二十三條第一項(更正の請求)の規定による更正の請求及び納税義務の承継並びに同法又は行政不服審査法の規定による不服申立て並びに滞納処分の続行について準用する。この場合において、第八十二條の十第一項第二号(特定信託に係る確定申告)中「前節」とあるのは「第三編第二章の二第二節」と、同項第三号及び第八十二條の十五第一項(特定信託に係る欠損金の繰戻しによる還付)中「第八十二條の六及び第八十二條の七(税額控除)」とあるのは「第四百四十五條の六(外国法人に対する準用)において準用する第八十二條の六(特定信託に係る所得税額の控除)及び第四百四十五條の七(外国法人に対する準用)において準用する第八十二條の七(特定信託に係る外国税額の控除)」と読み替へるものとする。

第四百四十六條第一項中「及び中間申告書」の下に、「特定信託確定申告書及び特定信託中間申告書」を加える。

第四百四十七條を次のように改める。

(更正及び決定)

第四百四十七條 第三百三十條から第三百三十二條の二まで(内国法人に係る更正及び決定)、第三百三十三條(確定申告又は連結確定申告に係る更正又は連結確定申告又は連結確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)、第三百三十

四條の三(特定信託の確定申告に係る更正による所得税額等の還付)及び第三百三十四條の四(特定信託の確定申告に係る更正又は決定による中間納付額の還付)の規定は、外国法人の各事業年度の所得に対する法人税、外国人の特定信託の各計算期間の所得に対する法人税及び外国法人の退職年金等積立金に対する法人税に係る更正又は決定について準用する。

第四百四十八條の二中「内国法人」を「法人」に改める。

第四百四十九條第一項中(特定信託の確定申告に係る法人税額)の下に「(第四百四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る所得税額の控除)」の下に「(第四百四十五條の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る外国税額の控除)」の下に「(第四百四十五條の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第四百四十五條の五」を「第四百四十五條の十二」に、「第四百四十五條の八」に改める。

第四百五十條中「(特定信託に係る確定申告)」の下に「(第四百四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第四百四十五條の五」を「第四百四十五條の十二」に改める。

第四百六十二條第一号中「第四百四十五條の五」を「第四百四十五條の十二」に改める。
附則第二十條第二項中「第四百四十五條の三」を

「第四百四十五條の十二」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五條第七号中「市街地再開発事業又は」「市街地再開発事業」に改め、「に規定する住宅街区整備事業の下に」又は「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第二条第五号(定義)に規定する防災街区整備事業」を加え、同条第十三号中「第四十九号」を「第五十号」に改める。

第二十三條第一項中「第二十二号」を「第二十二号の二」に改める。

第二十四條の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、登記機関が当該財務省令で定める方法による当該登録免許税の額の納付の事実を確認することができない場合として財務省令で定める場合には、この限りでない。

第二十四條の二第二項中「前項に規定する場合において、」を削り、「同項」を「前項」に、「ときは」を「場合は」に改め、同条第三項中「第一項に」を「第一項本文に」に改める。

第二十六條第一項中「次項」の下に「及び第四項」を加える。

別表第一第二十四号(ロ)を削り、同号(ハ)を同号(ロ)とし、同号(ロ)を同号(ハ)とし、同号(ハ)を同号(ロ)とし、同表第二十四号の五を同表第二十四号の六とし、同表第二十四号の二から第二十四号の四までを一号ずつ繰り下げ、同表第二十四号の次に次のように加える。

二十四の二 信託会社若しくは外国信託会社の信託業の免許若しくは登録又は特定大学技術移転事業承認事業者、信託契約代理店若しくは信託受益権販売業者の登録

信託業法(平成十六年法律第 号)第三条又は第五十三条第一項(免許)の規定による信託業の免許	免許件数
条第一項(免許)の規定による信託業の免許	一件につき十
(一) 信託業法第七條第一項(登録)の管理型信託会社の登録(更新の登録を除く。)	五万円
(二) 信託業法第七條第一項(登録)の管理型信託会社の登録(更新の登録を除く。)	一件につき十
(三) 信託業法第五十四條第一項(登録)の管理型外国信託会社の登録(更新の登録を除く。)	五万円
(四) 信託業法第五十二條第一項(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)の特定大学技術移転事業承認事業者の登録	一件につき十
(五) 信託業法第六十七條第一項(登録)の信託契約代理店の登録	五万円
(六) 信託業法第八十六條第一項(登録)の信託受益権販売業者の登録(更新の登録を除く。)	一件につき九
	万円

別表第一第三十二号の二を削り、同表第三十二号の三を同表第三十二号の二とし、同表第三十八号中の「登録等」を「登録又は認定」に改める。

別表第三の十九の二の項の第四欄中「登記」を「登記又は登録」に改める。

(印紙税法の一部改正)

第四条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二阪神高速道路公園の項の次に次のように加える。

防災街区整備事業組合

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律
(平成九年法律第四十九号)

(国税通則法の一部改正)

第五条 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「納付義務の承継」の下に「(同法第四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

第十九条第一項及び第二項中「納付義務の承継」の下に「(同法第四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「二」を「いずれかに」に改め、同条第四項第三号ハ中「(特定信託に係る欠損金に対する準用)」の下に「(同法第四十五條の八(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

平成十六年三月二十六日 参議院会議録第十号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加える。

第六十五條第三項第二号ロ中「(特定信託に係る所得税額の控除)」の下に「(同法第四十五條の六(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を、「(特定信託に係る外国税額の控除)」の下に「(同法第四十五條の七(外国法人に対する準用)において準用する場合を含む。)」を加え、「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十二」に改める。

第七十條第一項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「以後」の下に「(法人税に係る更正については、第一号に定める期限又は日から五年を経過した日以後)」を加え、同条第二項中「掲げる期限」を「定める期限」に改め、「五年を経過する日」の下に「(第二号及び第三号に掲げる更正(純損失等の金額に係るものに限る。))のうち法人税に係るものについては、同項第一号に定める期限又は日から七年を経過する日)」を加え、同条第四項及び第五項中「掲げる期限」を「定める期限」に改める。

第九十五條中「第九十三條第四項」を「第九十三條第六項」に改める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第六條 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「我が国」を「我が国」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 相手国居住者等 所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者(以下「非居住

者」という。又は同項第七号に規定する外国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等(以下「人格のない社団等」という。))を含む。以下「外国法人」という。で、租税条約の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国(以下「相手国」という。))の居住者又は法人とされるものをいう。

第二条第三号中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「こえない」を「超えない」に改める。

第三条第一項から第三項までの規定中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改める。

第三条の二から第四条までを次のように改める。

(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)

第三条の二 相手国居住者等が支払を受ける配当等(租税条約に規定する配当、利子若しくは使用料(当該租税条約においてこれらに準ずる取扱いを受けるものを含む。))又はその他の所得で、所得税法の施行地にその源泉があるものをいう。以下同じ。のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国居住者等配当等」という。))であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに対する同法第七十條、第七十九條若しくは第二百三十三條第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八條の二第一項、第三項若しくは第四項、第九條の三、第四十一條の九第一項から第三項まで、第四十一條

の十第一項若しくは第四十一条の十二第一項若しくは第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

2 相手国居住者等が支払を受ける相手国居住者等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七十一条第三号及び第五号、第六百六十四条第二項、第六百六十九条、第七百七十条、第七百七十八条、第七百七十九条並びに第二百二十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三十一条、第八号の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで、第四十一条の十第一項並びに第四十一条の十二第一項及び第二項の規定の適用はないものとする。

3 外国法人が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等(法人税法第二条第十四号に規定する株主等(当該外国法人が人格のない社団等である場合にあつては、株主等に準ずる者)をいう。以下同じ。)である者(当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われるものとされる部分(次項において「株主等配当等」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに對する所得税法第七十九条若しくは第二百三十三条第一項又は租税特別措置法第八号の二第三項若しくは第四項、第九号の三、第四十一条の九第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に

しくは第四項、第九号の三、第四十一条の九第二項若しくは第三項若しくは第四十一条の十二第二項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

4 外国法人が支払を受ける株主等配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七十一条第五号、第七百七十八条、第七百七十九条並びに第二百二十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項並びに第四十一条の十二第二項の規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国団体配当等」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに對する所得税法第七十条、第七百七十九条若しくは第二百三十三条第一項又は租税特別措置法第三条第一項、第八号の二第一項、第三項若しくは第四項、第九号の三、第四十一条の九第一項から第三項まで若しくは第四十一条の十第一項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に

定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

6 非居住者又は外国法人が支払を受ける相手国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七十一条第三号及び第五号、第六百六十四条第二項、第六百六十九条、第七百七十条、第七百七十八条、第七百七十九条並びに第二百二十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第三条第一項、第八号の二第一項、第四十一条の九第一項から第三項まで及び第四十一条の十第一項の規定の適用はないものとする。

7 非居住者又は外国法人が支払を受ける配当等のうち、当該非居住者又は外国法人に係る国以外の相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(次項及び第十二項において「第三国団体配当等」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに對する所得税法第二百三十三条第一項又は租税特別措置法第八号の二第四項、第九号の三(所得税法第二百三十三条第一項に係る部分に限る。)若しくは第四十一条の九第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

8 非居住者又は外国法人が支払を受ける第三国団体配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第二百二十二条第一項及び第二項並びに租税特別措置法第四十一条の九第三項の規定の適用はないものとする。

9 所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者(以下この条において「居住者」という。)又は同項第六号に規定する内国法人(人格のない社団等を含む。以下「内国法人」という。)が支払を受ける配当等のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該居住者又は内国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(以下この条において「特定配当等」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに對する同法第七十五条、第七百八十二条、第二百九条の三若しくは第二百三十三条第二項又は租税特別措置法第八号の二第三項若しくは第四項、第九号の三若しくは第四十一条の九第二項若しくは第三項の規定の適用については、当該限度税率が当該配当等に適用されるこれらの規定に規定する税率以上である場合を除き、これらの規定に規定する税率に代えて、当該租税条約の規定により当該配当等につきそれぞれ適用される限度税率によるものとする。

10 居住者又は内国法人が支払を受ける特定配当等であつて所得税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものについては、所得税法第七十一条第四号、第七百七十四条、第七百七十五条、第七百八十一条、第二百九条の二及

11 第二百二十二条第三項並びに租税特別措置法第四十一条の九第二項及び第三項の規定の適用はないものとする。

12 所得税法第二百二十二条第一項(第二号を除く。)及び第三項の規定は、非居住者又は外国法人が第三国団体配当等(同法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける場合において、当該第三国団体配当等について第七項又は第八項の規定の適用を受けるときについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七十二条第一項	次条の規定による申告書を提出することができる場合を除き、その年の翌年三月十五日(同日前に国内に居所を有しないこととなる場合には、その有しないこととなる日)	その年の翌年三月十五日
第七十二条第一項 第一号	第七十条(税率)	第七十条(非居住者に係る税率)又は第七十九条(外国法人に係る税率)
第七十二条第一項 第三号	前号に掲げる	同号に規定する金額につき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。)第三条の二第七項(配当等に対する源泉徴収に係る所得税の税率の特例等)の限度税率を適用して計算した

第七十二条第一項 第四号	国内における勤務	支払を受ける第三国団体配当等(租税条約実施特例法第三条の二第七項に規定する第三国団体配当等をいう。)
第七十二条第三項	非居住者	非居住者又は外国法人
	金額(前項の規定の適用を受ける者については、当該金額と同項第三号に掲げる金額との合計額)	金額

13 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第三条第一項に規定する利子等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの(以下この項において「特定利子」という。)については、所得税法第二十二条及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定利子に係る利子所得の金額(以下この項において「特定利子に係る利子所得の金額」という。)に対し、特定利子に係る利子所得の金額(次項第三号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率(当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率)を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第三条第一項の規定は、適用しない。

14 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)第三条の二第三項(特定利子に係る分離課税)に規定する特定利子に係る利子所得の金額(以下「特定利子に係る利子所得の金額」という。))とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定利子に係る利子所得の金額を除く。))とする。

三 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定利子に係る利子所得の金額」とする。

四 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)」

及び租税条約実施特例法第三条の二第十三項(特定利子に係る分離課税)と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る利子所得の金額(租税条約実施特例法第三条の二第十四項第三号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定利子に係る課税利子所得の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定利子に係る課税利子所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定利子に係る課税利子所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十三項(特定利子に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

五 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第八条の二第一項に規定する私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等に該当するものであつて第九

項又は第十項の規定の適用を受けるもの(以下この項及び次項において「特定収益分配」という。)については、所得税法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定収益分配に係る配当所得の金額(以下この項において「特定収益分配に係る配当所得の金額」という。)に対し、特定収益分配に係る配当所得の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率(当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率)を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第八条の二第二項の規定は、適用しない。

16 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 一 特定収益分配に係る配当所得の金額は、その年中の特定収益分配の収入金額とする。
 二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)第三条の二第十五項(特定収益分配に係る分離課税)に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額(以下「特定収

益分配に係る配当所得の金額」という。))とする。
 三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定収益分配に係る配当所得の金額を除く。))とする。
 四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定収益分配に係る配当所得の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約実施特例法第三条の二第十五項(特定収益分配に係る分離課税)と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る配当所得の金額(租税条約実施特例法第三条の二第十六項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定収益分配に係る課税配当所得の金額」という。)の合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定収益分配に係る課税配当所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定収益分配に係る課税配当所得の金額に係

る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十五項(特定収益分配に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

17 居住者が支払若しくは交付を受け、又は受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の九第一項に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等に該当するものであつて第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの(以下この項及び次項において「特定懸賞金等」という。)については、所得税法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定懸賞金等に係る一時所得の金額(以下この項において「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。)に対し、特定懸賞金等に係る一時所得の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の十五の税率から第九項の限度税率を控除して得た率(当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率)を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第四十一条の九第一項の規定は、適用しない。

18 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定懸賞金等に係る一時所得の金額は、その年中の特定懸賞金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二第十七項(特定懸賞金等に係る分離課税)に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額(以下「特定懸賞金等に係る一時所得の金額」という。))とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定懸賞金等に係る一時所得の金額を除く。))とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定懸賞金等に係る一時所得の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約実施特例法第三条の二第十七項(特定懸賞金等に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは

「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る一時所得の金額(租税条約実施特例法第三条の二第十八項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額」という。)(合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額、特定懸賞金等に係る課税一時所得の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中その年の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十七項(特定懸賞金等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

19 居住者が支払を受けるべき特定配当等のうち、租税特別措置法第四十一条の十第一項に規定する給付補てん金等に該当するものである第九項又は第十項の規定の適用を受けるもの(以下この項及び次項において「特定給付補てん金等」という。))については、所得税法第二十二條及び第八十九条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その年中の当該特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。))に対し、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額(次項第四号の規定により読み替えられた同法第七十二条から第八十七条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の十五の税率(当該居住者が第十項の規定の適用を受ける場合には、百分の十五の税率)を乗じて計算した金額に相当する所得税を課する。この場合において、租税特別措置法第四十一条の十第一項の規定は、適用しない。

20 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 特定給付補てん金等に係る譲渡所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額は、それぞれその年中の特定給付補てん金等の総収入金額とする。

二 所得税法第二条第一項第三十号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二第十九項(特定給付補てん金等に係る分離課税)に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額

(以下「特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」という。))とする。

三 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「各種所得の金額」とあるのは、「各種所得の金額(特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額を除く。))とする。

四 所得税法第七十一条から第八十七条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。

五 所得税法第九十二条及び第九十五条の規定の適用については、同法第九十二条第一項中「前節(税率)」とあるのは「前節(税率)及び租税条約実施特例法第三条の二第十九項(特定給付補てん金等に係る分離課税)」と、同項第一号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額(租税条約実施特例法第三条の二第二十項第四号の規定により読み替えられた第七十二条から第八十七条まで(雑損控除等)の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この条において「特定給付補てん金等に係る課税雑所得等の金額」という。)(合計額」と、同項第二号及び第三号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び特定給付補てん金等に係る課税雑所得等の金額の合計額」と、同条第二項中「課税総所得金額に係る所得税額」とあるのは「課税総所得金額に係る所得税額」とする。

係る所得税額、特定給付補てん金等に係る課税雑所得等の金額に係る所得税額」と、同法第九十五条中「その年分の所得税の額」とあるのは「その年分の所得税の額及び租税条約実施特例法第三条の二第十九項(特定給付補てん金等に係る分離課税)の規定による所得税の額」とする。

六 前各号に定めるもののほか、所得税法第二編第五章の規定による申請又は申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

21 第十三項、第十五項、第十七項又は第十九項に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、それぞれ所得税法第二編第二章第二節第一款に規定する利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額をいう。

22 第一項から第十一項まで、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(割引債の償還差益に係る所得税の還付)

第三条の三 租税特別措置法第四十一条の十二第七項に規定する割引債(以下この条において「割引債」という。)の発行者は、相手国居住者等に対し当該割引債の同項に規定する償還差益(以下この条において「償還差益」という。)の支払をする場合において、当該償還差益(当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国にお

いてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。)につき当該租税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。)の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、同法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(次項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

2 割引債の発行者は、外国法人に対し当該割引債の償還差益の支払をする場合において、当該償還差益(租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われるものとされる部分に限る。)につき当該租税条約の規定(当該償還差益に対する所得税の免除又は軽減を定めるものに限る。)の適用があるときは、政令で定めるところにより、その支払を受ける者に対し、租税特別措置法第四十一条の十二第三項の規定により徴収された所得税で同条第四項の所得税とみなされたものの額(前項又は同条第五項の規定により還付した額を除く。)に相当する金額の全部又は一部を還付する。

(配当等又は譲渡収益に対する申告納税に係る所得税等の軽減等)

第四条 相手国居住者等が、配当等又は譲渡収

益(資産の譲渡により生ずる収益で所得税法の施行地にその源泉があるものをいい、配当等に含まれるものを除く。以下同じ。)のうち、当該相手国居住者等に係る相手国との間の租税条約の規定において、当該相手国においてその法令に基づき当該相手国居住者等の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国居住者等所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該相手国居住者等の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該相手国居住者等の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

2 相手国居住者等が有する相手国居住者等所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)に

第三百四十四条までの規定の適用はないものとする。

3 外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、租税条約の規定において、当該租税条約の相手国においてその法令に基づき当該外国法人の株主等である者当該租税条約の規定により当該租税条約の相手国の居住者とされる者に限る。)の所得として取り扱われるものとされる部分(次項において「株主等所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該外国法人の法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該外国法人の法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

4 外国法人が有する株主等所得であつて法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(法人税法第四十二条の規定の適用を受けるものに限る。)については、同法第九条、第十条及び第四十一条から第四十四条までの規定の適用はないものとする。

5 非居住者又は外国法人が、配当等又は譲渡収益のうち、当該非居住者又は外国法人に係る相手国との間の租税条約の規定において、

当該相手国においてその法令に基づき当該非居住者又は外国法人が構成員となつてゐる当該相手国の団体の所得として取り扱われるものとされるもの(次項において「相手国団体所得」という。)であつて限度税率を定める当該租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四百二十二条の規定の適用を受けるものに限る。)を有する場合において、当該非居住者又は外国法人の所得税額又は法人税額のうち当該所得に対応する部分の金額が、当該配当等の金額又は当該譲渡収益に係る所得(所得税に係る場合)には、その課税標準に含まれる部分に限る。)の金額に当該租税条約の規定により当該配当等又は譲渡収益についてそれぞれ適用される限度税率を乗じて計算した金額の合計額を超えるときは、当該非居住者又は外国法人の所得税又は法人税につき、その超える金額に相当する税額を軽減する。

6 非居住者又は外国法人が有する相手国団体所得であつて所得税又は法人税の免除を定める租税条約の規定の適用があるものに係る所得(所得税法第六十五条又は法人税法第四百二十二条の規定の適用を受けるものに限る。)については、所得税法第七條第一項第三号、第六百四十四條第一項及び第六百六十五條並びに法人税法第九條、第十條及び第四百四十一條から第四百四十四條までの規定の適用はないものとする。

7 第一項、第三項及び第五項に規定する所得税額又は法人税額のうちこれらの規定に規定

する所得に対応する部分の金額は、当該所得の生じた年分又は事業年度分につき、これらの規定の適用がないものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額から、当該所得が生じたものとして計算した場合における所得税額又は法人税額に相当する金額を控除して得た金額とする。

8 第一項、第三項及び第五項の場合において、当該租税条約の限度税率が住民税(道府県民税、市町村民税及び都民税をいう。以下同じ。)をも含めて規定されているときは、これらの規定の法人税の軽減額の計算に係る限度税率は、当該租税条約に規定する限度税率を次条第一項に規定する住民税の法人税割の標準税率に二を加えた数で除したものと政令で定める税率とする。

第五條第一項中「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「前條第一項」を「前條第一項、第三項及び第五項」に改め、同條第二項中「前條第一項」を「前條第一項、第三項及び第五項」に、「同條第二項」を「同條第七項」に、「同條第一項」を「同條第一項、第三項及び第五項」に改め、同條第四項中「前條第一項に規定する相手国の居住者の行なう」を「前條第一項から第六項までに規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者の行なう」に、「配当等」をこれらの規定に規定する配当等」に改める。

第六條中「わが国以外の締約国」を「当該租税条約の相手国」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(相手国居住者等に係る租税条約に基づく認定)

第六條の二 所得税法第六十一條に規定する国内源泉所得(同法第六十二條の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)又は法人税法第三十八條に規定する国内源泉所得(同法第三十九條の規定により国内源泉所得とみなされるものを含む。)を有し、又は有することとなる相手国居住者等は、国税庁長官から、当該国内源泉所得ごとに、租税条約の規定であつて政令で定めるものの認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする者は、財務省令で定めるところにより、その者の氏名又は名称及び住所、認定を受けることができるとする理由その他の財務省令で定める事項を記載した申請書に財務省令で定める書類を添付して、国税庁長官に提出しなければならぬ。

3 国税庁長官は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項の認定をしたとき又は当該認定をしないことを決定したときは、当該申請書を提出した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならぬ。

4 国税庁長官は、第一項の認定を受けた者について、第二項に規定する理由がなくなつたと認める場合その他の政令で定める場合には、その認定を取り消すことができる。

5 国税庁の当該職員は、第一項の認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすること

ができる。

6 国税庁長官は、第四項の規定により第一項の認定を取り消した場合においては、当該認定を取り消した者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

7 第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る第二項の申請書又は添付書類の記載事項に変更があつた場合には、遅滞なく、財務省令で定めるところにより、その変更の内容その他の財務省令で定める事項を記載した書類を国税庁長官に提出しなければならない。

8 国税庁長官は、第一項の認定をした場合には、財務省令で定めるところにより、当該認定を受けた者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。

第七條第一項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に、「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に改め、「(同條第一項第六号に規定する内国法人(同項第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に主たる事務所を有するものを含む。))をいう。以下この条において同じ。)」を削り、「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、「金額又は」の下に「当該特定信託の受託者である法人の」を加え、同條第二項中「連結所得の金額又は」の下に「特定信託の受託者である法人の」を加え、「相手国の居住者」を「相手国居住者等」に、「並びに第八十二條の五第三項及び第四項」を、「第八十二條の五第

三項及び第四項並びに第四百五十五条の五第二項及び第三項に改め、同条第三項中「我が国以外の締約国を「相手国」に改める。

第八条第一項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に改める。

第九条第一項中「我が国以外の締約国」を「相手国」に、「当該締約国」を「当該相手国」に改める。

第十一条中「我が国以外の締約国」を「当該租税条約の相手国」に、「当該締約国」を「当該相手国」に改める。

第十三条第三項中「(所得税法第二条第一項第八号に規定する人格のない社団等という。以下この条において同じ。)」を削る。

(租税特別措置法の一部改正)

第七条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九条の五」を「第九条の七」に、「特別控除額の特例等」を「特別控除額の特例」に、「第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の三」に、「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に、「第九節 連結法人の法人税率の特例(第六十八條の八)」を「第九節 削除」に改め、「第六十八條の六」を削り、「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に、「第九十條の九」を「第九十條の九」に改める。

第四条の二第九項中「この法律」の下に「第九条の三第二項の規定を除く。次条第十項において同じ。」を加える。

第六条及び第七条中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第九条第二項中「係るもの」とあるのは、「係るもの」を「ものを除く。」とあるのは、「ものを除く。」に改める。

第九条の四第二項中「限る」の下に「。次項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

3 所得税法第七条第一項第五号、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第二項の規定は、外国法人である信託会社(同法第八十條の二第一項に規定する信託会社をいう。)が、証券投資信託以外の投資信託で国内にある営業所、事務所その他これらに準ずるものに信託されたものの信託財産に属する公社債等につき同法第六十一條第四号(同号口を除く。)又は第五号に掲げる国内源泉所得の支払をする者の備え付ける帳簿に、当該公社債等が当該信託財産に属する旨その他財務省令で定める事項の記載を受けている場合には、当該公社債等についてその記載を受けている期間内に支払われる当該国内源泉所得については、適用しない。

第九条の五第二項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改め、第二章第一節中同条を第九条の六とする。

第九条の四の次に次の一条を加える。
(公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例)

第九条の五 証券業者(証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律(昭和四十六年法律第五号)第二条第

二号に規定する外国証券会社をいう。)その他政令で定める者(以下この条において「証券業者等」という。)が募集その他の政令で定める取扱いを行った公社債投資信託以外の証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同項第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行

われたもの(特定株式投資信託を除く。以下この条において「公募株式等証券投資信託」という。)の受益証券を当該取扱いに係る顧客から買い取った場合において、当該受益証券が社債等の振替に関する法律に規定する振替口座簿への記載又は記録その他の政令で定める方法により管理されているものであるときは、当該証券業者等が当該買取りの日又は同日の翌営業日(政令で定める場合にあつては、政令で定める日)に当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部解約により支払を受ける収益の分配のうち当該顧客が当該受益証券を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分については、所得税法第七十四條、第七十五條、第七十八條、第七十九條並びに第二百十二條第一項及び第三項の規定は、適用しない。

2 前項の規定は、証券業者等が、政令で定めるところにより、当該公募株式等証券投資信託の収益の分配につき同項の規定の適用を受けようとする旨その他財務省令で定める事項を記載した申告書を、当該公募株式等証券投

資信託の収益の分配の支払をする者を經由して税務署長に提出した場合に限り、適用する。

第二章第一節中第九条の六の次に次の一条を加える。

(相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例)

第九条の七 相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)による財産の取得をした個人で当該相続又は遺贈につき相続税法の規定による相続税額があるものが、当該相続の開始があつた日の翌日から当該相続に係る同法第二十七條第一項又は第二十九條第一項の規定による申告書(これらの申告書の提出後において同法第三條の二に規定する事由が生じたことにより取得した資産については、当該取得に係る同法第三十一條第二項の規定による申告書)の提出期限の翌日以後三年を経過する日までの間に当該相続税額に係る課税価格(同法第十九條又は第二十一條の十四から第二十一条の十八までの規定の適用がある場合には、これらの規定により当該課税価格とみなされた金額)の計算の基礎に算入された前条第一項に規定する上場会社等以外の株式会社(以下この項において「非上場会社」という。)の発行した株式をその発行した当該非上場会社に譲渡した場合において、当該譲渡をした個人が当該譲渡の対価として当該非上場会社から交付を受けた金銭の額が当該非上場会社

の法人税法第二条第十六号に規定する資本等の金額又は同条第十六号の二に規定する連結個別資本等の金額のうちその交付の基因となつた株式に係る所得税法第二十五条第一項に規定する株式に対応する部分の金額を超えるときは、その超える部分の金額については、同項の規定は、適用しない。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十七條の十第四項(第三十七條の十二第四項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第三十七條の十第四項中の「金額」とあるのは、「の金額(第九條の七第一項の規定の適用を受ける金額を除く。)」とする。

3 第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十條の二第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「もの」とし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する個人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削る。

第十條の三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十條の四第一項第二号中、「小売業又は飲食店業(政令で定める事業を除く。)」を「又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 飲食店業(政令で定める事業を除く。)を営む第十條第五項に規定する中小企業者に

該当する個人 器具及び備品(当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。)

第十一條第一項の表の第一号中「個人」の下に「(畜産業を営む個人については、政令で定める個人に限る。)」を加える。

第十一條の五を次のように改める。

第十一條の五 削除

第十一條の七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十一條の九第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第一号及び」を削り、同項第一号中「若しくは特定

家庭用機器再商品化法(平成十年法律第九十七号)第二條第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物」を削る。

第十一條の十を削る。

第十二條第一項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号中「地区の下に

「及びこれに類する地区」として政令で定める地区を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十三條第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十三條の三第一項中「又は第四号」を削り、同項第三号を削り、同項第四号中「(前号に掲げる場合に該当する個人を除く。)」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項第二号中「前項第二号から第四号まで」を「前

項第二号又は第三号」に、「同項第二号から第四号まで」を「同項第二号又は第三号」に改める。

第十三條の四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第十四條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号)第六條に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定め

るもの」に、「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の百二十」を「百分の百三十」(当該優良賃貸住宅を「百分の百二十」(当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の百四十」を「百分の百二十八」に改め、同項各号を削り、同条第五項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第十四條の二第二項第五号中「政令で定める規模のものに限る。)」を「政令で定めるもの」に改める。

第十五條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二條第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二條第四項に規定する臨港地区又は「及び」当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の百十二」を「百分の百十」に改める。

第十八條第一項第二号を次のように改める。

二 沖縄振興特別措置法第六十六條の規定により読み替へて適用される中小企業経営革新支援法(以下この号において「読替え後の中小企業経営革新支援法」という。)

第四條第一項に規定する経営革新計画(中小企業経営革新支援法第二條第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)

に係る読替え後の中小企業経営革新支援法第四條第三項の承認を受けた沖縄振興特別措置法第六十六條に規定する特定組合等 読替え後の中小企業経営革新支援法第四條第二項第五号に規定する負担金

第十九條第一号中「第十條の二から第十五條まで」を「第十條の二から第十一條の四まで又は第十一條の六から第十五條まで」に改める。

第二十條第一項中「平成十六年」を「平成十八年」に改める。

第二十條の三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第二十二條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第二十五條第三項中「(乳牛の雌のうち政令で定めるものを含み、牛の胎児を」及び乳牛の雌等(政令で定めるもの)に改める。

第二十五條の二第三項第一号を次のように改める。

一 六十五万円

第二十六條第二項第三号中「又は感染症の予

防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)」に改める。

第二十八条第一項第二号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第二十八条の四第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第四号中「都市計画法」の下に「(昭和四十三年法律第百号)」を加え、同条第六項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第二十九条第一項から第三項までの規定中「平成十六年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第三十一条第一項中「第五項第二号の規定により適用される同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額とする。以下第三十五条まで」を「第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。以下この項及び第三十一条の四に、「から長期譲渡所得の特別控除額を控除した金額(同号の規定により適用される)」を「に対し、長期譲渡所得の金額(第三項第三号の規定により読み

替えられた」に、「に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「百分の十五に相当する金額」に改め、同項各号を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

第三十一条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「(第二項の規定により適用される場合を含む。第四号において同じ。)」を削り、同項第一号中「同条第二項」を削り、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同項を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号中「第六十九条」を「第七十一条」に改め、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加え、同項を同条第三項とする。

二 所得税法第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは「譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(長期譲渡所得の金額を除く。)」とする。

第三十一条の二第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「前条第一項

(同条第二項の規定により適用される場合を含む。))を「前条第一項前段に、「同条第一項各号及び同条第二項」を「同項前段」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の十五」を「百分の十」に改め、同項第二号中「四千万円を超える」を「二千万円を超える」に改め、同項第三号中「六百万円」を「二百万円」に改め、同項第四号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第十号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同項八中「建築基準法」の下に「(昭和二十五年法律第二百一十一号)」を加え、同項を同項第十五号とし、同項第十三号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同項を同項第十四号とし、同項第十二号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同項第十三号とし、同項第十一号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同項を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第五号」を「第六号」に改め、同項を同項第十号とし、同項第八号中「第十一号から第十四号まで」を「第十二号から第十五号まで」に改め、同項を同項第七号中「第九号又は第十一号から第十四号まで」を「第十号又は第十二号から第十五号まで」に改め、同項を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機

構」に、「前二号」を「前三号」に改め、同項を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。)

第三十一条の二第三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「前条第三項」を「前条第二項」に、「前項第九号から第十四号まで」を「前項第十号から第十五号まで」に改め、同条第四項中「第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項」を「その有する土地等につき、第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七條の九の二又は第三十七條の九の三に改め、同条第五項中「第二項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「第二項第九号から第十四号まで」を「第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第二項第九号から第十四号まで」を「第二項第十号から第十五号まで」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十一条第三項」

を「第三十一条第二項」に、「若しくは第三十七
条の九の二」を、「第三十七條の九の二若しくは
第三十七條の九の三」に、「第三十一条第一項
(同条第二項の規定により適用される場合を含
む。)」を「第三十一条第一項前段」に、「同条第一
項各号及び同条第二項」を「同項前段」に改め、
同条第二項第四号中「第三十一条第三項」を「第
三十一条第二項」に改める。

第三十二条第二項中「において第三十一条第
三項」を「において第三十一条第二項」に、「第四
項において準用する第三十一条第五項第二号の
規定により適用される同法第六十九条から第七
十一条までの規定の適用がある場合には、その
適用後の金額とする。第一号」を「第三十一条第
一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生
じた損失の金額があるときは、同項後段の規定
にかかわらず、当該計算した金額を限度として
当該損失の金額を控除した後の金額とする。以
下この項」に、「次に掲げる金額のうちいずれか
多い金額」を「課税短期譲渡所得金額(短期譲渡
所得の金額(第四項において準用する第三十一
条第三項第三号の規定により読み替えられた同
法第七十二条から第八十七条までの規定の適用
がある場合には、その適用後の金額)をいう。)
の百分の三十に相当する金額」に改め、同項各
号を削り、同項に後段として次のように加え
る。

この場合において、短期譲渡所得の金額の
計算上生じた損失の金額があるときは、同法
その他所得税に関する法令の規定の適用につ
いては、当該損失の金額は生じなかつたもの

とみなす。

第三十二条第三項中「同項第一号中「百分の四
十」とあるのは「百分の二十」と、同項第二号中
「計算した金額の百分の百十に相当する金額」と
あるのは「計算した金額」を「同項中「百分の三
十」とあるのは、「百分の十五」に改め、同条第
四項中「第三十一条第五項」を「第三十一条第三
項」に、「同条第五項第一号」を「同条第三項第一
号」に改め、「同条第二項」を削り、「同項第二
号」を「同項第二号中「第三十一条第一項(長期譲
渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲
渡所得」とあるのは「第三十二条第一項(短期譲
渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲
渡所得又は同条第二項に規定する譲渡による所
得」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期
譲渡所得の金額」と、同項第三号」に、「同項第
三号」を「同項第四号」に改める。

第三十三条第一項中、「買入れ」を削り、
「以下第三十七条の九の二まで」を、「以下第
三十七條の九の三まで」に改め、同項第三号中
「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の
促進に関する特別措置法」の下に「昭和五十年
法律第六十七号。」を加え、同項第三号の五中
「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生
機構」に改め、同号を同項第三号の六とし、同
項第三号の四を同項第三号の五とし、同項第三
号の三中「第五十七條の五」の下に「及び密集市
街地における防災街区の整備の促進に関する法
律第二百八十五條」を、「又は」の下に「都市計画
法」を、「第三十四條第二項第二号」の下に「及び
第二号の二」を加え、同号を同項第三号の四と

し、同項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 資産につき密集市街地における防災
街区の整備の促進に関する法律による防災
街区整備事業が施行された場合において、
当該資産に係る権利変換により同法第二百
二十六條の規定による補償金(同法第二百
二十二條第三項の規定により防災施設建築物
の一部等が与えられないように定められた
こと又は政令で定める規定により防災建築
施設の部分が与えられないように定められ
たことにより支払われるもの及びやむを得
ない事情により同法第二百三十三條第一項の申
出をしたと認められる場合として政令で定
める場合における当該申出に基づき支払わ
れるものに限る。)を取得するとき(政令で
定める場合に該当する場合を除く。)

第三十三條第一項第五号を削り、同項第六号
を同項第五号とし、同項第六号の二を同項第六
号とし、同号の次に次の一号を加える。
六の二 資産に関して有する権利で密集市街
地における防災街区の整備の促進に関する
法律に規定する権利変換により新たな権利
に変換することのないものが、同法第二
百二十一条の規定により消滅し、同法第二
百二十六條の規定による補償金を取得する
場合(政令で定める場合に該当する場合を
除く。)

第三十三條第二項中「であり、かつ、財務省
令で定めるところにより納税地の所轄税務署長
の承認を受けた」を「である」に、「税務署長の承
認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同

条第三項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」
に改め、同条第四項を削り、同条第五項中
「第六号」を削り、同項を同条第四項とし、同
条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条
第六項とする。

第三十三條の二第一項第一号中「第三号の五」
を「第三号の六」に改め、同項第三号を削り、同
条第三項中「前条第四項から第六項まで」を「前
条第四項及び第五項」に改め、同条第四項中「前
条第七項」を「前条第六項」に、「同条第六項」を
「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」
に改める。

第三十三條の三第二項中「以下次条まで」を
「次項及び次条第一項」に改め、同条第六項を削
り、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項
を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項
を加える。

4 個人が、その有する資産につき密集市街地
における防災街区の整備の促進に関する法律
による防災街区整備事業が施行された場合に
おいて、当該資産に係る権利変換により防災
施設建築物の一部を取得する権利及び防災施
設建築敷地若しくはその共有持分若しくは地
上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若し
くはその使用収益権(当該資産に係る権利変
換が同法第二百五十五條から第二百五十七條
までの規定により定められた権利変換計画に
おいて定められたものである場合には、防災
施設建築敷地若しくは防災施設建築物に関す
る権利又は個別利用区内の宅地に関する権
利)を取得したときは、第二十八條の四、第

三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条若しくは第三十五条の規定の適用については、当該権利変換により譲渡した資産(次項及び次条第一項において「防災旧資産」という。)の譲渡がなかつたものとみなす。

5 前項の規定の適用を受けた場合において、同項に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五十五条又は第二百五十七条の規定により定められた権利変換計画に係る防災施設建築物に関する権利を取得する権利を含む。)につき譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたときは、政令で定めるところにより、当該譲渡、相続、遺贈又は贈与のあつた日において防災旧資産の譲渡、相続、遺贈又は贈与があつたものとみなして第二十八条の四、第三十一条若しくは第三十二条又は所得税法第二十七条、第三十三条、第三十五条、第四十条若しくは第五十九条の規定を適用し、前項に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額の交付を受けることとなつたときは、そのなつた日において防災旧資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分につき取用等による譲渡があつたものと

みなして第三十三条の規定を適用する。

第三十三条の四第一項中「及び前条第三項を『前条第三項』に、『場合を含む』を『場合及び同条第五項の規定により防災旧資産のうち同項の政令で定める部分につき取用等による譲渡があつたものとみなされた場合を含む』に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から五千万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十三条の四第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が五千万円に満たない場合には、当該資産の譲渡に係る部分の金額)を控除した金額」とする。

第三十三条の四第二項中「第三十二条第一項第一号中『短期譲渡所得の金額』を『第三十二条第一項中『短期譲渡所得の金額』に、『控除した金額』を『控除した金額』に改める。

第三十三条の五第一項中「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第一号中「第三十三条第二項」の下に「の規定により読み替えられた同条第一項を加え、同条第四項中『に規定する税務署長の承認を受けたを』の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に改める。

第三十三条の六第一項中「施設建築物に関する権利又はを」施設建築物に関する権利、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十二条第二項の規定による防災施設建築物の一部若しくは同法第二百五十五条第四項若しくは第二百五十七条第三項の規定による同法第二百五十五条第二項(同法第二百五十

七条第二項において準用する場合を含む。)の防災施設建築物に関する権利又はを」に改め、同項第二号中「譲渡資産」を「譲渡資産に、又はを」を「規定により読み替えられた第三十三条第一項に規定する」に、「につき税務署長の承認を受けたを」を「を」に改め、「における当該承認を受けた取得価額の見積額を超える場合」を削り、同条第二項中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第六項」に改める。

第三十四条第一項中「又は第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から二千万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が二千万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には二千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。)を控除した金額」とする。

第三十四条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中『短期譲渡所得の金額』を『第三十二条第一項中『短期譲渡所得の金額』に、『控除した金額』を『控除した金額』に改め、同条第二項

第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削り、「又は都市再開発法」を「都市再開発法に、として行う」を「又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業として行う」に、「第三十三条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買収取られる場合

第三十四条第二項第三号中「及び第五十六条」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

第三十四条の二第一項中「又は第三十七条の九の二」を「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千五百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千五百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る

る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には千五百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。)を控除した金額(とする。

第三十四条の二第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、控除した金額を「控除した金額」に改め、同条第二項第一号中「同じ。」の下に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、「都市基盤整備公団」地域振興整備公団を「独立行政法人都市再生機構」に、「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第二号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項第六号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第七号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第八号中「平成九年法律第四十九号」を削り、「都市計画法」の下に「第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法を加え、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第九号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第十二号中「中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四

十七号)第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改め、「若しくは環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設の設置に関する事業を削り、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から八百万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十四条の三第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が八百万円に満たない場合には当該土地等の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には八百万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該土地等の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。)を控除した金額(とする。

第三十四条の三第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、控除した金額」を「控除した金額」に改め、同条第

二項第一号及び第二号中「前条第二項第二十六号」を「前条第二項第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十六号」を「第二十五号」に改め、同項第四号中「第五条第三項」を「昭和四十六年法律百二十二号)第五条第三項」に改め、同項第八号中「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」の下に「(昭和五十四年法律第五十一号)」を加える。

第三十五条第一項中「若しくは第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二若しくは第三十七条の九の三」に、「若しくは第四十一条の五」を、「第四十一条の五若しくは第四十一条の五の二」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第三十一条第一項中「長期譲渡所得の金額」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から三千万円(長期譲渡所得の金額のうち第三十五条第一項の規定に該当する資産の譲渡に係る部分の金額が三千万円に満たない場合には当該資産の譲渡に係る部分の金額とし、同項第二号の規定により読み替えられた第三十二条第一項の規定の適用を受ける場合には三千万円から同項の規定により控除される金額を控除した金額と当該資産の譲渡に係る部分の金額とのいずれか低い金額とする。)を控除した金額(とする。

第三十五条第一項第二号中「第三十二条第一項第一号中「短期譲渡所得の金額」を「第三十二条第一項中「短期譲渡所得の金額」に、控除した金額」を「控除した金額」に改める。

第二章第四節第七款の款名中「特例等」を「特

例」に改める。

第三十六条の見出し中「特例等」を「特例」に改め、同条第一項中、「前条第一項又は第三十一条第一項(同条第二項の規定により適用される場合を含むものとし、第三十三条の四第一項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項又は前条第一項の規定により適用される場合を除く。)を「又は前条第一項」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第一項中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第三十七条の九の二」を、「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に、「又は第四十一条の五」を、「第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたを削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「その取得価額」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「の規定は、同項を「前項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。」の規定は、第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に、「第四項」を「第三項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第三項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とする。

第三十六条の三第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けたを」の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に改める。

平成十六年三月二十六日 参議院會議録第十号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

第三十六条の六第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「又は第四十一条の五又は第四十一条の五の二」に改め、同条第二項の表以外の部分中「第七項」を「第六項」に改め、同表の第三十六条の二第二項の項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同表中

第三十六条の二第三項		第一項(前項において準用する場合)	第三十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合)
第三十六条の二第四項及び第五項		第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の二第六項		第四項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第四項
第三十六条の二第七項		同条第七項	第三十三条第七項
		第三項から前項まで	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第六項まで
		第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の二第三項		第一項(前項において準用する場合)	第三十六条の六第一項(同条第二項において準用する場合)
第三十六条の二第四項		第一項	第三十六条の六第一項
第三十六条の二第五項		第三項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項
		同条第六項	第三十三条第六項
第三十六条の二第六項		前三項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第三項から第五項まで
		第一項	第三十六条の六第一項

に

を

第三十六条の三第二項		前条第二項において準用する同条第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定により第三十六条の六第一項
		の同条第二項	の同条第二項において準用する第三十六条の二第二項
		前条第二項に規定する	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する
第三十六条の三第二項		前条第二項において準用する同条第一項	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する
		の同条第二項	の同条第二項において準用する第三十六条の二第二項
		前条第二項の規定	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項の規定
		前条第二項に規定する	第三十六条の六第二項において準用する第三十六条の二第二項に規定する

に改

を

め、同条第三項中「第七項」を「第六項」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「次の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」を削り、「で次表」を「で次の表」に改め、同表の第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改め、同表の第十四号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の第十八号を次のように改める。

十八 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一条第一号に規定する防災再開発促進地区(以下この号において「防災再開発促進地区」という。)内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は準耐火建築物(それぞれ建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。)で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、当該防災街区整備事業に関する都市計画に従つて取得をされるもの(政令で定めるものを除く。)

第三十七条第三項中「第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」の間に同表を「第一項の表に改め、同条第四項中「第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」の間に同表を「の間に第一項の表」に改め、場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受けた取得価額」を「取得価額」に改め、同条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第三十三条第七項」を「第三十三条第六項」に、「第七項」を「第六項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同項を同条第八項と

し、同条第十項中「第六項から前項まで」を「前三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項を同条第十項とする。
第三十七条の二第二項第一号中「に規定する税務署長の承認を受けた」を「の規定により読み替えられた同条第一項に規定する」に、「当該税務署長の承認を受けた買換資産」を「同条第四項」に改める。
第三十七条の四中「第三十七条第一項の表の第二十一号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日まで」を削り、「同表」を「第三十七条第一項の表」に、「第三十七条の九及び第三十七条の九の二を」及び第三十七条の九から第三十七条の九の三まで」に改める。

第三十七条第六項		第一項の規定の適用を		第三十七条の五第二項(同条第二項において準用する第三十七条第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用を	
第三十七条第七項及び第八項	第一項	同項の資産	第三十七條の五第一項に規定する譲渡資産	第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項の規定を含む。以下この条において同じ。の規定の適用を	
	第七項				
	同条第七項				
第三十七條第九項				第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第七項	

を

第三十七條第六項		第一項の規定は、同項		第三十七條の五第二項(同条第二項において準用する第三十七條第四項の規定を含む。以下この条において同じ。)の規定は、第三十七條の五第一項	
第三十七條第七項	第一項			第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第六項	
	第六項				
	同条第六項				

に

第三十七條の二第二項		前条第四項において準用する同条第一項		第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項の規定により第三十七條の五第一項	
前条第四項に規定する	事業の用			第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項に規定する	
	同条第四項				
	前条第四項に規定する				

を

第三十七條の二第二項		前条第四項において準用する同条第一項		第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項の規定により第三十七條の五第一項	
前条第四項に規定する	事業の用			第三十七條の五第二項において準用する第三十七條第四項に規定する	
	前条第四項に規定する				
	事業の用又は居住の用				

に改

め、同条第四項中「第九項」を「第八項」に改め、同条第五項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に改める。

第三十七條の六第一項中、「第三十七條の九及び第三十七條の九の二を」及び第三十七條の九から第三十七條の九の三まで」に改める。

第三十七條の七第三項中「第一項」を「第一項の個人が、同項に」に改め、同条第四項中「第三十七條第六項から第八項まで」を「第三十七條第六項及び第七項」に、「第一項の規定の適用を」を「第一項の規定は、同項に」に、「の規定の適用を」を「第一項の規定は、同項に」に、「の規定の適用を」を「第一項の規定は、同項に」に改める。

用を」と、「同項の資産の譲渡」とあるのは「第三十七條の七第一項に規定する土地等(以下この条において「土地等」という。)の同項に規定する交換又は譲渡」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「第三十七條の七第一項」を「の規定は、第三十七條の七第一項」に、「とあるのは「同項」を「とあるのは「同項に規定する土地等(以下この条において「土地等」という。)の同項に」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同条第五項中「第三十七條第七項」を「第三十七條第六項」に改める。

第三十七條の九の二第二項中「場合において、財務省令で定めるところにより納税地の所有権移転等の特典を受けた」を削り、同条第三項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同条第四項の表以外の部分中「第三十七條第六項から第八項まで」を「第三十七條第六項及び第七項」に、「第三十七條の九を」前条に改め、同表の第三十七條第六項の項を削り、同表中

第三十七條第八項	第一項	第三十七條第七項	
		第一項	第三十七條の九の二第一項
		同項の譲渡	同項に規定する交換又は譲渡
		当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその	当該交換の日における当該交換により譲渡した所有隣接土地等及び当該交換により取得した土地建物等(同項第一号に規定する土地建物等をいう。以下同じ。)の価額(同号に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該所有隣接土地等及び土地建物等の価額並びに当該交換差金の額)又は同項に規定する譲渡による収入金額及び同項第二号の譲り受けた土地建物等の取得価額若しくは譲り受ける見込みである土地建物等の取得価額の

を

第三十七條第六項		第三十七條第七項	
第一項の規定は、同項	同項の譲渡	第一項	第三十七條の九の二第一項
第三十七條の九の二第一項(同条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、同条第一項	同項に規定する所有隣接土地等(以下「所有隣接土地等」という。)の同項に規定する交換又は譲渡	当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその	当該交換の日における当該交換により譲渡した所有隣接土地等及び当該交換により取得した土地建物等(同項第一号に規定する土地建物等をいう。以下同じ。)の価額(同号に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該所有隣接土地等及び土地建物等の価額並びに当該交換差金の額)又は同項に規定する譲渡による収入金額及び同項第二号の譲り受けた土地建物等の取得価額若しくは譲り受ける見込みである土地建物等の取得価額の

に改

め、同表の第三十七條の七第六項の項中「又は第二号」を「から第二号の二まで」に改め、同表の第三十七條の九第一項の項中「第三十七條の九第一項」を「前条第一項」に改め、同表の第三十七條の九第二項の項中「第三十七條の九第二項」を「前条第二項」に改める。

第二章第四節第八款中第三十七條の九の二の次に次の一条を加える。

(承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の譲渡所得の課税の特例)

第三十七條の九の三 個人の有する土地等につき独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百号)附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画(同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」

という。)に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該個人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換(政令で定める交換を除く。以下この項において同じ。)をしたとき(交換差金を取得し、又は支払つた場合を含む。)は、当該土地等(当該用地とともに交換差金を取得した場合には、当該土地等のうち当該交換差金に相当するものとして政令で定める部分を除く。)の交換がなかつたものとして、第三十一条又は第三十二条の規定

を適用する。

2 前項の規定は、同項の個人が、同項に規定する交換をした日の属する年の一月一日前において、当該交換に係る同項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第三十四条第一項（同条第二項第一号に係る部分に限る。）又は第三十四条の二第一項の規定の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

3 第三十七条第六項及び第七項、第三十七条の七第五項及び第六項並びに第三十七条の九の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十七条第六項		第一項	第三十七条の九の三第一項
同項の譲渡		同項に規定する土地等（以下「土地等」という。）の同項に規定する交換	
当該譲渡をした資産の譲渡価額、買換資産の取得価額又はその見積額		当該交換の日における当該交換により譲渡した土地等及び当該交換により取得した同項に規定する用地（以下「用地」という。）の価額（同項に規定する交換差金を取得し、又は支払つた場合には、当該土地等及び用地の価額並びに当該交換差金の額）	
第三十七条第七項	第一項	第三十七条の九の三第一項	
第三十七条の七第五項	前項	第三十七条の九の三第三項	
	第一項	第三十七条の九の三第一項	
取得し、又は譲り受け た宅地		取得した用地	

第三十七條の七第六項	第一項の規定の	第三十七條の九の三第一項の規定の
交換又は譲渡をした日	交換をした日	
交換又は譲渡に	交換に	
一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために当該造成を行う個人又は法人（当該交換又は譲渡をした土地等につき造成を行う個人又は法人に限る。）	認可計画に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構	
第三十四條の二第一項	第三十四條第一項（同條第二項第一号に係る部分に限る。）又は第三十四條の二第一項	
第三十七條の七第一項（同條第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）	第三十七條の九の三第一項	
受けた者（前條第一項の規定による修正申告書を提出し、又は同條第二項の規定による更正を受けたため、第三十七條の七第一項の規定による特例を認められないこととなつた者を除く。）	受けた者	

宅地(以下この条において「交換取得宅地」という。)又は譲り受けた宅地(以下この条において「譲受け宅地」という。)	用地(以下「交換取得用地」という。)
交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得用地
交換又は譲渡に要した費用	交換に要した費用
第三十七条の七第一項に	第三十七条の九の三第一項に
交換取得宅地とともに交換差金を取得した場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額を超える場合	交換取得用地とともに交換差金を取得した場合
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等のうち当該交換差金又はその超える額	土地等の取得価額のうち当該交換差金
交換取得宅地の価額に等しい場合又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に等しい場合	交換取得用地の価額に等しい場合

第三十七条の九第二項	土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に相当する金額	土地等の取得価額に相当する金額
	交換取得宅地を取得した場合(交換差金を支払った場合に限る。)又は同項に規定する譲渡による収入金額が譲受け宅地の取得価額に満たない場合	交換取得用地を取得した場合(交換差金を支払った場合に限る。)
土地等又は同項に規定する譲渡をした土地等の取得価額等に当該交換差金の額又はその満たない額	土地等の取得価額に当該交換差金の額	
交換取得宅地又は譲受け宅地	交換取得用地	

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十七条の十第一項中「平成元年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改め、同条第二項中「投資口」の下に「次条第一項において「投資口」という。」を加え、「(昭和四十六年法律第五号)」を削り、「第三十七条の十一の四」を「第三十七条の十一の三」に改める。

第三十七条の十一第一項中「以後」を「から平成十九年十二月三十一日までの間」に、「政令で定めるものに限り」を「政令で定めるもの並びに同条第五項に規定する株式等証券投資信託でその設定に係る受益証券の募集が公募(証券取引法第二条第三項に規定する勧誘のうち同条第一号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものをいう。)により行われたものの受益証券及び特定投資法人(その規約に投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する投資主の請求により投資口の払戻しをする旨が定められており、かつ、その設立の際の投資口に係る証券取引法第二条第三項に規定する

有価証券の募集が同項に規定する勧誘であつて同号に掲げる場合に該当するものとして政令で定めるものにより行われた投資信託及び投資法人に関する法律第二十九条に規定する投資法人をいう。の投資口に限る。に、から第三項までを「及び次項」に、「百分の十五」を「百分の七」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 証券取引法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関又は投資信託及び投資法人に関する法律第二十八条に規定する投資信託委託業者に対する上場株式等の譲渡で政令で定めるもの

第三十七条の十一第二項を削り、同条第三項中規定により適用される第一項の「を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とする。

第三十七条の十一の三第三項第一号中「第一項又は前項の規定の適用を受けるため、証券業者」を「前二項の規定の適用を受けるため、証券業者、銀行、協同組織金融機関（証券取引法第二十八条第八項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は登録金融機関（同法第六十五条の二第三項に規定する登録金融機関をいう。銀行及び協同組織金融機関を除く。）（以下この条及び次条において「証券業者等」という。）に、「当該証券業者」を「当該証券業者等」に改め、同項第二号及び第三号並びに同条第四項から第八項までの規定中「証券業者」を「証券業者等」に改め、同条第十項中「第四十

一条の十二第二十三項」を「第四十一条の十二第二十五項」に改める。

第三十七条の十一の四第一項、第三項、第四項及び第八項中「証券業者」を「証券業者等」に改める。

第三十七条の十二第一項中「平成元年四月一日」を「平成十六年一月一日」に、「百分の二十」を「百分の十五」に改める。

第三十七条の十二の二第四項中「第五項」を「第四項」に改める。

第三十七条の十三第一項中「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する」を「次の各号に掲げる」に、「設立の際に発行された株式又はその設立の日後に発行された当該特定中小会社」を「区分に応じ当該各号に定める」に、「これらの株式」を「当該株式」に改め、同項に次の各号を加える。

一 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第七条の二に規定する特定中小企業者に該当する株式会社 当該株式会社により発行される株式

二 内国法人のうち、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するものとして財務省令で定める株式会社 当該株式会社により発行される株式で中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合（財務省令で定めるものに限る。）に係る同法第三条第一項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約に従つて取得をされ

るもの

三 内国法人のうち、証券業協会の規則においてその事業の成長発展が見込まれるものとして指定を受けている株式を発行する株式会社であつて、その設立の日以後十年を経過していない中小企業者に該当するものとして財務省令で定めるもの 当該株式会社により発行される株式で当該規則において当該株式を取り扱うことができることとされている第三十七条の十第二項に規定する証券業者を通じて取得をされるもの

第三十七条の十三の三第一項中「当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（以下この項において「上場等の日」という。）以後に」を削り、「（その上場等の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超えるものに限る。）の譲渡（その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二十条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又はこの項において同じ。）を」の譲渡（次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限る。）に、「同条第一項」を「第三十七条の十第一項」に改め、同項

に次の各号を加える。

一 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）が発行した株式に係る第三十七条の十第二項に規定する上場等の日（次号において「上場等の日」という。）前に譲渡する場合 当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で財務省令で定めるもの

二 当該払込みにより取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合 その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡（証券取引法第二十条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。）で第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

第四十条の二第二項第二号中「金額とし」とあるのは、「金額の二分の一に相当する金額とし、」を「金額とする。」とあるのは、「金額とする。」の二分の一に相当する金額（二）に改める。

第四十条の四第二項及び第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第四十一条第一項中「第八項」を「第七項」に、「この項及び第三項」を「この項及び次条」に、「平成十六年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、「第三項及び第五項」を「第四項及び次条」に、「次項及び第三項」を「次項及び次条」に、「から第三項まで」を「次項及び次

条に、「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に改め、「(次条において「合計所得金額」という。)を削り、同項第二号及び第三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第二項第三号中「又は平成十五年」を「平成十五年又は平成十六年」に改め、同項第四号を次のように改める。

四 居住年が平成十七年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後七年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から八年目又は九年目に該当する年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が四千万円を超える場合には、四千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

第四十一条第二項に次の三号を加える。

五 居住年が平成十八年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後六年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から七年目に該当する年以後の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が三千万円を超える場合には、三千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千五百万円を超える場合には、二千五百万円)の〇・五パーセントに相当する金額

七 居住年が平成二十年である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 適用年が居住年又は居住年の翌年以後五年以内の各年である場合 その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円)の一パーセントに相当する金額

ロ 適用年が居住年から六年目に該当する年以後の各年である場合 その年十二月

三十一日における住宅借入金等の金額の合計額(当該合計額が二千万円を超える場合には、二千万円)の〇・五パーセントに相当する金額

第四十一条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項から第八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第九項中「次条第五項」を「第四十一条の二の二第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第八項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項から第十四項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十五項中「第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第十四項とする。

第四十一条の二第二項中「前条第一項」を「第四十一条第一項」に、「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に、「合計所得金額」を「同法第二条第一項第三十号の合計所得金額(次項において「合計所得金額」という。))に改め、同条第四項中「第四十一条の二第一項」を「第四十一条の二の二第一項」に改め、同条第五項中「若しくは平成十五年」を「平成二十年までの各年」に、「前条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同条を第四十一条の二の二とする。

第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十一条の二 居住者が、その適用年において、二以上の居住年(居住年が平成十三年である場合には、平成十三年前期と平成十三年後期とをそれぞれ一の年とみなした場合における居住年)に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該適用

年における前条第二項の住宅借入金等特別税額控除額は、同項の規定にかかわらず、当該適用年の十二月三十一日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年ごとに区分し、当該区分をした居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額ごとにそれぞれ同項各号の規定に準じて計算した金額(当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)の合計額とする。ただし、当該合計額が控除限度額を超えるときは、当該適用年における同項の住宅借入金等特別税額控除額は、当該控除限度額とする。

2 前項ただし書の控除限度額は、次の各号に掲げる適用年の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一 平成十六年 五十万円

二 平成十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十二年、平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 イに掲げる場合を除く。 四十万円

三 平成十八年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十八年十二月三十一日における住

宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 四十万円

ニ 平成十八年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十二年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 四十万円

四 平成十九年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

ニ 平成十九年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

五 平成二十年又は平成二十一年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ その年十二月三十一日における住宅借

入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

ニ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

ホ その年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 二十五万円

六 平成二十二年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年、平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年後期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る

住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期内の日であるものに限る。)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千円

ニ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

ホ 平成二十二年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年又は平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからニまでに掲げる場合を除く。) 二十五万円

七 平成二十三年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十四年、平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年

が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等(その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り、)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十七万五千元

二 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 三十万円

ホ 平成二十三年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イから二までに掲げる場合を除く。) 二十五万円

八 平成二十四年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十五年又は平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る

住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 四十万円

ハ 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 三十万円

二 平成二十四年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年、平成十三年又は平成十九年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り、)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 二十五万円

九 平成二十五年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十六年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 五十万円

ロ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十一年、平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り、)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合

を除く。) 二十五万円

ハ 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年又は平成二十年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 二十万円

二 平成二十五年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 十五万円

十 平成二十六年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十二年又は平成十三年である住宅の取得等(その居住年が平成十三年である住宅の取得等にあつては、その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り、)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 二十五万円

ロ 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十七年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 二十万円

及びロに掲げる場合を除く。) 十五万円

二 平成二十六年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イからハまでに掲げる場合を除く。) 十二万五千元

十一 平成二十七年 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十三年である住宅の取得等(その居住日が平成十三年前期中の日であるものに限り、)に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合 二十五万円

ロ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十八年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イに掲げる場合を除く。) 十五万円

ハ 平成二十七年十二月三十一日における住宅借入金等の金額のうちにその居住年が平成十九年である住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額が含まれる場合(イ及びロに掲げる場合を除く。) 十二万五千元

十二 平成二十八年 十二万五千元
第四十一条の三第一項中「第四十一条第七項」を「第四十一条第六項」に、「前条第四項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。
第四十一条の五の見出しを「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控

除」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

個人の平成十六年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第二号の規定にかかわらず、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

第四十一条の五第九項中「第七項の」を「第十三項又は第十四項の」に、「第七項」を「第十三項又は第十四項」に、「第四十一条の五第七項」を「第四十一条の五第十三項又は第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「前項」を「前二項」に、「同項の」を「これらの」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第一項」を「第四項」に改め、「当該適用に係る」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第六項中「第一項の規定の適用がある場合には」を「第四項の規定の適用がある場合には」に改め、同項第一号中「特定の居住用財産の買換え等の

場合の譲渡損失の繰越控除」を「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除」に改め、同項第二号中「第四十一条の五第一項(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)」を「第四十一条の五第四項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)」に改め、同項第三号中「第四十一条の五第一項(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)」を「第四十一条の五第四項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)」に改め、同項第五号中「第一項」を「第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 第一項の規定の適用を受けた者は、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日まで買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から四月を経過する日までに同項の規定の適用を受けた年分の所得税についての修正申告書を提出し、かつ、当該期限内に当該修正申告書の提出により納付すべき税額を納付しなければならぬ。

第四十一条の五第五項中「及び前項」を「第四項及び前三項」に改め、同項を同条第十一項とし、

とし、同条第四項中「同法第二十一条第二十五号に規定する純損失の金額(以下この項において「純損失の金額」という。)のうちに居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額(指定期間内に譲渡(譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。)があつた譲渡資産に係る当該譲渡を「純損失の金額」のうちに特定純損失の金額(適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡)に改め、「金額をいう」の下に「次項及び第十項において同じ」を加え、「同法第七十条第一項」を「同条第一項」に、「第四十一条の五第四項(特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除)」に規定する居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額」を「第四十一条の五第八項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」に規定する特定純損失の金額」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9 確定申告書を提出する個人のその年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額がある場合における所得税法第四百十條第一項又は第四百四十一条第一項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四百十條第一項又は第四百四十一条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは、「生じた純損失の金額(租税特別措置法第四十一条の五第九項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額を除く。）」とする。

10 当該個人につき所得税法第四百十條第五項に規定する事実が生じた場合又は当該個人が

死亡した場合において、当該事実が生じた日又は死亡した日の属する年の前年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額があるときにおける同項又は同法第四百四十一条第四項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四百十條第五項中「及び第四百四十二条第二項」とあるのは、「第四百四十二条第二項」と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第十項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額」と、同法第四百四十一条第四項中「及び次条第二項」とあるのは「次条第二項」と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五第十項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額」とする。

第四十一条の五第三項第二号を同項第四号とし、同項第一号中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に、「指定期間」を「適用期間」に、「第三十一条第三項」を「第三十一条第二項」に、「この号及び」を「この項及び」に改め、「(次項において「譲渡所得の基因となる不動産等の貸付け」という。)」を削り、「この号において」を「この号、次項及び第十三項において」に改め、「当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日(政令で定める場合にあつては、政令で定める日)において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、」を削り、「又は前々年」を「若

しくは前々年」に、「又は第三十六条の六の規定の適用を受けている場合」を「若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該個人がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合」に、「(第七項を(第十三項及び第十四項)に、及び第七項において同じ。」を「第十三項及び第十四項において同じ。」をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し」に改め、「その年において生じた所得税法第二十条第一項第二十五号に規定する純損失の金額(同法第七十条第一項又は第二項(同法第六十五条において適用する場合を含む。))の規定の適用を受けるもの及び同法第四十二条第二項(同法第六十六条において準用する場合を含む。))の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となつたものを除く。))のうち、」を削り、「に係るもの(当該譲渡資産のうちに土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。))として政令で定めるところにより計算した金額」を「のうち、当該特定譲渡をした日の属する年分の第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号の次に次の二号を加え、同項を同条第七項とする。

二 純損失の金額 所得税法第二十条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。
三 通算後譲渡損失の金額 当該個人のその年において生じた純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうちに土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。))として政令で定めるところにより計算した金額をいう。
四 第四十一条の五第二項の次に次の四項を加える。
3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
4 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。))を有する場合において、当該個人がその年十二月三十一日(その者が死亡した日の属する年にあつては、その死亡した日)において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産(第

七項第一号に規定する買換資産をいう。))に係る住宅借入金等の金額を有するときは、第三十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該通算後譲渡損失の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二十条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。
5 前項の規定は、当該個人が居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
6 第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。
第四十一条の五の次に次の一条を加える。
第四十一条の五の二 個人の平成十六年分以後の各年分の譲渡所得の金額の計算上生じた特

定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、第三十一条第一項後段及び第三項第二号の規定にかかわらず、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、所得税法第六十九条第一項の規定その他の所得税に関する法令の規定を適用する。ただし、当該個人がその年の前年以前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。
2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、特定居住用財産の譲渡損失の金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
3 税務署長は、前項の確定申告書の提出がなかつた場合又は同項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
4 確定申告書を提出する個人が、その年の前年以前三年内の年において生じた通算後譲渡損失の金額(この項の規定の適用を受けて前年以前の年において控除されたものを除く。))を有する場合においては、第三十一条第一項後段の規定にかかわらず、当該通算後譲渡損失の金

額に相当する金額は、政令で定めるところにより、当該確定申告書に係る年分の同項に規定する長期譲渡所得の金額、第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該個人のその年分の所得税に係るその年の所得税法第二条第一項第三十号の合計所得金額が三千万円を超える年については、この限りでない。

5 前項の規定は、当該個人が特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年分の所得税につき第二項の確定申告書をその提出期限までに提出した場合であつて、その後において連続して確定申告書を提出しており、かつ、前項の確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書その他の財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

6 第三項の規定は、第四項の規定を適用する場合における前項の提出期限までに確定申告書の提出がなかつたとき又は同項の書類の添付がない確定申告書の提出があつたときについて準用する。

7 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 当該個人が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間（次項において「適用期間」という。）内に、その有する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるもの

のうち次に掲げるもの（以下この号及び次項において「譲渡資産」という。）の譲渡（第三十三条第三項第一号に規定する譲渡所得の基となる不動産等の貸付けを含むものとし、当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者に對してするものその他政令で定めるものを除く。以下この号及び次項において「特定譲渡」という。）をした場合（当該個人が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該個人がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該個人がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けていない場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該個人が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年分の第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の

前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

イ 当該個人がその居住の用に供している家屋で政令で定めるもののうち国内にあるもの

ロ イに掲げる家屋で当該個人の居住の用に供されなくなつたもの（当該個人の居住の用に供されなくなつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地又は当該土地の上に存する権利

二 当該個人のイに掲げる家屋が災害により滅失した場合において、当該個人が当該家屋を引き続き所有していたとしたならば、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超える当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利（当該災害があつた日から同日以後三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に譲渡されるものに限る。）

二 純損失の金額 所得税法第二条第一項第二十五号に規定する純損失の金額をいう。

三 通算後譲渡損失の金額 当該個人のその年において生じた純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した

金額をいう。

四 住宅借入金等 住宅の用に供する家屋の新築若しくは取得又は当該家屋の敷地の用に供される土地若しくは当該土地の上に存する権利の取得（以下この号において「住宅の取得等」という。）に要する資金に充てるために第八条第一項に規定する金融機関又は住宅金融公庫から借り入れた借入金で契約において償還期間が十年以上の割賦償還の方法により返済することとされているもののその他の住宅の取得等に係る借入金又は債務（利息に對するものを除く。）で政令で定めるものをいう。

8 確定申告書を提出する個人の所得税法第七十条第一項に規定する各年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。次項及び第十項において同じ。）がある場合における同条第一項（同法第六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「及び第四百二十二条第二項」とあるのは、「第四百二十二条第二項と、「となつたもの」とあるのは「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第八項（特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）に規定する特定純損失の金額」とする。

9 確定申告書を提出する個人のその年において生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額がある場合における所得税法第四百十

第一項又は第四百四十一条第一項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四百四十一条第一項又は第四百四十一条第一項中「生じた純損失の金額」とあるのは、「生じた純損失の金額(租税特別措置法第四十一条の五の二第九項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額を除く。)」とする。

10 当該個人につき所得税法第四百四十一条第五項に規定する事実が生じた場合又は当該個人が死亡した場合において、当該事実が生じた日又は死亡した日の属する年の前年において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額があるときにおける同項又は同法第四百四十一条第四項(これらの規定を同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四百四十一条第五項中「及び第四百四十二条第二項」とあるのは、「第四百四十二条第二項」と、「となつたもの」とあるのは、「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第十項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額」と、同法第四百四十一条第四項中「及び次条第二項」とあるのは、「次条第二項」と、「となつたもの」とあるのは、「となつたもの及び租税特別措置法第四十一条の五の二第十項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)に規定する特定純損失の金額」とする。

11 第一項、第四項及び前三項の規定の適用に
関し必要な事項は、政令で定める。

12 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 所得税法第二条第一項第三号から第三十四号の三までの規定の適用については、同項第三十号中「の規定」とあるのは、「並びに租税特別措置法第四十一条の五の二(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除)の規定」とする。

二 所得税法第二十二条の規定の適用については、同条第二項中「又は第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)」とあるのは、「第七十一条第一項(雑損失の繰越控除)又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除)」と、同条第三項中「の規定」とあるのは、「又は租税特別措置法第四十一条の五の二の規定」とする。

三 所得税法第二百二十二条の規定の適用については、同条第一項中「の規定」とあるのは「若しくは租税特別措置法第四十一条の五の二第四項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除)の規定」と、「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」と、同条第二項第五号中「又は第七十一条第一項」とあるのは「若しくは第七十一条第一項又は租税特別措置法第四十一条の五の二第四項」とする。

四 国税通則法の規定の適用については、同法第二条第六号ハ(「同法」とあるのは、「同法又は租税特別措置法」とする。))
五 前各号に定めるもののほか、第四項の規

定の適用がある場合における所得税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十一条の九第四項中「とする」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「同法」とあるのは「(所得税法)」と、同法第四百四十五条の六第一項中「国内源泉所得で同法」とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の九第二項(懸賞金付預貯金等の懸賞金等の分離課税等)に規定する懸賞金付預貯金等の懸賞金等で所得税法又は租税特別措置法」とするに改める。

第四十一条の十二第四項中「とする」と、同法第四百四十四条中「所得税法」とあるのは「所得税法又は租税特別措置法」と、「同法」とあるのは「(所得税法)」と、同法第四百四十五条の六第二項中「国内源泉所得で同法」とあるのは「国内源泉所得又は租税特別措置法第四十一条の十二第二項(償還差益に対する分離課税等)に規定する償還差益で所得税法又は租税特別措置法」とするに改め、同条第九項第九号中「短期社債」の下に「又は同法附則第三十六条第一項に規定する振替外債のうち財務省令で定める要件を満たすもの」を加え、同条第十二項中「第九項第一号から第八号までに掲げる国債で特定短期公社債に該当するもの」を「特定短期公社債」に、「第十六項」を「第十八項」に改め、同条第二十五項中「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項及

び第二十項」を「第二十一項及び第二十二項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「当該外国仲介業者当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関」が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける」を「当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の前項に規定する」に、「第二十三項」を「第二十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「支払をする法人」を「支払をする次の各号に掲げる者(当該各号に掲げる者が外国仲介業者である場合には、当該外国仲介業者(当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関)が当該特定振替国債等の振替記載等を受ける特定振替機関等とする。以下この項において「支払者」という。)」に、「第二十一項から第二十三項まで」を「第二十三項から第二十五項まで」に、「確定した日の属する年」を「確定した日(その支払者が当該特定振替国債等に係る当該外国仲介業者の当該特定振替機関等である場合には、当該特定振替機関等が当該外国仲介業者から第十六項の規定による通知を受けた日。以下この項において同じ。の属する年)」に、「支払をする者」を「支払者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その特定振替国債等の譲渡を受けた法人(次号に掲げる者を通じてその譲渡を受けたものを除く。)

二 その特定振替国債等の譲渡について売委託を受けた特定振替機関等又は外国仲介業者

第四十一条の十二第十九項を同条第二十一項とし、同条第十八項中「第十六項」を「第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第十六項前段」を「第十八項前段」に、「第十六項後段」を「第十八項後段」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十六項を同条第十八項とし、同条第十五項を同条第十七項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15 外国仲介業者は、第十二項に規定する振替記載等を受ける者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき帳簿を備え、当該振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を記載し、又は記録しなければならない。

16 外国仲介業者は、前項に規定する振替記載等を受ける者の各人別に、政令で定めるところにより、当該振替記載等を受ける者が当該外国仲介業者から振替記載等を受けた特定振替国債等につき振替記載等がされた日その他の財務省令で定める事項を当該外国仲介業者が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関等（当該外国仲介業者が外国再間接口座管理機関である場合には、当該特定振替国債等の振替記載等に係る外国間接口座管理機関が当該特定振替国債等の振替記載等を受けた特定振替機関等）に対し書面による方法その他政令で定める方法により通知しな

ければならない。この場合において、当該特定振替機関等は、当該特定振替国債等につき帳簿を備え、当該各人別に、政令で定めるところにより、これらの事項を記載し、又は記録しなければならない。

第四十一条の十三中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
第四十一条の十五の次に次の一条を加える。
（公的年金等控除の最低控除額の特例）

第四十一条の十五の二 年齢が六十五歳以上である個人が、平成十七年以後の各年において、その年中の所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等（以下この項及び次項において「公的年金等」という。）の収入金額がある場合における当該公的年金等に係る同条第四項（同法第六十五条において適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「七十万円」とあるのは、「百二十万円」とする。

2 前項の規定の適用を受ける公的年金等に係る所得税法第四編第三章の二の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 年齢が六十五歳以上である居住者が提出した所得税法第二百三条の五第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書にその居住者の年齢が六十五歳以上である旨の記載がある場合における同法第二百三条の三の規定の適用については、同条第一号イ中「九万円」とあるのは、「十三万五千円」とする。

二 前号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における所得税に関する法

令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 年齢が六十五歳以上である非居住者が平成十七年一月一日以後に所得税法第六十一条第八号ロに掲げる年金の支払を受ける場合における同法第三編第二章第三節及び第四編第五章の規定の適用については、同法第六十九条第三号又は第二百十三条第一項第一号イ中「六万円」とあるのは、「十万円」とする。

4 第一項の個人の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日（その者が年の中途において死亡し、又は所得税法第二条第一項第四十二号に規定する出国をする場合には、その死亡又は出国の時）の年齢によるものとし、第二項の居住者又は前項の非居住者の年齢が六十五歳以上であるかどうかの判定はその年十二月三十一日の年齢によるものとする。

第四十一条の十七第一項中「第二条第一項第三十一号イ」を「第二条第一項第三十号イ」に、「であつて、同号に規定する老年者に該当しない」とあるのを「に改める」。

第四十二条の二第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「利子」の下に「政令で定めるものを除く。」を加える。

第四十二条の二の二を削る。

第四十二条の三第一項第一号中「同条第十六項」を「同条第十八項」に改め、同項第二号中「第四十一条の十二第十九項」を「第四十一条の十二第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改め、同項第四号及び第五号中「第四十

一条の十二第二十三項」を「第四十一条の十二第二十五項」に改め、同条第三項中「第四十一条の十二第十九項」を「第四十一条の十二第二十一項」に、「同条第二十項」を「同条第二十二項」に改める。

第四十二条の三の二第二項中「第四十一条の二」を「第四十一条の二の二」に改める。

第四十二条の五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「もの」とし、第四号に掲げる減価償却資産にあつては、同号に規定する法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削る。

第四十二条の六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第四十二条の七第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）」を「又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第四十二条の四第七項に規定する中小企業者に該当する法人 器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

第四十二条の七第二項中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改める。
第四十三条第一項の表の第一号中「法人」の下

に「(畜産業を営む法人については、政令で定める法人に限る。)」を加え、同表の第四号中「(当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八)」を削る。

第四十三条の三第二項の表の第二号中「百分の八」を「百分の七」に改める。

第四十四条の五を次のように改める。

第四十四条の五 削除

第四十四条の七第一項中「同表の第五号から第八号まで」を「同表の第五号」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第五号中「第九号までに」を「口」に改め、同表の第六号から第九号までを削る。

第四十四条の九第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第一号及び」を削り、同項第一号中「若しくは特定家庭用機器再商品化法第二条第五項に規定する特定家庭用機器廃棄物」を削る。

第四十四条の十を削る。

第四十五条第一項の表の第一号を削り、同表の第二号を同表の第一号とし、同表の第三号を同表の第二号とし、同表の第四号中「地区」の下に「及びこれに類する地区として政令で定める地区」を加え、同号を同表の第三号とし、同表の第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十六条の二第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第四十六条の三第一項中「又は第三号」を削

り、同項第二号を削り、同項第三号中「(前号に掲げる場合に該当する法人を除く。)」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「及び第三号」を削り、「同項第二号又は第三号」を「同号」に改める。

第四十六条の四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの」に、「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「の当該優良賃貸住宅」を「の当該特定優良賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の三十一(当該優良賃貸住宅)」を「百分の三十一(当該特定優良賃貸住宅)」に、「百分の四十二」を「百分の二十八」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第四十七条の二第三項第五号中「(政令で定める規模のものに限る。)」を「政令で定めるもの」に改める。

第四十八条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二条第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二条第四項に規定する臨港地区又は」及び

「当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第五十二条第一項第二号を次のように改める。

二 沖縄振興特別措置法第六十六条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新新支援法(以下この号において「読替後の中小企業経営革新新支援法」という。)第四条第一項に規定する経営革新計画(中小企業経営革新新支援法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業について計画が定められているものに限る。)に係る読替後の中小企業経営革新新支援法第四条第三項の承認を受けた沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等 読替後の中小企業経営革新新支援法第四条第二項第五号に規定する負担金

第五十二条の二第一項中「又は第四十四条の四から第四十八条までの規定」を「第四十四条の四若しくは第四十四条の六から第四十八条までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改める。

第五十三条第一項第二号中「又は第四十二条の十から第四十八条まで」を「第四十二条の十から第四十四条の四まで又は第四十四条の六から第四十八条まで」に改める。

第五十五条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「飼料用穀物」及び「栽培その他これに類する行為を含む。以下この項において同じ。」を削り、同項第三号中「育苗」を削る。

第五十五条の五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第五十五条の七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改め、同条第七項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第五十六条第一項中「昭和六十一年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併(適格合併を除く。))又は分割型分割(適格分割型分割を除く。))により鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業(以下この条において「鉄道事業」という。))の全部を移転する場合の当該合併又は当該分割型分割の日の前日を含む事業年度を除く。を(適用事業年度に、「特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項の認定」を「同法第三条第一項の認定(平成十七年九月三十日までを受けたものに限る。))」に、「第十項」を「第十一項」に改め、同項第一号中「鉄道事業」を「鉄道事業法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業(以下この条において「鉄道事業」という。))」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「二分の一」を「十分の四」に、「(次項)」を「(第三項)」に、「(第三項)」を「(第四項)」に、「(第五項)」を「(第六項)」に、「(同条第五項)」を「(同条第六項)」に、「(次項から第四項まで)」を「(第三項から第五項まで)」に、「(同条第二項から第四項まで)」を「(同条第三項から第五項まで)」に改め、同条第十九項中「第八項及び第九項」を「第九項及び第

十項」に、「第一項から第七項まで及び第十項」を「第一項から第八項まで及び第十一項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十八項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十六項前段」を「同条第十七項前段」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八條の四十七第七第十四項」を「第六十八條の四十七第七第十五項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十四項前段」を「同条第十五項前段」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第五十六条第一項から第三項まで」を「第五十六条第一項、第三項及び第四項」に、「第六十八條の四十七第七第十二項」を「第六十八條の四十七第七第十三項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を同条第十五項とし、同条第十三項中「第十項」を「第十一項」に、「同条第十二項前段」を「同条第十三項前段」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六十八條の四十七第七十一項前段」を「第六十八條の四十七第七十二項前段」に、「第六十八條の四十七第七十一項」を「第六十八條の四十七第七十二項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第五十六条第三項」を

「第五十六条第四項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項中「昭和六十一年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）を「第一項に規定する適用事業年度」に、「第一項各号」を「同項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第二項から前項まで、第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項」を「第三項から前項まで、第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第二項から前項まで、第十二項、第十三項、第十五項及び第十七項」を「第三項から前項まで、第十三項、第十四項、第十六項及び第十八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項第四号中「第七項」を「第八項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間（第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。）内の日を含む各事業年度解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度並びに合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により鉄道事業の

全部を移転する場合の当該合併又は当該分割
型分割の日の前日を含む事業年度を除く。）を
いう。

第五十六条の三第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第五十八條第一項及び第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「並びに生活衛生同業組合連合会並びに」を、「生活衛生同業組合連合会」に、「政令で定めるもの」を「のうち、その事業年度終了の日における出資総額が政令で定める金額以下のもの」に改め、「当該法人の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後五年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度については、当該各事業年度終了の日における出資総額が一億円以下である場合における当該各事業年度に限る。」、「以下この項において同じ。」、「以下この項において同じ。及び」「当該事業年度終了の日における出資総額が一億円を超える法人の同日における利益積立金額が二千五百万円を超える事業年度については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額」を削り、同項各号を削る。

第六十二条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十二条の三第四項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立

行政法人都市再生機構」に、「第五号」を「第六号」に改め、同項第十四号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十三号中「第五号、第六号、第九号」を「第六号、第七号、第十号」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十二号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号中「第五号又は第九号」を「第六号又は第十号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号を同項第十一号とし、同項第九号中「第五号」を「第六号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第八号中「第十一号から第十四号まで」を「第十二号から第十五号まで」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号中「第九号又は第十一号から第十四号まで」を「第十号又は第十二号から第十五号まで」に改め、同号を同項第八号とし、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の施行者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第三号までに掲げる譲渡又は政令で定める土地等の譲渡に該当するものを除く。）

第六十二条の三第五項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に、

「前項第九号から第十四号まで」を「前項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同項第九号から第十四号まで」を「同項第十号から第十五号まで」に改め、同条第八項中「第四項第九号から第十四号まで」を「第四項第十号から第十五号まで」に改め、同条第九項中「第六十五条の七から第六十五条の十四まで」を「第六十五条の七から第六十五条の十五まで」に改め、同条第十三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十三条第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第七項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十四条第一項中「買入れ」を削り、同項第三号の五中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同号を同項第三号の六とし、同項第三号の四を同項第三号の五とし、同項第三号の三中「第五十七条の五」の下に「及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百八十五条」を、「又は」の下に「都市計画法」を、「第六十五条の三第一項第二号」の下に「及び第二号の二」を加え、同号を同項第三号の四とし、同項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災

街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により同法第二百二十六条の規定による補償金(同法第二百二十二条第三項の規定により防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたこと又は政令で定める規定により防災建築物の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの及びやむを得ない事情により同法第二百三条第一項の申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるものに限る。)を取得するとき政令で定める場合に該当する場合を除く。

第六十四条第一項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とし、同項第六号の二中「交換」を「変換」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

六の二 資産に関して有する権利で密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する権利変換により新たな権利に変換することのないものが、同法第二百二十一条の規定により消滅し、同法第二百二十六条の規定による補償金を取得する場合(政令で定める場合に該当する場合を除く。)

第六十四条第二項中「第一項」を、「同項」に改め、同項第二号中「第三号の二」を「第三号の三」に、「第四号」を「第三号」に改め、同条第三項中「第六号」を削る。

第六十五条第一項第一号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号を削り、同項

第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 資産につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業が施行された場合において、当該資産に係る権利変換により防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分又は個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権(当該資産に係る権利変換が同法第二百五十五条から第二百五十七条までの規定により定められた権利変換計画において定められたものである場合には、防災施設建築物地若しくは防災施設建築物に関する権利又は個別利用区内の宅地に関する権利)を取得するとき。

第六十五条第七項中「第一項第五号」を「第一項第四号」に改め、同条第十一項中「第七項又は第八項」を「又は第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

八 第一項第五号の規定の適用を受けた場合(連結事業年度において第六十八条の七十二第一項(同号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合を含む。)において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物地若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関

する法律第二百四十八条第一項の規定により同項に規定する差額に相当する金額(次条第一項において「防災変換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、同号の資産のうち当該金額に対応するものとして政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

第六十五条の二第一項中「前条第一項第一号から第三号まで」を「前条第一項第一号若しくは第二号」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、「変換清算金」の下に「及び防災変換清算金を加え、前条第一項第四号又は第五号」を「前条第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第二項中「前条第一項第四号又は第五号」を「前条第一項第三号から第五号まで」に、「同条第一項第五号」を「同条第一項第四号」に改め、「みなされる場合」の下に「及び同条第八項の規定により同条第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合」を加え、「同項第四号又は第五号」を「同項第三号から第五号まで」に改める。

第六十五条の三第一項中「第六十五條の十四」を「第六十五條の十五」に改め、同項第一号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を

削り、「又は都市再開発法による第一種市街地再開発事業」を、「都市再開発法による第一種市街地再開発事業又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業」に、「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業の都市計画法第五十六条第一項に規定する事業予定地内の土地等が、同項の規定に基づいて、当該防災街区整備事業を行う密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三百三十六条第二項の認可を受けて設立された防災街区整備事業組合に買収取られる場合

第六十五条の三第一項第三号中「及び第五十六条」を削り、同条第二項中「前項第一号又は第二号」を「前項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第三項中「第一項第一号又は第二号」を「第一項第一号から第二号の二まで」に改める。
第六十五条の四第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号中「同じ。」の下に、「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加え、「都市基盤整備公団、地域振興整備公団を「独立行政法人都市再生機構」に、「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第二号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第三号中「平成十五年十二月三十

一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項第六号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第七号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第八号中「都市計画法」の下に「第八条第一項第五号の二に掲げる特定防災街区整備地区又は同法」を加え、「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第九号中「第三号の五」を「第三号の六」に改め、同項第十二号中「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改め、「若しくは環境事業団が行う工場又は事業場の集団化に必要な建物その他の政令で定める施設の設置に関する事業」を削り、同項第十九号を削り、同項第二十号を同項第十九号とし、同項第二十一号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号を」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第六十五条の五第一項中「第六十五条の十四」を「第六十五条の十五」に改め、同項第一号及び第二号中「前条第一項第二十六号」を「前条第一項第二十五号」に改め、同項第三号中「第二十六号」を「第二十五号」に改める。
第六十五条の七第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同項の表の第十五号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同表の第十九号を次のように改める。

十九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三条第一項第一号に規定する防災再開発促進地区（以下この号において「防災再開発促進地区」という。）内にある土地等、建物又は構築物で、当該土地等又は当該建物若しくは構築物の敷地の用に供されている土地等の上に耐火建築物又は準耐火建築物（それぞれ建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。）で政令で定めるものを建築するために譲渡をされるもの

第六十五条の七第十五項第一号イ中「第五号」を「第四号」に、「第四号」を「第三号」に、「買収又は買入れ」を「又は買収」に、「第六十五条第七項若しくは第八項」を「第六十五条第七項から第九項まで」に改める。

第六十五条の八第一項及び第六十五条の九中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。
第六十五条の十一第一項中「第六十五条の九第一項」を「第六十五条の九」に改める。
第六十五条の十三第八項中「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に、「第六十五条の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五条の三第一項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第九項中「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に改める。
第三章第六節第四款中第六十五条の十四の次に次の一条を加える。

当該防災再開発促進地区内にある土地等、建物又は構築物で、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律による防災街区整備事業に関する都市計画の実施に伴い、当該防災街区整備事業に関する都市計画に従つて取得をされるもの（政令で定めるものを除く。）

（承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例）
第六十五条の十五 法人の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。）につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画（同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。）に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換（政

- 令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。をしたとき(第六十五条の九に規定する交換差金(次項において「交換差金」という。)を取得し、又は支払った場合を含む。)は、当該交換により取得した用地(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該事業年度終了の時にあって、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等(次項において「交換譲渡資産」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。
- 一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額
 - 二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額
- 三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額
- 3 第六十五条の七第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。
- 4 法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。)を行う場合において、当該事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 5 第六十五条の七第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。
- 6 第四項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。
- 7 第六十五条の七第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産(連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定する交換取得資産を含む。)について準用する。
- 8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする法人が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度前の各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合)には、当該連結事業年度(以下この項において「交換前連結事業年度」という。)と(す)る。において、当該交換に係る第一項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十五条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第六十五条の四第一項の規定(交換前連結事業年度にあつては、第六十八条の七十四第一項(同号に係る部分に限る。))又は第六十八條の七十五第一項の規定(適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。
- 9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた法人(連結事業年度において第六十八条の八十五の二第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第一項に規定する交換をした日を含む事業年度以後の各事業年度(当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度の日に該当する場合には、当該連結事業年度終了の日の翌日以後に開始した各事業年度とし、連結事業年度に該当する事業年度を除く。)において同項の認可計画(当該交換に係るものに限る。)に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十五条の三第一項(第一号に係る部分に限る。)又は第六十五条の四第一項の規定は、適用しない。
- 10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第六十六条の四第六項中「及び当該国外関連者を」と並びに当該国外関連者に改め、「受託者である内国法人」の下に「及び外国法人」を加え、同条第十六項中「第四項まで」の下に「同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。)に係る部分を除く。」を加える。
- 第六十六条の六第二項及び第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。
- 第六十六条の十第一項第二号を次のように改める。
- 二 沖縄振興特別措置法第六十六条に規定する特定組合等 同条の規定により読み替えて適用される中小企業経営革新支援法第四条第三項の承認に係る同条第一項に規定する経営革新計画において定められている同法第二条第三項に規定する新商品の開発に関する事業として行う試験研究の用に直接供する固定資産
- 第六十六条の十一第一項第二号中「中小企業総合事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備

機構に改める。

第六十六條の十二及び第六十六條の十三を削る。

第六十六條の十四第一項中「平成四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「この条を」この項に、「第六十六條の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項第二号中「第九條第五項」を「第九條第二項」に、「施行の日から平成十六年三月三十一日まで」を「施行の日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、同条第三項中「設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に、「(欠損金の繰越期間の特例)」を「(欠損金の繰戻しによる還付の不適用)」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する設備廃棄等欠損金額とは、産業活力再生特別措置法第三條第一項に規定する事業再構築計画(同法第二條第二項第二号に規定する事業革新について記載があるものに限る。)に係る同法第三條第一項の認定(同法第四條第一項の認定を含む。)、同法第五條第一項に規定する共同事業再編計画に係る同項に規定する認定(同法第五條の二第一項の認定を含む。又は同法第六條第一項に規定する経営資源再活用計画(同法第四條第二号に掲げる事項の記載があるものに限る。))に係る同条第一項に規定する認定(同法第七條

第一項の認定を含む。)を受け、かつ、同法第十七條第二項又は第三項の確認(産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二十六号)附則第四條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の産業活力再生特別措置法(以下この項において「旧産業活力再生特別措置法」という。))第十七條第五項の確認(以下この項において「旧確認」という。を含む。))を受けた法人当該法人に関連するものとして政令で定める法人を含む。)が、産業活力再生特別措置法の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、その有する国内にある減価償却資産で政令で定めるものにつき、当該事業再構築計画、当該共同事業再編計画又は当該経営資源再活用計画に基づく設備の廃棄等(同法第十七條第二項に規定する特定施設撤去等(旧確認を受けた法人にあつては、旧産業活力再生特別措置法第十七條第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄に該当するものをいう。以下この項において同じ。))を行った場合(産業活力再生特別措置法第十七條第三項の確認を受けた法人にあつては、同項の關係事業者が設備の廃棄等を行った場合)における当該法人の当該設備の廃棄等を行った日を含む事業年度の欠損金額のうち当該設備の廃棄等を行ったことにより生じた損失に係るものとして政令で定める金額をいう。

第六十六條の十四を第六十六條の十二とする。

平成十六年三月二十六日 参議院會議録第十号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

令で定めるものを含み、牛の胎児」を「及び乳牛の雌等政令で定めるもの」に改める。

第六十七條の五を削る。

第六十七條の六第一項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の五第一項 特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入等の特例」に改め、同条第二項中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の五第一項」に改め、同条を第六十七條の五とする。

第六十七條の七の見出しを「金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例」に改め、同条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「場合」の下に「その他当該発行金融機関等と政令で定める關係を有する場合」を加え、「第六十七條の七第一項(銀行持株会社等)」を「第六十七條の六第一項(金融機関等)」に改め、同条を第六十七條の六とし、同条の次に次の一條を加える。

第六十七條の七 青色申告書を提出する法人で保険業法第三條第一項又は第八十五條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の特別利子(保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされている損害保険契約(同法第四條第二項第二号に掲げる事業方法書又は同法第八十七條第三項第二号に掲げる事業の方法書に記載された財産の種類が株式及び出資その他の政令で定める財産以外の種類の財産に制限されたものに限る。))により支払われるべき金銭のうち経済的な性質が利子に準ずるものとして政令で定めるものをい

う。)に係る法人税法第二十三條第四項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項(金融機関等の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子」とする。

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十七條の十五第一項第二号を同号とし、同号ホの次に次のように加える。

ハ 他の法人の発行済株式又は出資(当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総数の百分の五十以上に相当する数の株式(出資を含む。)を有していること。

第六十七條の十五第四項の表以外の部分を次のように改める。

投資法人に対するこの法律の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第六十七條の十五に次の五項を加える。

9 その有する資産を主として政令で定める不動産(以下この項及び第十一項において「不動産」という。)に対する投資として運用することを目的として設立された投資法人のうちその発行をした投資法人法第二十二條に規定する投資証券が証券取引法第二條第十六項に規定する証券取引所に上場されていることその他政令で定める要件を満たすもの(以

下この条において「不動産投資法人」という。が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社(同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「特定目的会社」という。)が発行をした優先出資証券(同条第九項に規定する優先出資証券をいう。以下この項及び次項において同じ。)の全部を取得した場合(当該特定目的会社の同条第九項に規定する特定社債券の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。)の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。))内に取得した場合に限る。))には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する特定目的会社の残余財産の最後の分配が行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。))の第一項第二号への規定の適用については、当該特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

10 前項の規定により不動産投資法人がその優先出資証券の全部を保有する同項の特定目的会社について第一項第二号へに規定する他の法人に含まれないこととされた場合において、当該不動産投資法人が当該各事業年度において支払を受ける当該優先出資証券に係る前条第一項に規定する利益の配当(以下この項において「受取配当」という。)があるときは、同号ホに規定する政令で定める金額のうち当該受取配当に相当する金額として政令で定める金額は、第一項の規定により損金の額に算入される配当等の額に含まれないものとする。

11 不動産投資法人が、平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前に設立された同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第二条第二項に規定する特定目的会社(同条第一項に規定する特定資産が不動産であるものに限る。以下この項において「旧特定目的会社」という。)が発行をした同条第七項に規定する優先出資証券の全部を取得した場合(当該旧特定目的会社の同項に規定する特定社債券の償還の日(当該償還の日が二以上ある場合には、そのいずれか遅い日)を含む事業年度(以下この項において「償還事業年度」という。))の前事業年度開始の日から当該償還事業年度終了の日までの期間(以下この項において「適用対象期間」という。))内に取得した場合に限る。))には、当該不動産投資法人の当該適用対象期間内の日を含む各事業年度(その取得の日から当該事業年度終了の日(当該事業年度が当該優先出資証券の全部の消却が行われる日又は当該優先出資証券を発行する旧特定目的会社の残余財産の最後の分配が

行われる日を含む事業年度である場合には、当該消却の日又は当該分配の日)まで引き続き当該優先出資証券の全部を保有している場合に限る。))の第一項第二号への規定の適用については、当該旧特定目的会社は同号へに規定する他の法人に含まれないものとする。

12 第十項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

13 第九項又は第十一項の規定の適用を受けた不動産投資法人の配当可能所得の金額の計算その他第九項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十七條の十六第二項及び第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の二第二項第一号及び第二号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項第三号中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年四月十三日」に改める。

第六十八條の三「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三の三第二項中「第八十二條の三」の下に「及び第四百四十五條の三」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二條の三第一項及び第四百四十五條の三第一項に改め、同条第三項中「第八十二條の七」の下に「(同法第四百四十五條の七において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二條の七第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二條の四」の下に「及び第四百四十五條の四」を加え、同条第九項中「第八十二條の十五第一項」の下に「(同法第四百四十五條の

八において準用する場合を含む。)」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三の四第二項中「第八十二條の三」の下に「及び第四百四十五條の三」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二條の三第一項及び第四百四十五條の三第一項」に改め、同条第三項中「第八十二條の七」の下に「(同法第四百四十五條の七において準用する場合を含む。)」を加え、「同条第一項」を「同法第八十二條の七第一項」に改め、同条第五項及び第七項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二條の四」の下に「及び第四百四十五條の四」を加え、同条第九項中「第八十二條の十五第一項」の下に「(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。)」を加え、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三の五第一項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「内国法人」を「法人」に改め、「第八十二條の三第一項」の下に「又は第四百四十五條の三第一項」を加え、同条第五項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、同条第六項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「当該法人」に、「又は内国法人」を「又は特定信託の受託者である法人」に改め、同条第七項、第八項及び第十四項中「内国法人」を「法人」に改め、同条第十五項中「第四項まで」の下に「(同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。))に係る部分を除く。」を加え、同項第一号並びに同条第十六項及び第十八項中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八條の三の六第一項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に、「当該内国法人」を「特定信託の受託者である法人」に改め、同条第二項中「当該内国法人を、当該法人」に、「内国法人が」を「特定信託の受託者である法人が」に改める。

第六十八條の三の七中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十八條の三の八第一項中「内国法人」を「法人」に、「同法第八十二條の七の」を「同法第八十二條の七（同法第四百五十五條の七において準用する場合を含む。）の」に、「同条第四項」を「同法第八十二條の七第四項」に改め、同条第二項中「内国法人」を「法人」に改め、「第三項まで」の下に「（同法第四百五十五條の七において準用する場合を含む。）を加える。

第六十八條の三の九第一項第三号中「内国法人」を「法人」に改め、同条第三項中「第四項」の下に「並びに第四百五十五條の五第二項及び第三項を加える。

第六十八條の三の十中「内国法人」を「法人」に改める。

第六十八條の四中「第十條の二」を「第十條の三」に改める。

第三章第九節を次のように改める。

第九節 削除

第六十八條の八 削除

第六十八條の九第十一項中「前条第一項、」を削る。

第六十八條の十第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「ものとし、第四号に掲げる減価償却資産にあ

つては、同号に規定する連結法人の営む製造業、建設業その他政令で定める事業の用に供した場合に限る」を削り、同項第四号を削り、同条第五項中「第六十八條の八第一項、」を削る。

第六十八條の十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十二第一項中「第三号」を「第四号」に改め、同項第一号中「第四号」を「第五号」に改め、同項第二号中「小売業又は飲食店業（政令で定める事業を除く。）を又は小売業」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 飲食店業（政令で定める事業を除く。）を営む第六十八條の九第七項に規定する中小連結法人に該当する連結法人 器具及び備品（当該事業の基盤の強化に寄与するものとして財務省令で定めるものに限る。）

第六十八條の十二第二項中「第四号又は第五号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第四号」に改め、同条第六項及び第七項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十三第四項中「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の十四第六項及び第七項並びに第六十八條の十五第十一項及び第十二項中「第六十八條の八第二項」を削る。

第六十八條の十六第一項の表の第一号中「連結法人」の下に「畜産業を営む連結法人につい

ては、政令で定める連結法人に限る。」を加え、同表の第四号中（当該航空機のうち経営の合理化に著しく資するものとして政令で定めるものについては、百分の八）を削る。

第六十八條の十八第二項の表の第二号中「百分の八を百分の七」に改める。

第六十八條の二十二を次のように改める。

第六十八條の二十二 削除

第六十八條の二十四第一項中「同表の第五号から第八号まで」を「同表の第五号に」、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項の表の第五号中「第九号まで」を「口」に改め、同表の第六号から第九号までを削る。

第六十八條の二十六を削る。

第六十八條の二十五第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「第四十四條の九第一項第一号及び第二号」を「第四十四條の九第一項第二号」に改め、同条を第六十八條の二十六とする。

第六十八條の二十四の二を第六十八條の二十五とする。

第六十八條の三十一第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三十二第一項中「又は第三号を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「前号に掲げる場合に該当する連結親法人又はその連結子法人を除く。」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同号を同項第二号とし、同条第二項第二号中「及び第三号」を削り、「同項第二号又は第三号」

を「同号」に改める。

第六十八條の三十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の三十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「次に掲げるもの」を「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第六条に規定する特定優良賃貸住宅であつて特にその建設の促進を図る必要があるものとして政令で定めるもの」に、「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に、「又は優良賃貸住宅」を「又は特定優良賃貸住宅」に、「の当該優良賃貸住宅」を「の当該特定優良賃貸住宅」に、「当該優良賃貸住宅」を「当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の三十（当該優良賃貸住宅」を「百分の二十一（当該特定優良賃貸住宅」に、「百分の四十」を「百分の二十八」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「優良賃貸住宅」を「特定優良賃貸住宅」に改める。

第六十八條の三十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「関税法第二條第一項第十一号に規定する開港の区域を地先水面とする地域において定められた港湾法第二條第四項に規定する臨港地区又は「及び」当該地区又は区域の区分に応じて」を削り、「百分の十二」を「百分の十」に改める。

第六十八條の四十第一項中「第六十八條の二十一」の下に、「第六十八條の二十三」を加え、「又は第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定」を若しくは第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として

政令で定める規定」に改める。

第六十八條の四十二第二項第二号中「第六十八條の二十七」を「第六十八條の二十一まで、第六十八條の二十三から第六十八條の二十七まで」に改める。

第六十八條の四十三第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項第六号中「(同項第一号に規定する開発をいう。次号において同じ。)」を削る。

第六十八條の四十四第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の四十六第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第六項中「環境事業団」を「独立行政法人環境再生保全機構」に改める。

第六十八條の四十七第一項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」を「適用事業年度」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項第一号中「の第五十六條第一項」を「の第五十六條第一項第一号」に、「第五項第二号」を「第六項第二号」に改め、同項第二号中「二分の一」を「十分の四」に、「(次項)を(第三項)に」、「第三項」を「第四項」に、「に第五項」を「に第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「次項から第四項まで」を「第三項から第五項まで」に、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条第十八項中「第一項から第五項まで及び第九項」を「第一項、第三項から第六項まで及び第十項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十七項中「第六十八條の四十七第一

項から第三項まで」を「第六十八條の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八條の四十七第三項」を「第六十八條の四十七第四項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十六項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「第六十八條の四十七第一項から第三項まで」を「第六十八條の四十七第一項、第三項及び第四項」に、「第五十六條第十五項」を「第五十六條第十六項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八條の四十七第三項」を「第六十八條の四十七第四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十四項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「第五十六條第十二項」を「第五十六條第十三項」に、「及び第三項」を「及び第四項」に、「第六十八條の四十七第三項」を「第六十八條の四十七第四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十二項中「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度」を「同項に規定する適用事業年度」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同

条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する適用事業年度とは、整備事業計画に記載された特定都市鉄道整備促進特別措置法第三条第一項第二号に規定する期間(第四項第一号において「整備事業計画の期間」という。)内の日を含む各連結事業年度をいう。

第六十八條の四十九第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十一第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二項中「第一項」を「前項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改める。

第六十八條の六十七第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「第六十八條の八第一項」を削る。

第六十八條の六十八第一項中「第六十八條の八第一項」を削り、同条第四項及び第五項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第七項中「同条第四項第九号から第十二号までの造成又は同項第十四号若しくは第十四号」を「同条第四項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同条第四項第九号から第十四

号まで」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に改め、同条第八項中「同条第四項第九号から第十四号まで」を「同条第四項第十号から第十五号まで」に改め、「第六十八條の八第一項」を削り、同条第十三項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八條の六十九第一項中「第六十八條の八第一項」を削り、同条第三項第二号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第七項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改める。

第六十八條の七十第一項中、「買入れ」を削る。

第六十八條の七十二第七項中「第六十五條第一項第五号」を「第六十五條第一項第四号」に改め、同条第十一項中「第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第一項(第六十五條第一項第五号に係る部分に限る。)の規定の適用を受けた場合(連結事業年度に該当しない事業年度において同号の規定の適用を受けた場合を含む。)において、同号に規定する防災施設建築物の一部を取得する権利及び防災施設建築物若しくはその共有持分若しくは地上権の共有持分若しくは個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権につき密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百四十八條第一項

の規定により同項に規定する差額に相当する金額(次条第一項において「防災変換清算金」という。)の交付を受けることとなつたとき又は当該権利に基づき同号の防災施設建築物の一部(同号の防災施設建築物に関する権利を含む。)を取得したときは、その受けることとなつた日又は取得した日において、第六十五条第八項に規定する政令で定める部分又は同号に規定する権利につき収用等又は換地処分等による譲渡があつたものとみなして前二条又は第一項から第六項までの規定を適用する。

第六十八條の七十三第一項中「第六十五條第一項第一号から第三号まで」を「第六十五條第一項第一号若しくは第二号に」、「第六十五條第一項第五号」を「第六十五條第一項第四号」に改め、「変換清算金」の下に「及び防災変換清算金」を加え、「第六十五條第一項第四号又は第五号」を「第六十五條第一項第三号から第六号まで」に改め、同条第二項中「第六十五條第一項第四号又は第五号」を「第六十五條第一項第三号から第五号まで」に、「同号」を「第六十五條第一項第四号」に改め、「みなされる場合」の下に「及び前条第八項の規定により第六十五條第一項第五号に規定する資産につき収用等による譲渡があつたものとみなされる場合」を加える。

第六十八條の七十四第一項中「第三号の三又は第三号の四」を「第三号の四又は第三号の五」に、「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第六十五條の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五條の三第一項第一号から第二号の二まで」

に改める。

第六十八條の七十五第一項中「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に改め、同条第二項及び第三項中「第十七号から第二十号まで又は第二十三号」を「第十七号から第十九号まで又は第二十二号」に改める。

第六十八條の七十六第一項中「第二十六号」を「第二十五号」に、「第六十八條の八十五」を「第六十八條の八十五の二」に改める。

第六十八條の七十八第一項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改め、同条第十五項第一号イ中「第五号」を「第四号」に、「第四号」を「第三号」に、「買収又は買入れ」を「又は買収」に、「第六十八條の七十二第七項若しくは第八項」を「第六十八條の七十二第七項から第九項まで」に改める。

第六十八條の七十九第一項及び第六十八條の八十中「平成十五年十二月三十一日」を「平成十八年十二月三十一日」に改める。

第六十八條の八十二第一項中「第六十八條の八十第一項」を「第六十八條の八十」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。

第六十八條の八十四第八項中「第六十五條の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五條の三第一項第一号から第二号の二まで」に、「同項第一号又は第二号」を「第一号から第二号の二まで」に改め、同条第九項中「第六十五條の三第一項第一号又は第二号」を「第六十五條の三第一項第一号から第二号の二まで」に改め、同条第十項中「前各項」を「第一項又は第四項」に改める。第三章第十九節第四款中第六十八條の八十五

の次に次の一条を加える。

(承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例)

第六十八條の八十五の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地又は土地の上に存する権利(棚卸資産を除く。以下この条において「土地等」という。)につき独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項の計画(同条第六項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。以下この項において「認可計画」という。)に係る同条第三項に規定する業務が施行される場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に、当該土地等のうち当該認可計画の施行区域内の都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設の用に供される土地等と独立行政法人都市再生機構が当該施行区域内に有する独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の用地との交換(政令で定める交換を除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたとき(第六十八條の八十に規定する交換差金(次項において「交換差金」という。)を取得し、又は支払つた場合を含む。)は、当該交換により取得した用地(以下この条において「交換取得資産」という。)につき、当該連結事業年度終了の時に、当該交換取得資産の取得価額から独立行政法人都市再生機構に当該交換により譲渡をした土地等(次項において「交換譲渡資産」という。)の譲渡直前の帳簿価額を控除し

た残額(以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。)の範囲内で当該交換取得資産の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 前項に規定する譲渡直前の帳簿価額は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める金額とする。

一 交換取得資産とともに交換差金を取得した場合 帳簿価額から当該帳簿価額のうち当該交換差金の額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額

二 当該交換とともに交換差金を支出した場合 帳簿価額に当該交換差金の額を加算した金額

三 交換譲渡資産の交換に要した経費で交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額がある場合 帳簿価額に当該計算した金額を加算した金額

3 第六十八條の七十八第五項及び第六項の規定は第一項の規定を適用する場合について、同条第八項の規定は第一項の規定の適用を受けた交換取得資産について、それぞれ準用する。

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度において適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立(その日以後に行われるものに限る。以下この項及び第六項において「適格分社型分割等」という。)を行う場合において、当該連結事業年度開始の時から当該適格分社型分割等の直前の時までの間に取得した当該交換に係る交換取得資産を当該適格分社型分割等により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人に移転するときは、当該交換取得資産につき、当該交換取得資産に係る圧縮限度額に相当する金額の範囲内でその帳簿価額を減額したときに限り、当該減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

5 第六十八條の七十八第八項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換取得資産について準用する。

6 第四項の規定は、同項の連結親法人が適格分社型分割等の日以後二月以内に同項に規定する減額した金額その他の財務省令で定める事項を記載した書類を当該連結親法人の納税地の所轄税務署長に提出した場合に限り、適用する。

7 第六十八條の七十八第十三項の規定は、第一項又は第四項の規定の適用を受けた交換取得資産(連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五條の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたこれらの規定に規定す

る交換取得資産を含む。)について準用する。
8 第一項及び第四項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする連結親法人又はその連結子法人が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度前の各連結事業年度(当該交換の日を含む連結事業年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度(以下この項において「交換前事業年度」という。)とする。)において、当該交換に係る第一項の業務の用に供するためにした土地等の譲渡につき既に第六十八條の七十四第一項(第六十五條の三第一項第一号に係る部分に限る。)又は第六十八條の七十五第一項の規定(交換前事業年度にあつては、第六十五條の三第一項 同号に係る部分に限る。)又は第六十五條の四第一項の規定)の適用を受けている場合には、当該交換については、適用しない。

9 第一項又は第四項の規定の適用を受けた連結親法人又はその連結子法人(連結事業年度に該当しない事業年度において第六十五條の十五第一項又は第四項の規定の適用を受けたものを含む。)が、第一項に規定する交換をした日を含む連結事業年度以後の各連結事業年度(当該交換をした日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度終了の日の翌日以後に開始した各連結事業年度)において同項の認可計画(当該交換に係るものに限る。)に係る同項の業務の用に供するために独立行政法人都市再生機構に対して土地等の譲渡をした場合には、当該土地等の譲渡については、第六十八條の七十四第一項

(第六十五條の三第一項第一号に係る部分に限る。)又は第六十八條の七十五第一項の規定は、適用しない。

10 第二項、第三項及び第五項から前項までに定めるもののほか、第一項及び第四項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一條の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項又は第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の八十八第五項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改め、同条第十六項中「第四項まで」の下に「同条第二項第二号及び第三号に掲げる更正(同項に規定する純損失等の金額に係るものに限る。)に係る部分を除く。」を加える。

第六十八條の九十第三項中「受託者である内国法人」を「受託者である法人」に改める。

第六十八條の九十八第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第六十八條の百三十三中「第六十七條の六第一項」を「第六十七條の五第一項」に改める。

第六十八條の百三十三の二を第六十八條の百三十三とし、第六十八條の百三十三の次に次の一条を加える。

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例)

第六十八條の百三十三の二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で保険業法第三條第一項に規定する免許を受けて損害保険業を行うものの各連結事

業年度(法人税法第十五條の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度が平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始するものに限る。)において特別利子(第六十七條の七第一項に規定する特別利子という。)がある場合における法人税法第八十一條の四第三項の規定の適用については、同項中「支払うもの」とあるのは、「支払うもの及び租税特別措置法第六十七條の七第一項(損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例)に規定する特別利子とする。」

2 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八條の百九第一項中「以下この条において同じ。」を削り、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年四月十三日」に改める。

第六十九條の五第一項中「(以下この項)の下に「及び次項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定株式 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた株式で、当該相続開始の時にあって、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引法第二條第十六項に規定する証券取引所(第三号及び第五号において「証券取引所」という。)に上場されていなく、その他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

二 特定出資 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該相続開始の時に於いて、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

三 特定受贈株式 被相続人である特定贈与者（相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者をいう。以下この条において同じ。）が贈与（同法第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産に係る贈与に限る。以下この条において同じ。）をした株式で、当該贈与の時に於いて、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていなく、その他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

四 特定受贈出資 被相続人である特定贈与者が贈与をした有限会社の出資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時に於いて、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

五 特定保有株式 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた株式で、当該贈与の時に於いて、当該株式に議決権の制限がないこと、当該株式に係る法人の株式のすべてが証券取引所に上場されていなく、その他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

六 特定保有出資 被相続人である特定贈与者が贈与の直前に有していた有限会社の出

資その他の出資であつて政令で定めるもので、当該贈与の時に於いて、当該出資に議決権の制限がないことその他財務省令で定める要件を満たすものをいう。

七 特定同族会社株式等 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた次に掲げる要件のすべてを満たす特定株式又は特定出資のうち、当該特定株式又は特定出資に係る法人の当該相続開始の時に於ける発行済みの株式の総数又は出資の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該相続開始の直前及び当該相続開始の時に、被相続人及び当該被相続人の親族その他当該被相続人と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該被相続人に係る特定株式に係る法人の株式（議決権の制限がある株式として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の総数又は出資（当該被相続人に係る特定出資に係る法人の出資（議決権の制限がある出資として財務省令で定めるものを除く。以下イ、次号イ及び第十一号において同じ。）に限る。）の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超えること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。
(1) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定株式（当該被相続人に係る

る特定受贈株式を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数に当該特定株式の当該相続開始の時に於ける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 当該相続開始の直前に被相続人が有していた特定出資（当該被相続人に係る特定受贈出資を含む。）に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定出資の当該相続開始の時に於ける一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

八 特定受贈同族会社株式等 被相続人である特定贈与者が贈与をした次に掲げる要件のすべてを満たす特定受贈株式又は特定受贈出資のうち、当該特定受贈株式又は特定受贈出資に係る法人の当該贈与の時に於ける発行済みの株式の総数又は出資の合計額の三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものをいう。

イ 当該贈与の直前及び当該贈与の時に、被相続人である特定贈与者及び当該特定贈与者の親族その他当該特定贈与者と政令で定める特別の関係がある者が有していた株式（当該贈与に係る特定受贈株式に係る法人の株式に限る。）の総数又は出資（当該贈与に係る特定受贈出資に係る法人の出資に限る。）の合計額が当該株式又は出資に係る法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額の二分の一を超え

ること。

ロ 次に掲げる金額の合計額が二十億円未満であること。

(1) 当該贈与に係る特定受贈株式（当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈株式を含む。）又は特定保有株式に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数に当該特定受贈株式又は特定保有株式の当該贈与の時に於ける一株当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

(2) 当該贈与に係る特定受贈出資（当該贈与に係る特定贈与者に係る特定受贈出資を含む。）又は特定保有出資に係るすべての法人について、当該法人の出資の総口数に当該特定受贈出資又は特定保有出資の当該贈与の時に於ける一口当たりの時価として財務省令で定めるものをそれぞれ乗じて得た金額の合計額

九 特定森林施業計画対象山林 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の直前に有していた立木又は土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。以下この条において同じ。）のうち当該相続開始の前に森林法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定

の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者(以下この項において「市町村長等の認定」という。)を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画(同条第四項第二号に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。以下この項において「森林施業計画」という。)が定められている区域内に存するもの(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。次号において同じ。)をいう。

十 特定受贈森林施業計画対象山林 被相続人である特定贈与者が贈与をした立木又は土地等のうち当該贈与の前に市町村長等の認定を受けた森林施業計画が定められている区域内に存するものをいう。

十一 特定事業用資産相続人等 イ又はロに掲げる者をいう。

イ 相続又は遺贈により特定同族会社株式等又は特定森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定同族会社株式等を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人

の親族であること。

(2) 申告期限を経過する時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 当該相続開始の時において、選択特定事業用資産である特定同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該相続又は遺贈に係る被相続人から特定森林施業計画対象山林を当該相続又は遺贈により取得した者で当該被相続人の親族であること。

(5) 当該相続開始の時から申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

ロ 贈与により特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施業計画対象山林を取得した個人で(1)から(3)までに掲げる要件のすべて又は(4)及び(5)に掲げる要件を満たすもの

(1) 当該特定受贈同族会社株式等に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

(2) 当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限を経過する時までの間のうち政令で定める期間において、選択特定事業用資産である特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の役員その他の地位として財務省令で定めるものを有していること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(i) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(ii) 特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時において、当該個人並びに当該個人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族が選択特定事業用資産である当該特定受贈同族会社株式等に係るすべての法人について、当該法人の発行済みの株式の総数又は出資の合計額のそれぞれ百分の二十五以上の当該法人に係る株式又は出資を有していること。

(4) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続時精算課税適用者であること。

ること。

(5) 当該特定受贈森林施業計画対象山林に係る贈与の時から被相続人である特定贈与者の死亡により開始した相続に係る申告期限まで引き続き選択特定事業用資産である特定受贈森林施業計画対象山林について市町村長等の認定を受けた森林施業計画に基づき施業を行っていること。

十二 特定事業用資産 次のイ又はロに掲げるものをいう。

イ 特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等(当該特定受贈同族会社株式等に係る贈与の時から当該相続開始の時まで引き続き特定事業用資産相続人等が有しているものに限り。)である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額のうち十億円以下である当該特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等の部分

ロ 次に掲げる立木又は土地等

(1) 被相続人が当該被相続人に係る相続開始の前に受けていた市町村長等の認定(特定森林施業計画対象山林のうち申告期限を経過する時において森林法第十七条第一項の規定により効力を有するものとされるものに限り。(2)において同じ。)に係る森林施業計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定森林施業計画対象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二

条第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。

(2) 被相続人である特定贈与者が贈与の前に受けていた市町村長等の認定に係る森林施設計画その他これに準ずるものとして政令で定めるものが定められている区域内に存する特定受贈森林施設計画対象山林(森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二條第二項第二号に規定する森林保健施設の整備に係る地区内に存するものを除く。)

第六十九條の五第五項を次のように改める。

5 第一項の規定により同項に規定する選択特定事業用資産として選択された特定同族会社株式等又は特定受贈同族会社株式等である株式の総数に相当する金額又は出資の合計額の合計額(以下この項において「選択金額」という。)が、当該特定同族会社株式等若しくは特定受贈同族会社株式等に係る第二項第七号若しくは第八号に規定する三分の二に達するまでの部分として政令で定めるものに相当する金額の合計額又は十億円のいずれか低い金額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該選択特定事業用資産(第二項第十二号口に係るものに限り)については、その価額に当該いずれか低い金額から当該選択金額を控除したものの当該いずれか低い金額に占める割合を乗じて得た価額に達するまでの部分につき、第一項の規定の適用を受けることができる。

第六十九條の五第七項を次のように改める。

7 前條の規定により同條第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同條第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計が四百平方メートル未満である場合には、第四項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める価額に達するまでの部分について、第一項の規定の適用を受けることができる。

一 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等(特定受贈同族会社株式等を含む。以下この号及び第三号において同じ。)を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合(第三号に掲げる場合を除く。)、当該特定同族会社株式等に係る第五項に規定するいずれか低い金額に特定割合(四百平方メートルから前條第一項に規定する小規模宅地等として選択された宅地等の面積で同條第二項第四号イからハまでに掲げるものの合計を控除したものの四百平方メートルに占める割合をいう。以下この項において同じ。)を乗じて得た価額

二 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定森林施設計画対象山林(特定受贈森林施設計画対象山林を含む。以下この号及び次号において同じ。)を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合(次号に掲げる場合を除く。)、当該特定森林施設計画対象山林の価額に特定割合を乗じて得た価額

三 第一項の相続又は遺贈により財産を取得した者が特定同族会社株式等及び特定森林

施設計画対象山林を同項に規定する選択特定事業用資産として選択をする場合 次に掲げる価額の合計額

イ 第一号に定める価額

ロ 特定森林施設計画対象山林の価額に特定割合から政令で定める割合を控除した割合を乗じて得た価額

第六十九條の五第九項中「第十一項及び第十二項を」を「第十二項及び第十三項」に改め、同條第十三項を同條第十四項とし、同條第十二項中「第九項及び」を「同項及び」に改め、同條第十三項とし、同條第十一項中「第二項第九号イ(4)又は同号ロ(4)」を「第二項第十一号イ(5)又は同号ロ(5)」に改め、同條を同條第十二項とし、同條第十項の次に次の一項を加える。

11 前項の場合において、同項の期間内に、同項の特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施設計画対象山林に係る同項の書類が納税地の所轄税務署長に提出されていないときは、当該特定受贈同族会社株式等又は特定受贈森林施設計画対象山林については、第一項の規定の適用を受けることができない。

第七十條の三第三項第五号中「当該取得又は当該増改築等」を「当該新築、取得又は増改築等」に改める。

第七十條の八第一項中「第六十九條の五第二項第七号」を「第六十九條の五第二項第九号」に改める。

第七十條の十二第一項中「第四十一條第三項」を「第四十一條第四項」に改める。

第七十一條の四第一項第二号中「当該事業協

同組合等が」の下に「独立行政法人環境再生保全機構法(平成十五年法律第四十三号)附則第二十条の規定による廃止前の」を加える。

第七十五條中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第七十六條を削る。

第七十七條中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同條を第七十六條とし、第七十七條の二を第七十七條とする。

第七十八條の二第二項及び第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第七十九條第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「千分の十四」を「千分の十八」に改め、同條第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「千分の一・五」を「千分の二」に改め、同條第四項中「千分の一・五」を「千分の二」に改める。

第八十條中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第八十條の二第三項中「前二項」を「同項及び第二項」に改め、同條を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項(第一号に限る。及び前項の規定は、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第百二條第一項第一号に規定する第一号措置を行うべき旨の同法第百五條第三項の内閣総理大臣の決定に基づく預金保険機構による株式の引受け又は当該第一号措置に関する

株式の取得であつて政令で定めるものが行われる場合において、銀行その他の政令で定める者が当該内閣総理大臣の決定の日から一年以内に当該株式の引受け又は当該株式の取得による資本の増加の登記を受けるときについて準用する。

第八十条の三第一項中「第八条」を「第七条」に、「第七条第一項の認定」を「第六条第一項の認定(金融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第 号)附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する旧組織再編成促進特別措置法第八条に規定する認定経営基盤強化計画に係る当該旧組織再編成促進特別措置法第七条第一項の認定を含み、」に、「同法第二条第一項第一号」を「金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第二条第一項第一号」に、「」が受けたもの」を「第三項において同じ」が提出したこれらの認定経営基盤強化計画に係るもの」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、第一項各号に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が次に掲げる決定又は承認に係るものであるときについて準用する。

一 金融機能の強化のための特別措置に関する法律第十七条第一項の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の決定、同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該経営強化計画に係るものに限る。

二 金融機能の強化のための特別措置に関する

る法律第十九条第一項の変更後の経営強化計画に係る同項の規定による主務大臣の承認(同法の施行の日から平成二十年三月三十一日までの間に金融機関等が提出した当該変更後の経営強化計画に係るものに限る。)

第八十一条第四項を削り、同条第五項中「第五号を除く。」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「第八十条第一項第五号」を「第八十条第五号」に改め、同項を同条第四項とする。

第八十三条を削り、第八十三条の二を第八十三条とする。

第八十三条の三第四項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条を第八十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人都市再生機構から交換により土地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減)

第八十三条の三 都市計画法第四条第六項に規定する都市計画施設のうち財務省令で定めるもの(以下この条において「特定都市計画施設」という。)の区域内の土地に関する権利を有する者が、平成十六年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項の規定による認可を受けた同項に規定する業務に関する計画(同条第六項の規定により当該計画の変更があつたときは、その変更後のもの)に基づき当該土地に関する権利との交換により独

立行政法人都市再生機構が有する当該特定都市計画施設の区域外の土地で財務省令で定めるものの所有権の取得をした場合には、当該土地の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限る。登録免許税法第九条の規定にかかわらず、千分の八(平成十九年七月一日から平成二十一年六月三十日までの間に取得をした当該土地の所有権の移転の登記にあつては、千

分の十)とする。
第八十三条の四中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
第八十四条の二中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第二号中「前号の廃止路線」を「同号の廃止路線」に改める。
第八十四条の三第一項の表の独立行政法人宇宙航空研究開発機構の項の前に次のように加える。

独立行政法人奄美群島振興開発基金

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第六条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人海上災害防止センターの項の次に次のように加える。

独立行政法人海洋研究開発機構

独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)附則第八条及び第十條第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人科学技術振興機構の項の次に次のように加える。

独立行政法人環境再生保全機構

独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四条第一項

第八十四条の三第一項の表の独立行政法人自動車事故対策機構の項、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の項、独立行政法人通関情報処理センターの項、独立行政法人農業者年金基金の項、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構の項及び独立行政法人北方領土問題対策協会の項を削り、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項と

し、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 日本環境安全事業株式会社法(平成十五年法律第四十四号)附則第十一条の規定により日本環境安全事業株式会社が受ける設立の登記及び同法附則第八条の規定により環境事業団が行う出資に係る財産の給付に伴い日本環境安全事業株式会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

4 成田国際空港株式会社法(平成十五年法律
第二百二十四号)附則第九条の規定により成田
国際空港株式会社を受ける設立の登記及び同
法附則第六条の規定により新東京国際空港公
団が行う出資に係る財産の給付に伴い成田国
際空港株式会社を受ける登記又は登録につい
ては、登録免許税を課さない。

第八十七条の五第一項及び第八十八条の二第
一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七
年三月三十一日」に改める。

第九十条の四第一項中「平成十六年三月三十
一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同
項第四号中「第二七一・一四号の二又は第
二七一・一九号の一」を「又は第二七一・一
四号の二」に改め、同号を同項第五号とし、同
項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に
次の一号を加える。

- 三 関税暫定措置法別表第一第二七・一
号の一の(二)のBの(2)の(i)若しくは第二七
一〇・一九号の一の(一)のBの(2)の(i)に掲げ
る灯油又は同表第二七・一〇・一九号の一の
(三)の(i)若しくは第二七一〇・一九号の一の
(二)の(i)に掲げる軽油

第九十条の四第二項中「揮発油」の下に「灯
油、軽油」を加える。

第九十条の五の見出し中「特定揮発油」を「特
定揮発油等」に改め、同条第一項中「平成十六年
三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」
に、「前条第一項第二号に掲げる揮発油」を「第
九十条の四第一項第二号に掲げる揮発油又は同

項第三号に掲げる灯油若しくは軽油」に、「特定
揮発油」を「特定揮発油等」に改め、同条第二項
中「特定揮発油以外の揮発油」を「特定揮発油等
以外の揮発油、灯油又は軽油」に改め、同条第
三項中「特定揮発油」を「特定揮発油等」に、「そ
の他の揮発油及び石油化学製品」を「その他の揮
発油、灯油又は軽油及びその他の石油化学製
品」に改め、同条第四項中「及び」を「並びに」
に、「特定揮発油」を「特定揮発油等の品名及び
品名」とに改め、同条第五項中「特定揮発油」
を「特定揮発油等」に、「又は同項に規定する揮
発油」を「又は同項に規定する揮発油、灯油若し
くは軽油」に、「同項に規定する揮発油」を「同
項に規定する揮発油、灯油、軽油に」、「特定揮
発油等」を「特定石油製品等」に改める。

第九十条の六第一項中「平成十六年三月三十
一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

第九十条の八第一項中「この項及び第九十条
の九第一項」を「この項」に改め、同条第二項中
「第九十条の九第一項」を「次条第一項」に改め、
同条第五項中「第九十条の九第七項」を「次条第
七項」に改める。

第九十条の八の二を削る。

第九十条の九第一項中「(沖縄特定離島と沖縄
以外の本邦の地域との間の路線を除く。)」を削
り、同条第三項及び第五項中「又は沖縄特定離
島路線航空機」を削り、「第九十条の八第一項
(前条において準用する場合を含む。)」を「前条
第一項」に改める。

第九十一条の二第一項中「平成十六年三月三
十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め

る。
第九十七条の表の都道府県の項中「第三十一
条の二第二項第十二号八及び第十三号二」を「第
三十一号の二第二項第十三号八及び第十四号
二」に、「第六十二号の三第四項第十二号八及び
第十三号二」を「第六十二号の三第四項第十三号
八及び第十四号二」に改め、同表の市町村の項
中「第三十一号の二第二項第十三号二、第六十
二条の三第四項第十三号二」を「第三十一号の二
第二項第十四号二、第六十二号の三第四項第十
四号二」に改める。
(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係
法律の臨時特例に関する法律の一部改正)
第八号 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税
関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法
律第十一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第一号中「都市基盤整備公団」
を「独立行政法人都市再生機構」に、「第三十三
条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第三十三
条第一項第三号の四又は第三号の五」に改
め、同項第二号及び同条第五項中「都市基盤整
備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め
る。
第十四条第四項中「場合において、財務省令
で定めるところにより納税地の所轄税務署長の
承認を受けた」を削り、「税務署長の承認を受け
た取得価額」を「取得価額」に改め、同条第五項
の表以外の部分中「第九項」を「第八項」に改め、
同表の国税特別措置法第三十七条第六項の項、
国税特別措置法第三十七条第七項及び第八項の
項及び国税特別措置法第三十七条第九項の項を
次のように改める。

租税特別措置法第 三十七條第六項		第一項の規定は、同項
租税特別措置法第 三十七條第七項		第一項
租税特別措置法第 三十七條第八項		第六項
同条第六項	同条第六項	第三十三條第六項

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律第十四条第一項(同
条第三項及び第四項において準用する場合を含
む。以下この条及び同法第十四条第五項におい
て準用する第三十七條の三第二項において同
じ。)の規定は、同法第十四条第一項

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法
律の臨時特例に関する法律第十四条第一項

阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係
法律の臨時特例に関する法律第十四条第五項に
おいて準用する第三十七條第六項

第十四条第七項中「第九項」を「第八項」に改める。

第十六条第一項中「及び第三項」を「及び第四十一條の二」に、「同条及び同法第四十一條の二」を「同法第四十一條及び第四十一條の二の二」に改め、同条第二項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二の二」に改め、同条第三項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二の二」に、「第四十一條第三項」を「第四十一條の二」に改め、同条第五項中「第四十一條の二」を「第四十一條の二の二」に、「から第三項まで」を「次項及び次條に」、「及び第三項」を「及び次條」に、「若しくは平成十五年」を「から平成二十年までの各年」に、「第四十一條の二第一項」を「第四十一條の二の二第一項」に、「居住日」を「居住日の二」に、「前条第一項」を「第四十一條第一項」に、「供した日」と、「を供した日の」とに改め、同条第六項中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第十七条第三項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は」を「第四十四条の六から第四十八条まで若しくは」に改め、同条第六項中「第四十二条の十」を「第四十四条の六」に改める。

第十八条第二項中「又は第四十四条の四」を「第四十四条の六」に、「若しくは第四十四条の四から第四十八条まで又は」を「第四十四条の六から第四十八条まで若しくは」に改め、同条第五項中「第四十二条の十」を「第四十四条の六」に改める。

第十九条第一項第一号中「都市基盤整備公団」

を「独立行政法人都市再生機構」に、「第六十四条第一項第三号の三又は第三号の四」を「第六十四条第一項第三号の四又は第三号の五」に改め、同項第二号及び同条第五項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第二十六条の二第三項及び第二十六条の第三項中「又は第六十八條の二十九」を「第六十八條の二十九」に、「若しくは第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで又は」を「第六十八條の二十九から第六十八條の三十六まで若しくは」に改める。

第二十六条の四第四項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正)

第九条 經濟社會の變化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第二百三条の三第一号ホ」を「第二百三条の三第一号ニ」に改める。

第十六条第三項中「第八十二条の四」の下に「及び第四百四十五条の四」を加え、「同条」を「これらの規定」に改める。

別表第一の注(一)中、「若年者」、「若婦」、「若子」及び「若中」を削り、同表の備考(4)中、「若年者」を削る。

別表第二の注(一)中、「若年時」、「強盗」
一如の「二」及び「若年時」を削り、同表の備考
(4)中、「若年時」を削る。

別表第三の注(一)中、「*老中*」、「*第三十一*」及び、「*老中*」を削り、同表の備考(一)中、「*老中*」を削る。

附
則

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一次に掲げる規定 平成十六年七月一日

イ 第一条中所得税法第百八十条の改正規定（同条第一項第一号に係る部分を除く。）、同法第二百一十四条の改正規定及び同法第二百四十二条第二号の改正規定並びに附則第四百四十二条第一項から第三項まで及び第九条の規定

口 第七条中租税特別措置法第二十八条の四第三項第二号の改正規定、同法第三十一条の二第二項第二号の改正規定（都市基盤整備公団）を「独立行政法人都市再生機構」に

改める部分に限る。）、同項第五号の改正規定（「都市基盤整備公団及び地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第三十三條第一項第三号の五の改正規定（同号を同項第三号の六とする部分を除く。）、同法第三十四條第二項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第三十四條の二第二項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同法第三十七條

条第一項の表の第十四号の改正規定、同法第四十一条第一項第二号及び第三号の改正規定、同法第四十二条の二の二を削る改正規定、同法第六十四条第一項第三号の五の改正規定(同号を同項第三号の六とする部分を除く)、同法第六十五条の三第一項第一号の改正規定(「都市基盤整備公団、」を「独立行政法人都市再生機構又は」に改め、「又は地域振興整備公団」を削る部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定(「都市基盤整備公団、地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法第六十五条の七第一項の表の第十五号の改正規定並びに同法第八十三条の三第四項の改正規定並びに附則第三十五条及び第六十一条(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)の規定

ハ 第八条中阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条第五項の改正規定、同法第十九条第一項第一号の改正規定（「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。）、同項第二号及び同条第五項の改正規定並びに同法第二十六条の四の改正規定

一 第七条中租税特別措置法第十一条第一項の表の第一号の改正規定、同法第四十三条第一項の表の第一号の改正規定及び同法第六十八

八 第七条中租税特別措置法第二十八条第一項第二号の改正規定(同法第三十四条の第二項第十二号の改正規定(中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。)、同法第六十五条の四第一項第十二号の改正規定(中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号に規定する中小企業構造の高度化)を、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号に規定する連携等若しくは中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。)、及び同法第六十六条の十一第一項第二号の改正規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四十六号)の施行の日

九 第七条中租税特別措置法第三十四条の第二項第一号の改正規定(同じ。の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。及び同法第六十五条の四第一項第一号の改正規定(同じ。の下に「独立行政法人中小企業基盤整備機構」を加える部分に限る。)) 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第一

十 第七条中租税特別措置法第八十条の三の改正規定及び同法第八十一条第五項の改正規定(同項を同条第四項とする部分を除く。)) 金

融機能の強化のための特別措置に関する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日

(所得税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の所得税法(以下附則第十一条において「新所得税法」という。)の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(公的年金等に係る国内源泉所得に対する所得税に関する経過措置)

第三条 新所得税法第六十九條第三号及び第二百三十三條第一項第一号の規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第六十六条第八号口に掲げる年金について適用し、同日前に支払うべき第一条の規定による改正前の所得税法(以下附則第九条において「旧所得税法」という。)第六十一条第八号口に掲げる年金については、なお従前の例による。

(国内に恒久的施設を有する外国法人の受ける国内源泉所得に係る課税の特例に関する経過措置)

第四条 新所得税法第八十条の規定は、同条第一項に規定する法人が平成十六年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第八十条第一項に規定する法人が同日前に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、旧所得税法第八十条第一項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項に規定する証明書を同項の定めると

ころにより同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出した場合には、当該法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該法人が当該証明書を新所得税法第八十条第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、旧所得税法第八十条第一項に規定する証明書は、同項に規定する法人が平成十六年七月一日前に同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出しなかつた場合には、その効力を失う。

4 新所得税法第八十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定は、同項に規定する法人が附則第一条第五号に定める日以後に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第八十条第一項に規定する法人が同日前に支払を受けるべき同項第一号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

(信託財産に係る利子等の課税の特例に関する経過措置)

第五条 新所得税法第八十条の二第一項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に支払われる同項に規定する国内源泉所得について適用する。

2 新所得税法第八十条の二第二項及び第三項の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に支払われる新所得税法第八十条の二第二項に規定する収益の分配について適用する。

(給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置)

第六条 新所得税法第四編第二章第一節の規定及び新所得税法別表第二から別表第四までは、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第九十四條第一項及び第九十五條第一項の規定は、平成十七年一月一日以後に提出する新所得税法第九十四條第四項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書及び新所得税法第九十五條第四項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告書について適用する。

(公的年金等に係る源泉徴収に関する経過措置)

第七条 新所得税法第二百三十三條の三及び第二百三十三條の六の規定は、平成十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第二百三十三條の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第二百三十三條の二に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2 新所得税法第二百三十三條の五第一項の規定は、平成十七年一月一日以後に提出する同条第四項に規定する公的年金等の受給者の扶養親族等申告書について適用する。

(特例年金給付に係る源泉徴収に関する経過措置)

第八条 平成十六年六月一日から同年十二月三十一日までの間に、居住者に対し国内において支払うべき厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成

十三年法律第百一号)附則第二十五条第四項に規定する特例年金給付に該当する旧所得税法第二百三十三條の二に規定する公的年金等に係る旧所得税法第四編第三章の二(旧所得税法第二百三十三條の六に係る部分を除く)の規定の適用については、旧所得税法第二百三十三條の五第一項中「その他政令で定めるものを除く」とあるのは「を除外」と、「毎年」とあるのは「平成十六年六月一日以後」とする。

2 前項の規定を適用する場合における同項の公的年金等の金額から控除する金額の計算その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(源泉徴収を要しない非居住者の国内源泉所得に関する経過措置)

第九条 新所得税法第二百四十四條の規定は、同条第一項に規定する者が平成十六年七月一日以後に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得について適用し、旧所得税法第二百四十四條第一項に規定する者が同日前に支払を受けるべき同項各号に定める国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、旧所得税法第二百四十四條第一項に規定する者が平成十六年七月一日前に同項に規定する証明書を同項の定めるところにより同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出した場合に、当該者が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該者が当該証明書を新所得税法第二百四十四條第一項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、同条の規定を適用する。

3 第一項の規定にかかわらず、旧所得税法第二百四十四條第一項に規定する証明書は、同項に規定する者が平成十六年七月一日前に同項各号に定める国内源泉所得の支払をする者に提出しなかつた場合には、その効力を失う。

(信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知に関する経過措置)

第十条 新所得税法第二百二十四條の四の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる新所得税法第二百二十四條の四に規定する信託受益権(次条において「信託受益権」という)の譲渡について適用する。

(支払調書の提出に関する経過措置)

第十一条 新所得税法第二百二十五條第一項(第十二号に係る部分に限る)の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に行われる信託受益権の譲渡について適用し、同日前行われた信託受益権の譲渡については、なお従前の例による。

(法人税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の法人税法(以下附則第十五条までにおいて「新法人税法」という)の規定は、法人(新法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ)のこの法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この条

において同じ)による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ)について適用し、法人の施行日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税、特定信託の受託者である法人の施行日以前に開始した計算期間の所得に対する法人税及び法人の施行日以前

の解散による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

(青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等に関する経過措置)

第十三条 新法人税法第五十七條(第九項を除く)並びに第五十八條第一項及び第二項の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、なお従前の例による。

(連結欠損金の繰越しに関する経過措置)

第十四条 新法人税法第八十一條の九の規定は、連結法人の平成十三年四月一日以後に開始した連結事業年度(同条第二項に規定する政令で定める連結事業年度を含む。以下この条において同じ)において生じた連結欠損金額について適用し、連結法人の同日前に開始した連結事業年度において生じた連結欠損金額については、なお従前の例による。

(連結中間申告に関する経過措置)

第十五条 新法人税法第八十一條の十九の規定

は、施行日以後に納税義務が成立する連結中間申告書に係る法人税について適用し、施行日以前に納税義務が成立した連結中間申告書に係る法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 第三条の規定による改正後の登録免許税法(次項において「新登録免許税法」という)第五条第七号の規定は、施行日以後に受ける登記に係る登録免許税について適用する。

2 新登録免許税法別表第一第二十四号の二の規定は、附則第一条第五号に定める日以後に受ける同表第二十四号の二に規定する免許又は登録

について適用し、同日前に受けた第三条の規定による改正前の登録免許税法(次項において「旧登録免許税法」という)別表第一第二十四号(に規定する免許に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第五号に定める日前に受けた旧登録免許税法別表第一第三十二号の二に規定する許可に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 第五条の規定による改正後の国税通則法(次項において「新国税通則法」という)第七十條第一項の規定は、施行日以後に同項第一号に定める期限又は日が到来する法人税について適用し、施行日以前に当該期限又は日が到来した法人税については、なお従前の例による。

2 新国税通則法第七十條第二項の規定は、法人の平成十三年四月一日以後に開始した事業年度、計算期間又は連結事業年度において生じた純損失等の金額(新国税通則法第二条第六号ハ

に規定する純損失等の金額をいう。以下この項において同じ。）について適用し、法人の同日前に開始した事業年度、計算期間又は連結事業年度において生じた純損失等の金額については、なお従前の例による。

（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十八条 第六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「新租税条約実施特例法」という。)(第三条の二第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等配当等について適用し、第六条の規定による改正前の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下この条において「旧租税条約実施特例法」という。)(第三条の二第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等については、なお従前の例による。

2 新租税条約実施特例法第三条の二第二項から第十項までの規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人、非居住者、居住者又は内国法人が支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等配当等、株主等配当等、相手国団体配当等、第三国団体配当等又は特定配当等について適用する。

3 新租税条約実施特例法第三条の二第十二項、第十三項、第十五項、第十七項及び第十九項の

規定は、施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する第三国団体配当等、特定利子、特定収益分配、特定懸賞金等又は特定給付補てん金等に係る所得税について適用する。

4 新租税条約実施特例法第三条の三第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する相手国居住者等が支払を受けるべき同項に規定する割引債（以下この条において「割引債」という。）の同項に規定する償還差益（以下この条において「償還差益」という。）について適用し、旧租税条約実施特例法第三条の三に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき割引債の償還差益については、なお従前の例による。

5 新租税条約実施特例法第三条の三第二項の規定は、施行日以後に同項に規定する外国法人が支払を受けるべき割引債の償還差益について適用する。

6 新租税条約実施特例法第四条第一項の規定は、同項に規定する相手国居住者等が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する相手国居住者等所得に係る所得税又は法人税について適用し、旧租税条約実施特例法第四条第一項に規定する相手国の居住者が施行日前に支払を受けるべき同項に規定する配当等又は譲渡収益に係る所得税又は法人税については、なお従前の例による。

7 新租税条約実施特例法第四条第二項から第六項までの規定は、これらの規定に規定する相手国居住者等、外国法人又は非居住者が施行日以後に支払を受けるべきこれらの規定に規定する相手国居住者等所得、株主等所得又は相手国団

る。

体所得に係る所得税又は法人税について適用する。

(租税特別措置法の一部改正に伴う所得税の特例に関する経過措置の原則)

第十九条 第七條の規定による改正後の租税特別措置法(以下附則第五十七條までにおいて「新租税特別措置法」という。)第二章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

（勤勞者財産形成住宅貯蓄及び勤勞者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税に関する経過措置）

第二十條 新租稅特別措置法第四條の二第九項及び第四條の第三十項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に第七條の規定による改正前の租稅特別措置法（以下附則第五十七條までにおいて「旧租稅特別措置法」という。）第四條の二第九項又は第四條の第三十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

(公募株式等証券投資信託の受益証券を買い取った証券業者等が支払を受ける収益の分配に係る源泉徴収の特例に関する経過措置)

第二十一条 新租税特別措置法第九条の五の規定は、同条第一項に規定する証券業者等が施行日以後に買い取る同項に規定する公募株式等証券投資信託の受益証券に係る当該公募株式等証券投資信託の終了又は一部の解約について適用する。

(相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する経過措置)

第二十二條 新租税特別措置法第九條の七の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する相続又は遺贈により取得する同項に規定する株式を施行日以後に譲渡する場合について適用する。

(エネルギー供給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置)

第二十三条 個人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第十条の二第二項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二十四条 新租税特別措置法第十条の四の規定は、個人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、個人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第十条の四第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(個人の減価償却に関する経過措置)

第二十五条 新租税特別措置法第十一条の規定は、個人が平成十六年十一月一日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする新租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等について適用し、個人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条第一項に規定する特定設備等については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧租税特別措置法第十一条の五第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、個人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。 3 新租税特別措置法第十一条の九の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同条第一項に規定する再商品化設備等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。 4 個人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第十一条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。 5 個人が旧租税特別措置法第十二条第一項の表の第一号に規定する実施計画(平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。)に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。 6 新租税特別措置法第十二条(第一項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、個人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。 7 施行日前に旧租税特別措置法第十三条の第三項第三号に規定する認定を受けた同号の個人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。 8 新租税特別措置法第十四条第一項の規定は、	個人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。 9 個人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。 10 新租税特別措置法第十四条の二第一項の規定は、個人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。 11 個人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第十四条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。 12 新租税特別措置法第十五条の規定は、個人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。 13 個人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第十五条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。 14 新租税特別措置法第十八条の規定は、個人が施行日以後に支出する同条第二号に定める負担金について適用し、個人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第十八条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。 (青色申告特別控除に関する経過措置) 第二十六条 新租税特別措置法第二十五条の二第三項の規定は、平成十七年分以後の所得税について適用し、平成十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。
	(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置) 第二十七条 新租税特別措置法第三十一条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。 2 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第二百七条(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者の同年分の所得税に係る新租税特別措置法第三十一条(新租税特別措置法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)の規定の適用については、新租税特別措置法第三十一条第一項中「第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」とあるのは「第三項第二号の規定により読み替えられた同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす」とあるのは「課する」と、同条第三項第二号中「第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金
	額」とあるのは「譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。)」と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(長期譲渡所得の金額を除く。)」とあるのは「第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、長期譲渡所得の金額」と、同条第三号中「第七十一条」とあるのは「第七十二条」とする。 3 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第二百七条(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者に係る旧租税特別措置法第三十一条第四項に規定する長期譲渡所得の特別控除額(同条第一項の規定による控除については、なお従前の例による)。 4 新租税特別措置法第三十一条の二(第二項第五号に係る部分を除く。)の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第三項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡については、なお従前の例による。 5 新租税特別措置法第三十一条の二第二項第五

号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡について適用する。

6 新租税特別措置法第三十二条の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡については、なお従前の例による。

7 施行日前に死亡した者、施行日前に平成十六年分の所得税につき所得税法第二百二十七条(同法第六十六条において準用する場合を含む。)の規定による申告書を提出した者及び施行日前に同年分の所得税につき国税通則法第二十五条の規定による決定を受けた者の同年分の所得税に係る新租税特別措置法第三十二条の規定の適用については、同条第一項中「第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額」とあるのは「第四項において準用する第三十一条第三項第二号の規定により読み替えられた同法第六十九条から第七十一条までの規定の適用がある場合には、その適用後の金額」と、課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同法その他所得税に関する法令の規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす」とあるのは「課する」と、同条第四項中「同項第二号中「第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡所得とあるのは」第三十二条第一項(短期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡所得とあるのは」第三十二条第一項(短期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得又は同条第二項に規定する譲渡による所得」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「とあるのは」同項第二号中「第六十九条の規定の適用については、同条第一項中「譲渡所得の金額」とあるのは」譲渡所得の金額(租税特別措置法第三十一条第一項(長期譲渡所得の課税の特例)に規定する譲渡による譲渡所得がないものとして計算した金額とする。」「と、「各種所得の金額」とあるのは「各種所得の金額(長期譲渡所得の金額を除く。)」とあるのは「第六十九条から第七十一条までの規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、短期譲渡所得の金額」と、同項第三号中「第七十一条」とあるのは「第七十二条」と、とする。

8 新租税特別措置法第三十三条(第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。)、第三十三号の三及び第三十三号の四の規定は、個人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新租税特別措置法第三十三条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十三条第一項第三号の三に係る部分に限る。)、第三十三号の三及び第三十三号の四の規定に該当する資産の譲渡(旧租税特別措置法第三十三条第三項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)については、なお従前の例による。

9 個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十三条(第一項第五号に係る部分に限る。))及び第三十三号の二(第一項第三号に係る部分に限る。))の規定に該当する資産の譲渡については、なお従前の例による。

10 新租税特別措置法第三十四条第二項第一号、第二号の二及び第三号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

11 新租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第八号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

12 個人の有する旧租税特別措置法第三十四条の二第二項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた同条第二項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

13 個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十四条の二第二項第十九号に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

14 新租税特別措置法第三十七条(第一項の表の第十八号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条第一項の表の第十八号の上欄に掲げる資産の譲渡については、なお従前の例による。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等に関する経過措置)

第二十八条 新租税特別措置法第三十七条の十一、第三十七号の十一の三から第三十七号の十一の五まで(第三十七号の十一の三第三項第一号に係る部分を除く。))及び第三十七号の十二の二の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年三月三十一日までの間における新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七号の十一の五までの規定の適用については、新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項中「上場株式等」とあるのは、「上場株式等第三十七号の十一第一項に規定する株式等証券投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口(同項に規定する証券取引所に上場されている株式等その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。))を除く。」とする。

(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等に関する経過措置)

第二十九条 新租税特別措置法第三十七条の十一の三及び第三十七号の十一の四(これらの規定中新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に係る部分に限る。))の規定は、個人が施行日以後に行う新租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、個人が施行日

前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十一の第三項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

2 施行日から平成十六年九月三十日までの間ににおける新租税特別措置法第三十七条の十一の三から第三十七条の十一の五までの規定の適用については、新租税特別措置法第三十七条の十一の第三項中「上場株式等」とあるのは、「上場株式等(第三十七条の十一の第一項に規定する株式等証券投資信託の受益証券及び特定投資法人の投資口(国外において発行されたもの及び同項に規定する証券取引所に上場されている株式等その他これに類するものとして政令で定めるものを除く。))を除く。」とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十条 新租税特別措置法第三十七条の十三及び第三十七条の十三の二の規定は、個人が施行日以後に払込みにより取得をする新租税特別措置法第三十七条の十三の第一項に規定する特定株式について適用し、個人が施行日前に払込みにより取得をした旧租税特別措置法第三十七条の十三の第一項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第三十七条の十三の三の規定は、個人が施行日以後に同条第一項に規定する特定中小会社の特定株式(新租税特別措置法第三十七条の十三の第一項第二号及び第三号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。)の譲渡について適用し、個人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第三十七条の十三の三の第一項に規定する特定中小会社の特定株式の譲渡については、なお

従前の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第三十一条 居住者が、新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における新租税特別措置法第四十一条から第四十一条の二の二までの規定の適用については、その適用を受けようとする新租税特別措置法第四十一条の二第一項に規定する適用年が平成十六年以後の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額について適用し、旧租税特別措置法第四十一条第三項に規定する二以上の居住年に係る住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額を有する場合における同項に規定する適用年が平成十五年以前の各年に係る同項の住宅借入金等特別税額控除額については、なお従前の例による。

(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除に関する経過措置)

第三十二条 新租税特別措置法第四十一条の五の規定は、個人が平成十六年一月一日以後に行う同条第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡について適用し、個人が同日以前に行つた旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡については、なお従前の例による。

(償還差益等に係る分離課税等に関する経過措置)

第三十三条 新租税特別措置法第四十一条の十二

第九項第九号の規定は、施行日以後に発行される同項に規定する特定短期公社債について適用し、施行日前に発行された旧租税特別措置法第四十一条の十二第九項に規定する特定短期公社債については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十一条の十二第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に同項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合について適用し、同日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第二項に規定する特定振替機関等の営業所等又は外国仲介業者の国外営業所等を通じて同項に規定する特定振替国債等の同項に規定する振替記載等を受ける場合については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十一条の十二第十五項及び第十六項の規定は、施行日以後に同項に規定する振替記載等を受ける同項に規定する特定振替国債等について適用する。

4 新租税特別措置法第四十一条の十二第二十一項の規定は、施行日以後に同項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする同項各号に掲げる者が行う当該支払について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第四十一条の十二第十九項に規定する特定振替国債等の譲渡の対価の支払をする法人が行う当該支払については、なお従前の例による。

一月一日以後に支払うべき同法第二百三条の二に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等については、なお従前の例による。

(外国銀行等の受ける貸付金の利子に係る課税の特例に関する経過措置)

第三十五条 旧租税特別措置法第四十二条の二の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に支払を受けるべき同条に規定する国内源泉所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、旧租税特別措置法第四十二条の二の二に規定する外国法人が平成十六年七月一日前に同条の規定により読み替えられた所得税法第八十条第一項に規定する証明書(旧租税特別措置法第四十二条の二の二の規定により読み替えられた同項の定めるところにより同条に規定する国内源泉所得の支払をする者に提示した場合)は、当該外国法人が同日以後その証明書が効力を有している間に支払を受けるべき当該国内源泉所得については、当該外国法人が当該証明書を同項の定めるところにより当該支払をする者に提示したものとみなして、所得税法第八十条の規定を適用する。

(個人の譲渡所得の課税の特例に関する経過措置等と定率による税額控除の特例との調整)

第三十六条 附則第二十三条、第二十四条又は第二十七条から第三十一条までの規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第二十三条、第二

第十四条及び第二十七条から第三十一条までの規定並びに」とする。

(租税特別措置法の一部改正に伴う法人税の特例に関する経過措置の原則)

第三十七条 新租税特別措置法第三章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、法人の施行日以後に開始する事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税及び連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の施行日前に開始した連結事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

(エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十八条 法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第四十二条の五第一項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

(事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十九条 新租税特別措置法第四十二条の七の規定は、法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同条第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第四十二条の七第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

(法人の減価償却に関する経過措置)

第四十条 新租税特別措置法第四十三条第一項

(同項の表の第一号に係る部分に限る。)の規定は、法人が平成十六年十一月一日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第四十三条第一項(同項の表の第四号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第四十三条の三第二項の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十三条の三第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。

4 施行日前に旧租税特別措置法第四十四条の五第一項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の区域内において、法人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の七第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第四十四条の九の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同条第一項に

規定する再商品化設備等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の九第一項に規定する再商品化設備等については、なお従前の例による。

7 法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第四十四条の十第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。

8 法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画(平成十六年十二月三十一日までに定められたものに限る。)に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

9 新租税特別措置法第四十五条(第一項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する工業用機械等について適用する。

10 施行日前に旧租税特別措置法第四十六条の三第一項第二号に規定する認定を受けた同号の法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

11 新租税特別措置法第四十七条第一項の規定は、法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12 法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十

四第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十九条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十四第一項」とする。

13 新租税特別措置法第四十七条の二第一項の規定は、法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定再開発建築物等について適用する。

14 法人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十五第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十九条第十四項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十八条の三十五第一項」とする。

15 新租税特別措置法第四十八条の規定は、法人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16 法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第四十八条第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第六十八条の三十六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十九条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十六第一項」とする。

17 新租税特別措置法第五十二条の規定は、法人が施行日以後に支出する同条第二号に定める負担金について適用し、法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

(法人の準備金に関する経過措置)

第四十一条 新租税特別措置法第五十五条の規定は、法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第五十六条第一項に規定する法人が施行日前に受けた同項に規定する認定に係る同項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同項第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。

(法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第四十二条 新租税特別措置法第六十四条(第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。)、第六十五条及び第六十五条の二の規定は、法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新租税特別措置法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十四条(第一項第三号の三に係る部分に限る。)、第

六十五条及び第六十五条の二の規定に該当する資産の譲渡(旧租税特別措置法第六十四条第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。に係る法人税については、なお従前の例による。

2 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十四条(第一項第五号に係る部分に限る。及び第六十五条(第一項第三号に係る部分に限る。))の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号、第二号の二及び第三号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の三第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号の規定は、法人が施行日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 法人の有する旧租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行った同項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6 法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十九号に規定する土地等

の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十五条の七から第六十五条の九まで(新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号に係る部分に限る。))の規定は、法人が施行日以後に行う同号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第四十三条 新租税特別措置法第六十六条の十の

規定は、同条第二号に掲げる法人が施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げる法人が施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)

第四十四条 旧租税特別措置法第六十六条の十二第一項に規定する法人の平成十三年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第一項	
	法人税法	所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第二条の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)
租税特別措置法	同法第八十条第一項	旧法人税法第八十条第一項
	国税通則法	所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第五条の規定による改正前の国税通則法
租税特別措置法		所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十四条第一項(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七十条の規定による改正前の租税特別措置法

第四項		法人税法	旧法人税法
		(租税特別措置法	(所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十四条第一項(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)
同法		旧効力措置法	
「租税特別措置法		旧効力措置法	
法人税法		旧法人税法	
第五項		租税特別措置法第六十六條の十二第一項の法人	所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十四条第一項(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧効力措置法」という。)第六十六條の十二第一項の法人
		租税特別措置法第六十六條の十二第一項の規定	旧効力措置法第六十六條の十二第一項の規定
第六項		法人税法	旧法人税法

2 旧租税特別措置法第六十六條の十三第一項又は第二項に規定する法人の平成十三年四月一日前に開始した事業年度において生じた欠損金額については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項		法人税法	所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第二條の規定による改正前の法人税法(以下この条において「旧法人税法」という。)
		同法第八十條(同法	旧法人税法第八十條(旧法人税法
第二項		法人税法	旧法人税法
		同法第八十條(同法	旧法人税法第八十條(旧法人税法
第四項		国税通則法	所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第五條の規定による改正前の国税通則法
		租税特別措置法	所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十四条第二項(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法
		法人税法	旧法人税法
		(租税特別措置法	(所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十四条第二項(欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置)の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)
第六項		同法	旧効力措置法
		「租税特別措置法	「旧効力措置法

第七項	法人税法	旧法人税法
	租税特別措置法第六十六條の十三第一項又は第二項に	所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第四十四條第二項（欠損金の繰越期間の特例に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第六十六條の十三第一項又は第二項に
第八項	法人税法	旧法人税法
	租税特別措置法第六十六條の十三第一項又は第二項の	旧効力措置法第六十六條の十三第一項又は第二項の

（投資法人に係る課税の特例に関する経過措置）
第四十五條 新租税特別措置法第六十七條の十五の規定は、同條第九項に規定する不動産投資法人が施行日以後に同項に規定する特定目的会社の同項に規定する優先出資証券又は同條第十一項に規定する旧特定目的会社の同項に規定する優先出資証券を取得する場合で、施行日以後に終了する事業年度について適用する。
（連結法人の法人税率の特例に関する経過措置）
第四十六條 連結親法人の施行日前に開始した法人税法第十五條の二第一項に規定する連結親法人事業年度における当該連結親法人の各連結事業年度の連結所得に係る旧租税特別措置法第六十八條の八第一項の表の第二欄に掲げる規定の適用については、なお従前の例による。
（連結法人がエネルギー供給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却又は法人税額の特例に関する経過措置）
第四十七條 連結親法人又は当該連結親法人によ

る連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八條の十第一項第四号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
（連結法人が事業基盤強化設備を取得した場合の特例償却又は法人税額の特例控除に関する経過措置）
第四十八條 新租税特別措置法第六十八條の十二の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得若しくは製作又は賃借をする同條第一項に規定する事業基盤強化設備について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得若しくは製作又は賃借をした旧租税特別措置法第六十八條の十二第一項に規定する事業基盤強化設備については、なお従前の例による。

（連結法人の減価償却に関する経過措置）
第四十九條 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項（同項の表の第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成十六年十一月一日以後に取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が同日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
2 新租税特別措置法第六十八條の十六第一項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の中欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十六第一項の表の第四号の中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
3 新租税特別措置法第六十八條の十八第二項の規定は、連結親法人が施行日以後に取得等をする同項に規定する保全事業等資産について適用し、連結親法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の十八第二項に規定する保全事業等資産については、なお従前の例による。
4 施行日前に旧租税特別措置法第六十八條の十二第二項に規定する承認を受けた同項の基本構想において定められた同項の重点整備地区の

区域内において、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が取得又は建設をする同項に規定する特定余暇利用施設については、同條の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第四十四條の五第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）附則第四十四條第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧効力措置法」という。）第四十四條の五第一項」と、「第四十四條の五第一項各号」とあるのは「旧効力措置法第四十四條の五第一項各号」とする。
5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十四第一項の表の第六号から第九号までの中欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。
6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税特別措置法第六十八條の二十六第一項に規定する輸入関連事業用資産については、なお従前の例による。
7 新租税特別措置法第六十八條の二十六（新租税特別措置法第四十四條の九第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧租税

平成十六年三月二十六日 参議院會議録第十号(その二) 所得税法等の一部を改正する法律案

特別措置法第四十四条の九第一項第一号に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が旧租税特別措置法第四十五条第一項の表の第一号に規定する実施計画(平成十六年十二月三十一日まで)に定め

られたものに限る。)に定められた工業等導入地区内において当該実施計画が定められた日から平成二十一年十二月三十一日までの間に取得等をする同項に規定する工業用機械等に係る新租税特別措置法第六十八条の二十七の規定の適用については、同条第一項中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十五条第一項	第四十五条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この項において「旧効力措置法」という。)第四十五条第一項
同項の表の各号の第一欄	第四十五条第一項の表の各号の第一欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄
当該各号の第二欄	当該各号の第二欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第二欄
当該各号の第三欄	当該各号の第三欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第三欄
同表の他の号	第四十五条第一項の表の他の号(旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の適用を受ける場合には、第四十五条第一項の表の各号)
当該各号の第四欄	当該各号の第四欄又は旧効力措置法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄

9 新租税特別措置法第六十八条の二十七(新租税特別措置法第四十五条第二項の表の第三号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等をする同号の第三欄に掲げる減価償却資産について適用する。

10 施行日前に旧租税特別措置法第六十八条の三十二第二項第二号に規定する認定を受けた同号の連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する同号に定める減価償却資産については、同条(同号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有す

る。

11 新租税特別措置法第六十八条の三十四第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は新築をする同項に規定する特定優良賃貸住宅について適用する。

12 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第六十八条の三十四第一項に規定する優良賃貸住宅については、同条(同項に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項第二号中「第四十七条第一項第二号」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十条第十二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(次項において「旧効力措置法」という。)第四十七条第一項第二号」と、同条第二項中「第四十七

条第一項」とあるのは「旧効力措置法第四十七条第一項」とする。

13 新租税特別措置法第六十八条の三十五第一項(新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日以後に取得又は新築をする新租税特別措置法第四十七条の二第三項第五号に掲げる構築物について適用する。

14 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が附則第一条第六号に定める日前に取得又は新築をした旧租税特別措置法第四十七条の二第一項に規定する特定再開発建築物等に係る新租税特別措置法第六十八条の三十五の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二項	第四十七条の二第二項	第四十七条の二第二項又は所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十条第十四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法(以下この条において「旧効力措置法」という。)第四十七条の二第二項
第三項	同条第一項	第四十七条の二第二項又は旧効力措置法第四十七条の二第二項
	同項第五号	同項第五号及び旧効力措置法第四十七条の二第三項第五号

15 新租税特別措置法第六十八条の三十六の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする同条第一項に規定する倉庫用建物等について適用する。

16 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧租税特別措置法第六十八条の三十六第一項に規定する倉庫用建物等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第二項中「第四十八条第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第四十条第十六項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第七条の規定による改正前の租税特別措置法第四十八条第一項」とする。

17 新租税特別措置法第六十八条の三十九(新租税特別措置法第五十二条第一項第二号に係る部分に限る。)の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に支出する同号に定める負担金について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に支出した旧租税特別措置法第五十二条第一項第二号に定める負担金については、なお従前の例による。

(連結法人の準備金に関する経過措置)

第五十条 新租税特別措置法第六十八条の四十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得した旧租税特別措置法第六十八条の四十三第一項に規定する特定株式等につ

いては、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に受けた新租税特別措置法第五十六条第一項に規定する認定に係る新租税特別措置法第六十八条の四十七第一項に規定する整備事業計画に定められた同項に規定する特定都市鉄道工事に係る同項の規定の適用については、同条第二号中「十分の四」とあるのは、「二分の一」とする。(連結法人の資産の譲渡等の場合の課税の特例に関する経過措置)

第五十一条 新租税特別措置法第六十八条の七十三(新租税特別措置法第六十四条第一項第三号の三、第三号の四及び第六号の二に係る部分に限る。)、第六十八条の七十二及び第六十八条の七十三の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行うこれらの規定に該当する資産の譲渡(新租税特別措置法第六十八条の七十二第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十(旧租税特別措置法第六十四条第一項第三号の三に係る部分に限る。)、第六十八条の七十二及び第六十八条の七十三の規定に該当する資産の譲渡(旧租税特別措置法第六十八条の七十第二項の規定により収用等による譲渡があつたものとみなされる行為その他これらの規定において譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)に係る法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十(旧租税特別措置法第六十四条第一項第五号に係る部分に限る。)(及び第六十八条の七十二(旧租税特別措置法第六十五条第一項第三号に係る部分に限る。))の規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項(新租税特別措置法第六十五条の三第一項第一号、第二号の二及び第三号に係る部分に限る。))の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項(新租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に係る部分に限る。))の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う同号に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

6 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項(旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第九号に係る部分に限る。))に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十八条の七十八から第六十八条の八十まで(新租税特別措置法第六十八条の七十八第一項の表の第十七号に係る部分に限る。))の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行つた旧租税特別措置法第六十五条の七第一項の表の第十九号の上欄に掲げる資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(連結親法人である鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例に関する経過措置)

第五十二条 新租税特別措置法第六十八条の九十四の規定は、連結親法人で新租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げるものが施行日以後に取得又は製作をする同号に定める固定資産について適用し、連結親法人で旧租税特別措置法第六十六条の十第一項第二号に掲げるものが施行日前に取得又は製作をした同号に定める固定資産については、なお従前の例による。

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等が、施行日前に環境事業団が行つた旧租税特別措置法第六十五条の四第一項第十二号の事業の用に供するために環境事業団に買い取られた場合については、なお従前の例による。

(損害保険会社の連結事業年度における受取配当等の益金不算入等の特例に関する経過措置)

第五十三条 新租税特別措置法第六十八条の百三の二の規定は、連結法人の法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度が施行日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用する。

(相続税及び贈与税の特例に関する経過措置)

第五十四条 新租税特別措置法第四章の規定は、別段の定めがあるものを除くほか、施行日以後に相続若しくは遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)又は贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得をする財産に係る相続税又は贈与税については、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十九条の五第二項(第十二号イの十億円に係る部分に限る。)及び第五項(十億円に係る部分に限る。)の規定は、平成十六年一月一日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

(登録免許税の特例に関する経過措置)

第五十五条 施行日前に旧租税特別措置法第七十六条に規定する売渡しを受けた場合の当該売渡しに係る土地の所有権の保存又は移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第七十九条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に受ける同条第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十九条第一項に規定する漁船の所有権の保存若しくは移転の登記又は当該漁船を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第七十九条第三項及び第四項の規定は、施行日以後に受ける同条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税について適用し、施行日前に受けた旧租税特別措置法第七十九条第三項に規定する国際船舶の所有権の保存の登記又は当該国際船舶を目的とする抵当権の設定の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

4 新租税特別措置法第八十条の二第三項の規定は、施行日以後に受ける同項に規定する資本の増加の登記に係る登録免許税について適用する。

5 施行日前に旧租税特別措置法第八十三条に規定する法人が、同条に規定する特定の公共的建設事業の用に供する土地の所有権の取得をした場合における当該所有権の保存の登記に係る登録免許税については、なお従前の例による。

(石油石炭税の特例に関する経過措置)

第五十六条 施行日前に課した、又は課すべきであつた石油石炭税については、なお従前の例による。

2 施行日前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる石油石炭税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(航空機燃料税の特例に関する経過措置)

による。

2 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する特定離島路線航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機の現存する場所において、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、新租税特別措置法第九十条の九第一項に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 施行日以後最初に航行する時において新租税特別措置法第九十条の九第二項に規定する一般国内航空機である航空機に旧租税特別措置法第九十条の八の二において準用する旧租税特別措置法第九十条の八第一項に規定する税率により航空機燃料税が課された、又は課されるべき航空機燃料税が現存する場合には、その時に、当該航空機燃料税が当該航空機から取卸しをされたものとみなし、かつ、航空機燃料税法第十一條に規定する税率により航空機燃料税が課されるべき航空機燃料税が当該航空機に積み込まれたものとみなす。この場合において、当該航空機燃料税に対する航空機燃料税法(昭和四十七年法律第七号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 施行日前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる航空機燃料税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 第八条の規定による改正後の阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十四条及び第十六条の規定は、平成十六年分以後の所得税について適用し、平成十五年分以前の所得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第五十八条第一項の規定並びに」とする。

(経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 第九条の規定による改正後の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律別表第一から別表第三までは、平成十七年一月一日以後に支払うべき所得税法第八十三条第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき当該給与等については、なお従前の例による。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第六十条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「準用する場合を含む。」及び

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは、「規定、所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第六十九条第一項の規定並びに」とする。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一部改正)

第七十条 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「同条第二項又は」を削る。

(農村地域工業等導入促進法の一部改正)

第七十一条 農村地域工業等導入促進法(昭和四十六年法律第百二十二号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。

第九條 削除

(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の一部改正)

第七十二条 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条を削る。

(総合保養地域整備法の一部改正)

第七十三条 総合保養地域整備法(昭和六十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八條 削除

(輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の一部改正)

第七十四条 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法(平成四年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

第十四條 削除

(中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部改正)

第七十五条 中小企業の創造的事業活動の促進に

関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

(中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部改正)

第七十六条 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第三十三条中「認定特定事業計画に従って第四項第一号、第五号若しくは第六号に掲げる特定事業を実施しようとする者又は」及び「当該認定特定事業計画又は」を削る。

(中小企業経営革新支援法の一部改正)

第七十七条 中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項から第四項までを削り、同条第五項を同条第二項とする。

第十三条第二項を削る。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第七十八条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「法人税に係る欠損金の繰越し又は」を削る。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部改正)

第七十九条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成十三年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項中「第三項」を「次項」に、「五年」を「七年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同

条第二項とし、同条第四項中「租税特別措置法第六十六条の第十四第一項」を「租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第六十六条の十二第一項」に、「第六十六条の十二第一項に規定する設備廃棄等による欠損金額」を「設備廃棄等欠損金額」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「五年以内」を「七年以内」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

(沖縄振興特別措置法の一部改正)

第八十条 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の表第九条第二項の項及び第九条第三項及び第四項の項を削り、同表中「第九条第五項」を「第九条第二項」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第八十一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項を削る。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

審査報告書

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年三月二十六日

総務委員長 景山俊太郎

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、市町村民税の均等割に係る人口段階別の税率区分の廃止等の個人住民税均等割の見直し、商業地等に係る固定資産税及び都市計画税の条例による減額を可能とする制度の創設、固定資産税の制限税率の廃止等の課税自主権の拡大、軽油引取税に係る罰則の強化等の措置を講ずるほか、狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税を創設するとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
平成十六年度の地方税制改正による地方税の増収見込額(初年度)は、二百十八億円である。

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律案

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十節 狩猟者登録税(第二百三十六条―第二百五十八条)」を「第十節 削除」に、「第四款 犯則取締り(第四百八十五条の六―第四百八十五条の十二)」を「第四款 交付(第四百八十五条の十三)」を「第五款 交付(第四百八十五条の十三)」に改める。

(二)に、「第三節 入猟税(第七百条の五十一―第七百条の五十四)」を「第三節 狩猟税(第七百条の五十一―第七百条の六十九)」に改める。

第一条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第五号中「財政上の特別の」を「財政上その他の」に改める。

第四条第二項第九号を削り、同条第四項第三号を次のように改める。

三 狩猟税

第十七条の五第三項を次のように改める。

3 道府県民税及び市町村民税の均等割 第二十六條第一項及び第三十二條第一項に規定する法人等に対して課するものに限る。若しくは法人税割に係る更正若しくは決定、道府県民税の利子割、法人の行う事業に対して課する事業税若しくは特別土地保有税に係る更正、決定若しくは加算金の決定又は不動産取得税、固定資産税若しくは都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した

日以後においては、することができない。
第二十條の四の二第八項中「狩猟者登録税」とこれと併せて徴収する入猟税を削る。

第二十條の十中「関する事項」の下に「この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に關して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。」を加える。

第二十三條第一項第四号中「第八十二條の六」の下に「(法人税法第四百四十五條の六において準用する場合を含む。)」を、「第八十二條の七」の下に「(同法第四百四十五條の七において準用する場合を含む。)」を加え、同項第十号を次のように改める。

十 削除

第二十三條第一項第十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同項第十二号中「であつて、老年者に該当しないもの」を削る。

第二十四條第五項中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第二十四條の五第一項第二号中「老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同条第四項を削る。

第二十五條第一項第一号中「地方開発事業団」の下に「合併特例区を、移行型地方独立行政法人」の下に「公立大学法人を除く。」を、「非課税地方独立行政法人」という。の下に「公立大学法人」を加え、「日本郵政公社並びに日本育英会」を並びに日本郵政公社に改める。

第三十四條第一項各号列記以外の部分中「一」に「をいづれかに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第三十四條第七項中「同項第七号の規定に

よつて控除すべき金額を老年者控除額とを削り、同条第九項中「老年者」を削り、同条第十二項中「老年者控除額」を削る。

第四十五條の二第一項第五号中「老年者控除額」を削る。

第五十二條第二項第三号中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第五十三條第一項中「同じ。」、第八十二條の八第一項の下に「(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。)」を、「第八十二條の十第一項」の下に「(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。)」を加え、「第百四十五條の五」を「第百四十五條の十二」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第八項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十一項中「五年」を「七年」に改め、同条第十二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第十五項中「五年」を「七年」に改め、「第八十二條の十五」の下に「(同法第四百四十五條の八において準用する場合を含む。)」を加え、同条第十六項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十九項中「五年」を「七年」に改め、同条第二十項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第二十九項中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に、「控除限度額又は」を「控除限度額若しくは」に改め、「連結控除限度個別帰属額」の下に「又は同法第四百四十五條の七において準用する同法第八十二條の七第一項の控除限度額」を加える。

第七十一條の五十一第一項中「第三十七條の十第二項に規定する証券業者」を「第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する証券業者等」に改める。

第七十二條の四第一項第一号中「及び地方開発事業団を、地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同項第三号中「都市基盤整備公団」、「地域振興整備公団」、「新東京国際空港公団、環境事業団」及び「奄美群島振興開発基金」を削り、同項第四号中「日本育英会」を削る。

第七十二條の五第一項第五号中「産業基盤整備基金」を削り、同項第六号中「及び負債整理組合」を「負債整理組合及び防災街区整備事業組合」に改め、同項第七号中「公害健康被害補償予防協会」及び「海洋科学技術センター」を削り、同項第八号中「中小企業総合事業団及び」を削る。

第七十二條の十五第一項中「算入されるものに限る」を「算入されるもの(これらのうち政令で定めるものを除く。及び当該事業年度において支出されるもので政令で定めるものに限る)」に改め、同条第二項第一号中「前項各号に掲げる金額の」を「前項に規定する」に、「算入されるものに限る」を「算入されるもの(これらのうち政令で定めるものを除く。及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る)」に改め、同項第二号中「前項各号に掲げる金額の」を「前項に規定する」に、「同項各号に掲げる金額の」を「同項に規定する」に改める。

第七十二條の十六第一項及び第七十二條の十七第一項中「損金の額に算入されるものに限る」を「損金の額に算入されるもの(これらのうち政令で定めるものを除く。及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る)」に改める。

る」に改める。

第七十二条の二十三第一項中「若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第百十号)」に改め、同条第二項中「五年」を「七年」に改める。

第七十二条の二十四の四中「によらないで」と併せて、「若しくは」を「又は」に改め、「課税標準とし、又は所得及び清算所得とこれらの課税標準とを併せ」を削る。

第七十二条の四十第一項第二号中「第八十二条の十」の下に「(同法第百四十五条の八において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十二条の四十八第三項中「昭和二十三年法律第二十五号」又は「(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条の規定により登録を受けた者が行う証券業及び」に改める。

第七十二条の四十九の八第一項中「第二十一条及び」を削り、「若しくは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」を、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律若しくは心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に改める。

第七十二条の五十第二項中「同法第七十二条から第八十四条まで」を「同法第七十二条から第七十九条まで、第八十一条から第八十四条まで」に改める。

第七十三条の二第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十三条の三第一項中「地方開発事業団」の

下に「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人を」、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七十三条の四第一項第十一号を次のように改める。

十一 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法(平成十五年法律第百十号)第十一条第一号から第三号まで、第七号若しくは第十五号イ又は第二項第一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの及び同条第一項第一号から第三号まで若しくは第二項第一号若しくは第二号に規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同条第一項第十三号若しくは第十六号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するもののうち政令で定めるもの
第七十三条の四第一項第二十号を次のように改める。

二十 削除

第七十三条の四第一項第二十一号中「中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第二号」に改め、「定めるもの」の下に「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)第二十二条第一項第二号に規定する業務(政令で定めるものに限る。の用に供する土地及び新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号までに規定する業務(政令で定めるものに限る。の用に供する土地)」を加える。

第七十三条の四第一項第二十二号を次のように改める。

二十二 削除

第七十三条の四第一項第二十三号中「新東京国際空港公団が新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百十五号)第二十条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する業務」を「成田国際空港株式会社(成田国際空港株式会社法(平成十五年法律第百二十四号)第五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業)に改め、同項第二十七号を次のように改める。

二十七 独立行政法人海洋研究開発機構が独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第百九十五号)第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの
第七十三条の四第一項に次の一号を加える。

三十六 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第百九十四号)第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の五第一項中「第六十一条若しくは」を「第六十一条又は」に、「若しくは」を「又は」に改め、「又は土地改良法第九十四条の八第五項の規定により埋立地若しくは干拓地を取得する場合若しくは同法第八十七条の二第二項の規定により都道府県が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地を当該都道府県から取得する場合における当該埋立地若しくは干拓地の取得」を削る。

第七十三条の七第十三号中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める。

第七十三条の十四第七項中「都道府県若しくは

は」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡を受けて中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改め、「又は環境事業団から環境事業団法(昭和四十年法律第百九十五号)第十八条第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡を受けた場合」及び「又は価格に当該施設の譲渡の対価の額に対する当該対価の額から当該施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額を控除した残額の割合を乗じて得た額」を削り、同条第八項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同条第十項各号列記以外の部分中「補償金又は」を「補償金」に、「清算金」を「清算金又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金」に改め、同項に次の一号を加える。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で、同法第二百二十二条第三項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第二百三十三条第一項の規定による申出をした場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第二百五条第一項第二十二号の権利変換期日

第七十三条の十四に次の一項を加える。
14 密集市街地における防災街区の整備の促進

に関する法律第二百五条第一項第二号又は第七号に掲げる者が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権若しくは建築物又は同項第八号に規定する指定宅地若しくはその使用収益権（以下本項において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同条第一項第四号に規定する防災施設建築物敷地若しくはその共有持分若しくは防災施設建築物の一部等又は同項第九号に規定する個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額（同法第二百四十七条第一項の規定により確定した価額とする。）の合計額に対する従前の宅地等の価額（同法第二百四十四条の権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

第七十三条の二十七の二第二項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第七十三条の二十七の四に次の二項を加える。

11 道府県は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第六十五条第三項に規定する事業会社（以下本項及び次項において「事業会社」という。）が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（次項において「防災街区整備事業」という。）の施行に伴い同法第一百七十七条第六号に規定する防災施設建築物敷地（以下本項及び次項において「防災施設建築物敷地」という。）を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築物敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第一百四十四条第一項に規定する組合員（同法第一百四十五条に規定する参加組合員を除く。）に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

12 前条第二項から第五項までの規定は、防災街区整備事業組合又は事業会社が防災街区整備事業の施行に伴い防災施設建築物敷地、個別利用区内の宅地又は防災施設建築物を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「次条第十一項に規定する防災施設建築物敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該防災街区整備事業組合又は次条第十一項に規定する事業会社」と読み替えるものとする。

第七十三条の二十七の五第一項中「若しくは商店街振興組合」を「又は商店街振興組合」に、

「この項を「本項」に、「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に、「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「若しくは所屬員を」又は所屬員」に改め、「又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したとき」及び「又は商工組合」を削る。

第七十三条の二十八（見出しを含む。）中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第一百四十六条第一項中「地方開発事業団」の下に、「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第二百七十九条中「これらの組合」の下に、「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第二章第十節を次のように改める。

第十節 削除

第二百三十六条から第二百五十八条まで 削除

第二百五十九条中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更（道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 道府県は、当該道府県の道府県法定外普通税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第二百六十条の二及び第二百六十一条中「第二百五十九条」を「第二百五十九条第一項」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第八十二条の六」の下に「（法人税法第二百四十五条の六において準用する場合を含む。）を、（第八十二条の七の下に（同法第二百四十五条の七において準用する場合を含む。）を加え、同項第十号を次のように改める。

十 削除

第二百九十二条第一項第十一号中「で老年者に該当しないもの」を削り、同項第十二号中「であつて、老年者に該当しないもの」を削る。

第二百九十四条第七項中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第二百九十五条第一項第二号中「老年者」を「年齢六十五歳以上の者」に改め、同条第四項を削る。

第二百九十六条第一項第一号中「地方開発事業団」の下に、「合併特例区を、非課税地方独立行政法人」の下に、「公立大学法人」を加え、

「日本郵政公社並びに日本育英会」を「並びに日本郵政公社」に改める。

第三百十条を次のように改める。

(個人の均等割の税率)

第三百十条 個人の均等割の標準税率は、三千円とする。

第三百十二条第三項第三号中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加える。

第三百十四条の二第一項各号列記以外の部分中「二」を「いずれかに」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 削除

第三百十四条の二第七項中「同項第七号の規定によつて控除すべき金額を老年者控除額」とを削り、同条第九項中「老年者」を削り、同条第十二項中「老年者控除額を削る。

第三百十七条の二第一項第五号中「老年者控除額」を削る。

第三百二十一条の八第一項中「同じ」、第八十二条の八第一項の下に「(同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。)」を、「第八十二条の十第一項の下に」(同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。以下本節において同じ。))を加え、「第四百四十五条の五」を「第四百四十五条の十二」に改め、同条第六項中「五年」を「七年」に改め、同条第八項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十一項中「五年」を「七年」に改め、同条第十二項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第十五項中「五年」を「七年」に改め、「第八十二条の十五」の下に「(同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。))」を加え、同条第十六項中「五年以内」を「七年以内」

に、「前五年内事業年度」を「前七年内事業年度」に改め、同条第十九項中「五年」を「七年」に改め、同条第二十項中「五年以内」を「七年以内」に、「前五年内連結事業年度」を「前七年内連結事業年度」に改め、同条第二十九項中「又は事業所を有する法人」を「若しくは事業所を有する法人又は外国法人」に、「控除限度額又はは」を「控除限度額若しくは」に改め、「連結控除限度額個別帰属額」の下に「又は同法第四百四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額」を加える。

第三百四十三条第七項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同条に次の一項を加える。

9 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。)であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下本項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができ資産である場合に限る。当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

第三百四十八条第一項中「及び地方開発事業団」を「地方開発事業団及び合併特例区」に改め、同条第二項第十五号を次のように改める。

十五 削除

第三百四十八条第二項第二十二号を次のように改める。

二十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第

十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの
第三百四十八条第二項第三十二号を次のように改める。

三十二 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十八条第一項各号に定める工事(同条第四項(被災市街地復興特別措置法第二十二條第二項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第一項において準用する場合を含む。))の公告に係るものに限る。)に係る施設の用に供されるものとして取得した土地
第三百四十八条第二項第三十五号中「第三百四十九条の三第二十三項」を「第三百四十九条の三第二十二項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるもの
第三百四十八条第四項中「第三百四十九条の三第三十四項」を「第三百四十九条の三第三十二項」に改め、同条第八項中「を除く。」の下に「及び公立大学法人が所有する固定資産(当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。)」を加える。

第三百四十九条の三第二項中「営業路線の軌道の中心間隔の拡張又は」を削り、同条第十二項中「当該車両が第三百四十三條第八項の規定の適用を受ける場合における同項に規定する信託会社からの賃借を含む。」を削り、同条第十四項中「第三十七項を第三十五項」に改め、同条第十六項を削り、同条第十七項を同条第十六項とし、同条第十八項中「海洋科学技術センター」を「独立行政法人海洋研究開発機構が」

に、「海洋科学技術センター」法第二十三條第一項第一号、第二号又は第四号を「独立行政法人海洋研究開発機構法第十七條第一号、第三号、第四号又は第六号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「第三十五項」を「第三十三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項を同条第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十七項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を第二十三項とし、第二十五項から第三十一項までを一項ずつ繰り上げ、第三十二項を削り、第三十三項を第三十一項とし、第三十四項から第三十六項までを二項ずつ繰り上げ、同条第三十七項中「二」を「五分の三」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十八項を同条第三十六項とし、同条第三十九項中「六分の一」を「二分の一」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第四十項を第三十八項とし、第四十一項を第三十九項とし、第四十二項を第四十項とする。

第三百五十條第一項ただし書を削る。
第三百八十一條第五項中「第三百四十三條第八項」の下に「及び第九項」を加え、「同項の」を「これらの」に改める。

第三百八十二条の三中「納税義務者その他の」を「第二十條の十の規定によるもののほか」に改める。

第三百八十六條中「第三百四十三條第八項」の下に「及び第九項」を加え、「同条同項の」を「これらの」に改める。

第四百四十三條第一項中「地方開発事業団」の下に「合併特例区を加え、及び非課税地方独立行政法人」を「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第三章第四節に次の一款を加える。

第五款 交付

(たばこ税の都道府県に対する交付)

第四百八十五条の十三 市町村(特別区を含む。以下本項において同じ。)は、当該市町村に納付された当該年度のたばこ税(特別区たばこ税を含む。以下本項において同じ。)の額に相当する額が、当該年度の前々年度の全国

のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口(公表された最近の国勢調査の結果による当該市町村の二十歳以上の人口及び当該市町村以外の市町村に居住する者であつて当該市町村において従業し、又は当該市町村へ通学する者のうち二十歳以上のものの人口の合計をいう。以下本条において同じ。)に三を乗じて得た数を全国の前々年度消費基礎人口の合計で除して得た割合を乗じて得た額(次項において「たばこ税に係る課税定額」という。)を超える場合には、当該超える部分に相当する額を、政令で定めるところにより、当該市町村を包括する都道府県に対して当該年度の翌年度に交付するものとす。

2 たばこ消費基礎人口及びたばこ税に係る課税定額の算定に關し必要な事項は、総務省令で定める。

第五百八十六条第一項中「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人(地方独立行政法人法第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体(同法第六条第三項に規定する設立団体をいう。)が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行うものに限る。)」に改め、同条第二項第一号の四を次のように改める。

一の四 削除

第五百八十六条第二項第一号の十四から第一号の十六までを次のように改める。

一の十四から一の十六まで 削除
第五百八十六条第二項第一号の十八を次のように改める。

一の十八 削除

第五百八十六条第二項第一号の二十五中「同法第八條第二項第一号を「同法第二十二條第一項第一号に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同項第一号の二十六中「新事業創出促進法第二十六條第一項」を「新事業創出促進法第三十二條第一項」に、「同法第二十六條第一項第四号」を「同法第三十二條第一項第四号」に、「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改め、同項第四号の四を次のように改める。

四の四 削除

第五百八十六条第二項第十二号中「中小企業総合事業団法第二十一條第一項第二号イ若しくは口の中小企業構造の高度化に寄与する事業若しくは同号ハの中小企業構造の高度化を支援する事業」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第二條第一項に規定する中小企業者の行う同法第十五條第一項第三号ロ若しくはハに規定する連携等、中小企業の集積の活性化に寄与する事業若しくは中小企業の集積の活性化を支援する事業」に、「中小企業総合事業団から同号イ若しくはハの資金の貸付け若しくは同号ロの施設の譲渡し」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロ若しくはハの資金の貸付け」に改め、同項第十三号中「特定産業集積の活性化に關する臨時措置法」の下に「平成九年法律第二十八号」を加え、同項第二十一号の二中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第二十三号中「新東京国際空港公団」を「成田国際空港株式会社」に改め、同項第二十七号の六中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

構」に改める。

第六百二條第一項第一号ハ中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項第三号中「地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める。

第六百六十九條中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更(市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をし」に改め、同条に次の一項を加える。

2 市町村は、当該市町村の市町村法定外普通税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に対して課すべき当該市町村法定外普通税の課税標準の合計が当該市町村法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えるものと見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第六百七十條の二及び第六百七十一條中「第六百六十九條」を「第六百六十九條第一項」に改める。
第六百九十九條の四第一項中「地方開発事業団」の下に、「合併特別区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。
第七百條の三第四項中「混和の」を「製造の」に改める。
第七百條の四の次に次の一條を加える。
(軽油引取税の補完的納税義務)
第七百條の四の二 第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府県

知事の承認を受けないで製造された軽油について、第七百條の三第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下本条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第七百條の三第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接關係を有する事務所若しくは事業所(以下本項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、本節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

第七百條の九第一項中「者は、」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第七百條の十一の二を削る。

第七百條の十四の二の次に次の一條を加える。

(軽油引取税の保全担保)

第七百條の十四の三 道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があるとき認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、第十六條第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2 第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

第七百条の十五第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「適当なものであると認めるときは」を「適当でない」と認めるときその他政令で定めるときを除き」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第七百条の六各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者が地方税に關する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

第七百条の十六第一項及び第七百条の十九第二項中「二百万円」を「五百万円」に改める。

第七百条の二十二の二の見出し中「混和等を「製造等」に改め、同条第一項中「元売業者」を「元売業者第一号及び第二号に掲げる場合」にあつては、第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により「元売業者」としての指定を受けたものを除く。に、「混和」を「製造」に、「混和等」を「製造等」に改め、同項

第一号中「混和する」を「混和して炭化水素油を製造する」に改め、同項第二号中「軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して」を「前号に掲げる場合のほか、」に改め、同条第三項中「混和等」を「製造等」に改め、同条第四項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第五項中「混和等」を「製造等」に、「混和等」を「製造等」に、「混和等承認証」を「製造等承認証」に改め、同条第八項及び第九項中「混和等承認証」を「製造等承認証」に改める。

第七百条の二十二の三の見出し中「混和等」を「製造等」に改め、同条第一項中「同項各号」を「同項第一号若しくは第二号」に、「受けた者」を「受けた同項第一号若しくは第二号の行為を行つた者」に、「一年」を「五年」に、「又は五十万円以下の罰金に処する」を「若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「又は人に對し、」を「に對して次の各号に掲げる違反行為の区分に応じ当該各号に定める罰金刑を、その人に對して」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の違反行為 三億円以下の罰金刑
二 第二項の違反行為 一億円以下の罰金刑
三 前二項の違反行為 当該各号の罰金刑
第七百条の二十二の三第三項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号

の行為を行つた者又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百条の二十六第一項中「者は」の下に「一年以下の懲役又は」を加える。

第七百条の二十八第一項及び第二項中「二百万円」を「五百万円」に改め、同条第五項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「又は前項の免れた税額」を、「第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額」に、「二百万円」を「五百万円」に、「又は免れた税額」を、「免れた税額又は還付を受けた金額」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 偽りその他不正の行為によつて第七百条の二十一の二第一項又は第七百条の二十二第二項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けた軽油引取税の特別徴収義務者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第七百条の三十第三項中「第一項」を「第一項若しくは本項」に改める。

「第三節 入猟税」を「第三節 狩猟税」に改める。

第七百条の五十一の見出しを「(狩猟税)」に改め、同条中「入猟税」を「狩猟税」に改める。
第七百条の五十一の二を削る。
第七百条の五十二を次のように改める。
(狩猟税の税率)
第七百条の五十二 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。
一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る

る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円
二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く)以外の者 一万円
三 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

2 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。
一 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録 四分の一
二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三
第七百条の五十三(見出しを含む)中「入猟税」を「狩猟税」に改める。

第七百条の五十四を次のように改める。
(狩猟税の徴収の方法)
第七百条の五十四 狩猟税の徴収については、当該道府県の条例の定めるところによつて、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。
第四章第三節中第七百条の五十四の次に次の十五条を加える。
(狩猟税の普通徴収の手続)
第七百条の五十五 狩猟税を普通徴収によつて

徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日まで納税者に交付しなければならない。

(狩猟税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七百条の五十六 狩猟税の納税義務者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、狩猟税の賦課徴収に同じ同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(狩猟税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百条の五十七 前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をした者は、五万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の罰金を科する。

(狩猟税に係る不申告等に関する過料)

第七百条の五十八 道府県は、狩猟税の納税義務者が第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で三万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(狩猟税に係る徴税吏員の質問検査権)

第七百条の五十九 道府県の徴税吏員は、狩猟税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者又は納税義務があると認められる者に質問し、又はその者の書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用

に供されるものをいう。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)若しくはその他の物件を検査することができる。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 狩猟税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の六十六第六項の定めるところによる。

4 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(狩猟税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百条の六十 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による書類又は物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

二 前条第一項の書類で虚偽の記載又は記録をしたものを提示した者

三 前条の規定による徴税吏員の質問に對し答弁をしない者又は虚偽の答弁をした者

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟又は財産に關して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の罰金を科する。

(狩猟税の脱税に関する罪)

第七百条の六十一 偽りその他不正の行為によつて狩猟税の全部又は一部を免れた者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に關して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の罰金を科する。

(狩猟税の減免)

第七百条の六十二 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において狩猟税の減免を必要とする者又は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、狩猟税を減免することができる。

(納期限後に納付する狩猟税の延滞金)

第七百条の六十三 狩猟税の納税者は、第七百条の五十三の納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下狩猟税について同様とする。)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 道府県知事は、納税者が第七百条の五十三の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(狩猟税に係る督促)

第七百条の六十四 納税者が納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を發しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(狩猟税に係る督促手数料)

第七百条の六十五 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて手数料を徴収することができる。

(狩猟税に係る滞納処分)

第七百条の六十六 狩猟税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 狩猟税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関に對し、滞納に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処

分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。

6 前各項に定めるものその他特異税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(特異税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の六十七 特異税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、道府県の不利益に処分し、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、また同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつた者は、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは特異税又は財産に関して前二項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による特異税に係る滞納処分に關する検査拒否等の罪)

第七百条の六十八 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例に

よつて行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例によつて行う道府県の徴税吏員の同条に規定する帳簿書類の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは特異税又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(特異税の証紙徴収の手續)

第七百条の六十九 道府県は、特異税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならぬ。この場合においては、道府県は、特異税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

2 道府県は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の影紋とに於て当該道府県の印で判明にこれを消さなければならぬ。

3 第一項の証紙の取扱いに關しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

第七百一条の三十二第二項中「又は共同行為」を削る。

第七百一条の三十四第二項中「公益法人等」の下に「防災街区整備事業組合」を加え、同条第三項第二号を次のように改める。

二 削除

第七百一条の三十四第三項第二十号中「中小企業総合事業団法第二十一条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化を」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に、「中小企業総合事業団から同号イ」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロ」に改め、「及びこれらの者から同号ロの譲渡を受けた施設」を削る。

第七百一条の四十一第二項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改める。

第七百二条第二項中「第十六項、第二十六項から第三十一項まで、第三十四項から第三十六項まで、第三十八項、第四十一項又は第四十二項を、第二十五項から第三十項まで、第三十二項から第三十四項まで、第三十六項、第三十九項又は第四十項に」、「及び第八項」を、「第八項及び第九項」に改める。

第七百二条の二第二項中「地方開発事業団」の下に、「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七百四条第一項中「地方開発事業団」の下に、「合併特例区」を、「非課税地方独立行政法人」の下に、「公立大学法人」を加え、同条第二項中「地方開発事業団」の下に、「合併特例区」を加え、「及び非課税地方独立行政法人」を、「非課税地方独立行政法人及び公立大学法人」に改める。

第七百三十一条第二項中「を新設し、又は変更し」を「の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)」をし」に改め、同条に次の一項を加える。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に對して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超える(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第二十九項の項中「又は」を「若しくは」に改め、「連結控除限度個別帰属額」の下に「又は同法第四十五条の七において準用する同法第八十二条の七第一項の控除限度額」を加える。

第七百三十六条第三項後段を削る。

附則第三条の二第二項中、「第二百四十九条第一項」を削り、「第七百条の三十二第一項」の下に、「第七百条の六十三第一項」を加える。

附則第三条の三「三十六万円」を「三十五万円」に改める。

附則第四条を削る。

附則第四条の二の見出しを「(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失

の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失

失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

附則第四条の二第八項中「前項」を「前二項」に、「附則第四条の二第七項」を「附則第四条第九項又は第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第六項中「第四十五条の二第二項」を「附則第三十四条第一項後段」に、「第三百七十七条の二第二項」を「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」に、「第二項及び第三項」を「第二項」に、「第三十二條第八項」を「第四十五条の二第二項」に、「第三百三十三條第八項」を「第三百三十七條の二第二項」と、「第四百五條の三第一項」とあるのは「第三百三十七條の二第二項」と、「附則第三十四條第一項後段」とあるのは「附則第三十四條第四項において準用する同条第一項後段」と、「附則第三十五條第一項」とあるのは「附則第三十五條第五項において準用する同条第一項」と、第四項第一号中「次条第一項」とあるのは「次条第八項において準用する同条第一項」と、「附則第三十四條第一項」とあるのは「附則第三十四條第四項において

準用する同条第一項」と、「附則第三十五條第一項」とあるのは「附則第三十五條第五項において準用する同条第一項」と、同項第二号中「第三十二條第八項」とあるのは「第三百三十三條第八項」と、第五項中「第三十二條第八項」とあるのは「第三百三十三條第八項」と、「附則第四條第五項」とあるのは「附則第四條第八項において準用する同条第五項」に改め、「第十号」を削り、「附則第四條の二第二項」を「附則第四條第三項」に、「附則第四條の二第六項」を「附則第四條第八項」に、「同条第二項」と、「を」同条第三項と、「第一項の道府県民税に関する申告書」と、「第一項」と、「道府県民税に関する申告書」とに、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に、「するを」申告書」とするに、「附則第四條の二第五項第二号」を「附則第四條第七項第二号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の一項を加える。

9 第一項の規定の適用を受けた者は、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までにおいて当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日まで当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日から四月を経過する日までに総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならぬ。

附則第四条の二第五項各号列記以外の部分中「第一項」を「第三項」に改め、同項第一号中「第十号」を削り、「附則第四條の二」を「附則

第四條」に改め、同項第二号中「附則第四條の二第二項」を「附則第四條第三項」に、「居住用財産の譲渡損失を、通算後譲渡損失に」、「同条第一項」を「同条第三項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第五項第二号」を「同条第七項第二号」に改め、同項第三号中「第四十一條の五第六項第三号」を「第四十一條の五第十二項第三号」に、「附則第四條の二第五項第二号」を「附則第四條第七項第二号」に改め、同項第四号中「第一項」を「第三項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項の下に」、「第三項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第三十二條第八項に規定する」及び「（以下本項において「純損失の金額」という。）」を削り、「居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額」を「特定純損失の金額」に、「指定期間内に譲渡・租税特別措置法第四十一條の五第三項第一号に規定する譲渡所得の基因となる不動産等の貸付けを含む。」があつた譲渡資産に係る当該譲渡を「適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡」に、「附則第四條の二第三項」を「附則第四條第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（本項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産（次項第一号に規定する買換資産をいう。）に係る住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において

道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。）以下本項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四條第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

4 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間（次項において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一條の五第七項第一号に規定する譲渡資産（以下本項及び次項において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下本号、次項及び第九項において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一條の三第一項、第三十五條第一

項、第三十六條の二、第三十六條の五若しくは第三十六條の六の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けていない場合を除く。において、平成十一年一月一日(当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日)から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に、同法第四十一条の五第七項第一号に規定する買換資産(第九項及び第十項において「買換資産」という。)の同号に規定する取得(以下本項、第九項及び第十項において「取得」という。)をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

二 通算後譲渡損失の金額 当該道府県民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額(次項において「純損失の金額」という。)のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。)として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 住宅借入金等 租税特別措置法第四十一条の五第七項第四号に規定する住宅借入金等という。

附則第四条の二を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につき本項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

2 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとする市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書をその提出期限までに提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)を提出しているときに限り、附則第三十四条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

4 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から平成十八年十二月三十一日までの期間(次項において「適用期間」という。)内に、租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産(以下本号及び次項において「譲渡資産」という。)の同条第七項第一号に規定する特定譲渡(以下本号及び次項において「特定譲渡」という。)をした場合(当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項、第三十六条の二、第三十六条の五若しくは第三十六条の六の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第一項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。)において、当該譲渡資産の特定譲渡(その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。)による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額及び附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額(当該

特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。)をいう。

二 通算後譲渡損失の金額 当該道府県民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項に規定する純損失の金額(次項において「純損失の金額」という。)のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 住宅借入金等 租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

5 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年間に生じた純損失の金額のうち、特定純損失の金額(適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)がある場合における第三十二条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条の二第五項に規定する特定純損失の金額」とする。

6 第一項、第三項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項第七号、第八号、第十一号口及び第十二号、第二十四条の五第一項第二号並びに第三十四条第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中の「規定」とあるのは、並びに附則第

四条の二の規定と、「同条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とする。

二 第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失」とあるのは「純損失若しくは雑損失又は附則第四条の二第三項に規定する通算後譲渡損失」と、三月十五日までに第一項の道府県民税に関する申告書とあるのは「三月十五日までに、第一項の道府県民税に関する申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第三項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した道府県民税に関する申告書」と、「第三百七十七条の二第四項」とあるのは「同条第八項において準用する同条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第三百七十七条の二第四項」とする。

三 第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第四十一条の五の二第二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

四 前三号に定めるもののほか、第三項の規定の適用がある場合における道府県民税の所得割に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 前各項の規定は、個人の市町村民税につい

て準用する。この場合において、第一項中「附則第三十四条第一項後段」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」と、第二項中「第四十五条の二第一項」とあるのは「第三百七十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七十七条の三第一項」と、第三項中「第四十五条の二第二項」とあるのは「第三百七十七条の二第二項」と、「附則第三十四条第一項後段」とあるのは「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項後段」と、第四項中「附則第三十五条第一項」とあるのは「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」と、第四項中「前条第一項」とあるのは「前条第八項において準用する同条第一項」と、「附則第三十四條第一項」とあるのは「附則第三十四條第四項において準用する同条第一項」と、「附則第三十五條第一項」とあるのは「附則第三十五條第五項において準用する同条第一項」と、附則第三十五條第五項において準用する同条第一項」と、同項第二号中「第三十二条第八項」とあるのは「第三百三十三條第八項」と、第五項中「第三十二条第八項」とあるのは「第三百三十三條第八項」と、「附則第四條の二第五項」とあるのは「附則第四條の二第八項において準用する同条第五項」と、前項中「第二十三條第一項第七号、第八号、第十一号口及び第十二号、第二十四條の五第一項第二号並びに第三十四條第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」とあるのは「第二百九十二條第一項第七号、第八号、第十一号口及び第十二号、第二百九十五條第一項第二号及び第三項並びに第三百十四條の二第二項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」と、「第二十三條第一項第十三号」とあるのは「第二百九十二條第一項第十三号」と、「第三百二十二條第一項」とあるのは「第三百十三條第一項」と、「第四百五

の二第四項」とあるのは「第三百七十七條の二第四項」と、「附則第四條の二第三項」とあるのは「附則第四條の二第八項において準用する同条第三項」と、「第一項の道府県民税に関する」とあるのは「第一項の道府県民税に關する申告書と」、「第三百七十七條の二第四項」とあるのは「同条第八項において準用する同条第七項第二号の規定により読み替えて適用される第三百七十七條の二第四項」とあるのは「申告書」とする」と、「第四百五條の三」とあるのは「第三百七十七條の三」と、「附則第四條の二第七項第二号」とあるのは「附則第四條の二第八項において準用する同条第七項第二号」と読み替えるものとする。

附則第五條の三第一項中「特定配当等」の下に「租税特別措置法第四條の二第九項及び第四條の三十項の規定の適用を受けるものを除く。」を加える。

附則第八條第七項から第十二項までを削る。

附則第八條の三の次に次の一条を加える。

(旧特定目的会社に係る事業税の課税の特例)
第八條の四 第七十二條の二第一項第一号口の規定の適用については、当分の間、同号口中「特定目的会社」とあるのは、「特定目的会社(特定目的会社による特定資産の流動化に關する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第九十七号)附則第二條第一項本文に規定する旧特定目的会社を含む。）」とする。

附則第九條中第二項を第十一項とし、第一項を第十項とし、同項の前に次の九項を加える。

北海道旅客鐵道株式会社、四國旅客鐵道株式会社及び九州旅客鐵道株式会社に対する第七十二條の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、同項中「出資金額」とある

のは「出資金額(以下本項において「資本金額等」という。)」と、「連結個別資本金額」とあるのは「連結個別資本金額(以下本項において「資本金額等」という。)」と、「合計額」とあるのは「合計額から、当該事業年度終了の日における資本金額等から当該資本金積立金額等を限度として当該事業年度終了の日における資本金額等に相当する額を控除して得た額を控除して得た額」とする。

2 株式会社産業再生機構、預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における資本金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本金積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本金積立金額との合計額」とあるのは「銀行法昭和五十六年法律第五十九号(第五条第一項に規定する政令で定める額)と、「当該合計額」とあるのは「当該額」とする。

3 銀行等保有株式取得機構に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における資本金の金額又は出資金額と法人税法第二条第十七号に規定する資本金積立金額又は同条第十七号の三に規定する連結個別資本金積立金額との合計額」とあるのは「証券取引法第二十九条の四第二号に規定する政令で定める額」と、「当該合計額」とあるのは「当該額」とする。

4 平成十三年四月一日以後に、資本若しくは

出資の減少(金銭その他の資産を交付したものを除く。)による資本の欠損のてん補又は商法第二百八十九条第一項及び第二項(これらの規定を有価証券法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する資本準備金による同条第一項及び第二項第二号(これらの規定を有価証券法第四十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する資本の欠損のてん補を行つた法人に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「この合計額」とあるのは「この合計額から、平成十三年四月一日以後に、資本又は出資の減少(金銭その他の資産を交付したものを除く。)による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに商法第二百八十九条第一項及び第二項(これらの規定を有価証券法(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する資本準備金による同条第一項及び第二項第二号(これらの規定を有価証券法第四十六条第一項において準用する場合を含む。)に規定する資本の欠損のてん補に充てた金額の合計額を控除した金額」と、「当該合計額」とあるのは「当該額」とする。

5 関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社法第七条第一項第一号に規定する指定造成事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額(第七十二条の二十一第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるとき

は、これらを控除した後の金額とする。以下本項から第九項までにおいて同じ。)から、当該資本等の金額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

6 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第六項」とする。

7 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」とする。

8 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)第三条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第八項」とする。

一 当該法人の当該事業年度の確定した決算(第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、同項ただし書に規定する期間に係る決算)に基づき貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該法人の当該事業年度終了の時ににおける未収金で総務省令で定めるものの帳簿価額

9 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額から、当該資本等の金額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算

した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第九項」とする。

一 前項第一号に定めるところにより計算した金額

二 当該法人が当該事業年度終了の時に所有する土地で、販売を目的とするものの帳簿価額

附則第十条第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改め、同条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条に次の五項を加える。

9 道府県は、土地改良法第九十四条の八第五項の規定による埋立地若しくは干拓地の取得が行われた場合又は同法第八十七条の二第一項の規定により都道府県が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の取得（当該都道府県からの取得に限る。）が行われた場合には、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該埋立地又は干拓地の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

10 道府県は、独立行政法人環境再生保全機構が、独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第七条第一項第一号に規定する旧事業団法第十八条第一項第二号から第五号までに掲げる業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得

得に対しては、不動産取得税を課することができない。

11 道府県は、日本環境安全事業株式会社、日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

12 道府県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が、独立行政法人中小企業基盤整備機構法附則第五条第一項第一号に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する不動産又は特定産業集積の活性化に関する臨時措置法第十一条第一項に規定する業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地を取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

13 道府県は、独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号、第二号若しくは第四号又は第十三条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十条の二第二項中「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」

に改め、同条第二項中「平成十一年四月一日から平成十六年六月三十日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「これらの規定中「二年」とあるのは、「三年」とあるのは「三年（土地の取得の日から三年以内の特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年」と、第七十三条の二十五第一項中「二年」とあるのは「三年（当該取得の日から三年以内）に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合においては、四年」に改め、同条第三項を削る。

附則第十一条第一項、第五項及び第六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第八項中「平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間」に、「三分の二」を「二分の一」に改め、同条第九項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に改め、同条第十項を削り、同条第十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項を第十二項とし、第十四項から第十七項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十八項中「研究交流促進法（昭和六十一年法律第五十七号）第一条第二項に規定する国の機関と共同して研究を行う民法第三十三条の法人で政令で定めるものが同項の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に当該研究に必要な施設の用に供する家屋で政令で定めるもの又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人

をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）」を「国立大学法人等」に、「当該特定独立行政法人を、当該国立大学法人等に」、「平成十三年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項を削り、同条第二十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十二項を第二十項とし、第二十三項を第二十一項とし、第二十四項を第二十二項とし、同条第二十五項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「平成十六年三月三十一日まで」を「平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項を削り、同条第二十九項中「平成十六年三月三十一日まで」を「平成十八年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十項を第二十七項とし、第三十一項を第二十八項とし、第三十二項を第二十九項とし、同条第三十三項中「都市基盤整備公団若しくは地域振興整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十四項を同条第三十一項とし、同条に次の四項を加える。

32 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域（以下本項において「土砂災害特別警戒区域」という。）の区域内にある住宅又は住宅の用に供する土地を所有し、かつ、当該土砂災害特別警戒区域の区域内に居住する

者が政府の補助で総務省令で定めるものを受けて当該土砂災害特別警戒区域の区域外にある住宅又は住宅の用に供する土地を取得した場合における当該住宅又は住宅の用に供する土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該住宅又は住宅の用に供する土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

33 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

34 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十一条第一号から第三号まで又は第二項第一号若しくは第二号に規定する業務の用に供する土地(第七十三条の四第一項第十一号に掲げるものを除く。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

35 都市計画法第四条第六項に規定する都市計

画施設の用に供される土地(以下本項において「従前の土地」という。)の所有者が独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第三項同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による認可を受けた計画に基づき同法附則第四条の規定による解散前の都市基盤整備公団が同法附則第十八条による廃止前の都市基盤整備公団法(平成十一年法律第七十六号)第二十八条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供するものとして取得した土地(以下本項において「特定土地」という。)を従前の土地との交換により取得した場合における当該特定土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該特定土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の四第一項中「第十八条第六号」を「第四十九条第一項第六号」に改める。
附則第十一条の七中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。
附則第十二条の三第一項中「第三項」の下に「及び第四項」を加え、同項に次の二号を加える。
四 平成十六年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成十四年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前三号の規定の適用を受ける自動車を除く。) 平成十七年度
五 平成十七年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成十五年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前各号の規定の適用を受ける自動車を除

く。) 平成十八年度
附則第十二条の三第三項中「エネルギー消費効率」の下に「(次項において「エネルギー消費効率」という。)を加え、「第五項及び第七項において」を「次項から第七項まで及び附則第三十二条第七項において」に、「第五項及び第七項並びに附則第三十二条第七項」を「次項、第五項及び第七項」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして政令で定めるもの(第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして総務省令で定める許容限度(第六項並びに附則第三十二条第六項及び第七項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない自動車(総務省令で定めるもの及び電気自動車等に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までまでの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十二条の三第六項を次のように改める。
6 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車(総務省令で定めるもの(第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。))及び優良低

燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車(総務省令で定めるもの(同項の規定の適用を受ける自動車を除く。))に対する第百四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

附則第十五条第一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二項中「平成十五年」を「平成十七年度」に改め、同条第三項中「平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に改め、「輸入の促進に寄与する倉庫として政令で定めるもの若しくは」を削り、「流通機能の高度化に寄与する倉庫として政令で定めるもの」の下に「(増設した倉庫にあつては、当該増設部分とする。以下本項において「特定倉庫」という。)を加え、「これらの倉庫」を「これらの特定倉庫」に改め、「機械設備で政令で定めるもの」の下に「(以下本項において「附属機械設備」という。)を加え、「輸入の促進に寄与する上屋」を「流通機能の高度化に寄与する上屋」に、「増設した倉庫又は上屋にあつては、それぞれ当該増設部分とする。以下本項において「倉庫等」という)」を「増設した上屋にあつては、当該増設部分

定する国の機関と共同して研究を行う民法第三十四條の法人で政令で定めるものが同項の規定により国がその使用の対価を時価より低く定めた土地の上に平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）を「国立大学法人等」に、「当該特定独立行政法人」を「当該国立大学法人等」に、「平成十三年四月一日」を「平成十六年四月一日」に改め、同条第二十五項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条第二十六項中「平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「第二十項」を「第十九項」に、「八分の七（当該償却資産のうち上空に電線がない道路において電線を当該道路の地下に埋設するために新設したものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の十分の九）」を「十分の九に改め、同条第三十一項中「第三十七項」を「第三十五項」に改め、同条第三十二項及び第三十三項を次のように改める。

32 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第十条第一項第三号に規定する対策工事により設置された同法第二条第六項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもののうち、同法の施行の日から平成十八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の二分の一の額とする。

33 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者又は同法第四条第二項第四号に規定する卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が、直接その本来の業務の用に供する次の各号に掲げる家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合に於ては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

一 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づく同法第二条第三項第二号の事業(次号において「特定事業」という。)が実施される地方卸売市場(卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場をいう。次号において同じ。)で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産、食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた日

二 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に特定事業を実施した法人(以下本号において「特定事業実施法人」という。)であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人(以下本号において「連携事業実施法人」という。)と当該期間内に合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と当該期間内に合併した場合において当該合併により設立された法人が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産(前号に掲げるものを除く。) 卸売市場法第七十三条第一項の規定による認定を受けた日

のにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産(前号に掲げるものを除く。) 卸売市場法第七十三条第一項の規定による認定を受けた日

附則第十五条第三十五項を次のように改める。

35 電気通信回線を通じた情報の流通による電子計算機の障害の発生防止のために必要な電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備で総務省令で定めるもののうち、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第一項に規定するアクセス管理者が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

附則第十五条第四十項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第二十二項若しくは第三十二項を(若しくは第二十一項に改め、同条第四十一項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「第二十二項、第三十二項若しくは第三十七項」を「第二十一項若しくは第三十五項」に改め、同条第四十三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四十四項から第四十八項までの規定中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、同条に次の三項を加える。

54 成田国際空港株式会社が所有し、かつ、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成十七年度から平成十九年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成十七年度から平成十九年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

55 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得した国立大学法人法第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

56 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に鉄道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得した火災時における旅客の安全の確保に資する家屋及び償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十五条の二第二項中、「第二十二項若しくは第三十二項を(若しくは第二十一項に改め、同条第二項中「第二十二項、第三十二項若しくは第三十七項」を「第二十一項若しくは第三十五項」に改める。

附則第十六条第一項及び第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第六項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「又は前項」を「前項又は第八項」に改め、同条第七項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「又は第五項」を「第五項又は次項」に改め、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

8 第五項の規定は、平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業(同法第百七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。)の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第五項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における

防災街区の整備の促進に関する法律第二百五
条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は
建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と
読み替えるものとする。

附則第十七条第四号の表(2)中「第二十三項」
を「第二十二項」に改める。

附則第十七条の二第五項の表の上欄及び同条
第六項の表の上欄中「第三百四十九条の第三十
六項、第二十三項、第二十六項から第三十一項
まで、第三十八項及び第四十二項」を「第三百
四十九条の第三十二項、第二十五項から第三十
項まで、第三十六項及び第四十項」に、「第三百
四十九条の第三十五項」を「第三百四十九条の
第三十三項」に、「第二十項及び第四十一項」
を「第四十一項及び第五十四項」に改める。

附則第二十一項を次のように改める。

(商業地等)に対して課する平成十六年度分及
び平成十七年度分の固定資産税の減額)

第二十一条 市町村は、平成十六年度分及び平
成十七年度分の固定資産税に限り、商業地等
に係る当該年度分の固定資産税額(当該商業
地等が当該年度分の固定資産税について附則
第十八条第一項又は第十八条の二の規定の適
用を受ける商業地等であるときは、当該年度
の宅地等調整固定資産税額又は商業地等調整
固定資産税額とする。以下本条において同
じ。)が、当該商業地等に係る当該年度分の固
定資産税の課税標準となるべき価格に十分の
六以上十分の七未満の範囲内において当該市
町村の条例で定める割合を乗じて得た額(当
該商業地等が当該年度分の固定資産税につい
て第三百四十九条の三又は附則第十五条から
第十五条の三までの規定の適用を受ける商業
地等であるときは、当該額にこれらの規定に
定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に

係る当該年度分の固定資産税の課税標準とな
るべき額とした場合における固定資産税額を
超える場合には、その超えることとなる額に
相当する額を、当該商業地等に係る固定資産
税額から減額することができる。

附則第二十五条第一項中「本項」の下に「及び
附則第二十七条の四」を加え、同条第二項中「第
二十三項」を「第二十二項」に改める。

附則第二十五条の二中「第二十三項」を「第二
十二項」に改め、「都市計画税額」の下に「(附則
第二十七条の四において「商業地等調整都市計
画税額」という。)を加える。

附則第二十五条の三、第二十六条第二項及び
第二十七条の二第二項中「第二十三項」を「第二
十二項」に改める。

附則第二十七条の四に次の一項を加える。

3 附則第二十一条の規定の適用を受ける商業
地等に係る平成十六年度分及び平成十七年度
分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六
十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第
十五条の四又は第一項に定める事項のほか、
附則第二十一条の規定により減額する税額を
固定資産税の課税明細書に記載しなければな
らない。

附則第二十七条の四を附則第二十七条の五と
し、附則第二十七条の三の次の一条を加え
る。

(商業地等)に対して課する平成十六年度分及
び平成十七年度分の都市計画税の減額)
第二十七条の四 市町村は、平成十六年度及び
平成十七年度の都市計画税に限り、商業地等
に係る当該年度分の都市計画税額(当該商業
地等が当該年度分の都市計画税について附則
第二十五条第一項又は第二十五条の二の規定
の適用を受ける商業地等であるときは、当該

年度の宅地等調整都市計画税額又は商業地等
調整都市計画税額とする。以下本条において
同じ。)が、当該商業地等に係る当該年度分の
都市計画税の課税標準となるべき価格に十分
の六以上十分の七未満の範囲内において当該
市町村の条例で定める割合を乗じて得た額
(当該商業地等が当該年度分の都市計画税に
ついて第三百四十九条の三(第二十二項を除
く。)又は附則第十五条から第十五条の三ま
での規定の適用を受ける商業地等であるとき
は、当該額にこれらの規定に定める率を乗じ
て得た額)を当該商業地等に係る当該年度分
の都市計画税の課税標準となるべき額とした
場合における都市計画税額を超える場合に
は、その超えることとなる額に相当する額
を、当該商業地等に係る都市計画税額から減
額することができる。

附則第二十九条の七第一項中「附則第二十
七条の四」を「附則第二十七条の五」に改め、同条
第四項中「第二十七条の四」を「第二十七条の五」
に、「附則第二十七条の四第二項」を「附則第二
十七条の五第二項」に改める。

附則第三十一条の二第一項を削り、同条第二
項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を
「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第
四項中「又は第二項」及び「若しくは第二項」を削
り、「附則第三十一条の二第四項」を「附則第三
十一条の二第三項」に改め、同項を同条第三項
とし、同条第五項中「又は第二項」を削り、同項
を同条第四項とする。

附則第三十一条の二の二第一項中「第十一
条第十三項、第二十項、第二十二項、第二十三
項、第二十五項、第二十六項第一号若しくは第
二号、第二十九項若しくは第三十三項」を「第
一条第十二項、第二十項、第二十一項若しくは

第三十項」に改める。

附則第三十一条の三第四項から第六項までを
削り、同条第七項中「第四項の規定は」を削
り、「準用する」を「は、第五百九十六条第一号
(第一項又は第二項の規定により読み替えて適
用される場合を含む。)」又は同条第二号(前項の
規定により読み替えて適用される場合を含む。)
中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三
分の二に相当する額」とするに改め、同項後段
を削り、同項を同条第四項とし、同条中第八項
を削り、第九項を第五項とし、第十項を第六項
とし、第十一項を第七項とする。

附則第三十二条第一項中「平成十六年三月三
十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、
同条第四項中「の取得」の下に「(前項の規定の適
用がある場合の自動車の取得を除く。)」を加
え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五
項とし、同条第七項中「エネルギーの使用の合
理化に関する法律第十八条第一項に規定する自
動車で同法第二十条第一号に規定するエネル
ギー消費効率に係る政令で定める基準に適合す
るもの」を「優良低燃費車に」、「窒素酸化物排出
許容限度」を「低窒素酸化物排出許容限度」に改
め、「又は第五項」を削り、「平成十五年四月一
日から平成十六年三月三十一日まで」を「平成十
六年四月一日から平成十八年三月三十一日ま
で」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次
に次の一項を加える。

7 優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が
低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超え
ない自動車(総務省令で定めるもの)及び低燃
費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化
物排出許容限度の四分の一を超えない自動車
で総務省令で定めるものの取得(第四項又は
前項の規定の適用がある場合の自動車の取得

を除く。)に係る第六百九十九条の七第一項の規定の適用については、当該取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から二十万円を控除して得た額」とする。

附則第三十二条第八項中「前項」を「前二項に改め、同条第九項中「平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準」を「平成十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下本項及び第十一項から第十三項までにおいて「排出ガス保安基準」という。))に改め、「もの(以下本項の下に「及び次項」を加え、「第五項」を「第六項」に改める。

附則第三十二条第十項を次のように改める。
10 軽油を燃料とする特定基準適合車で総務省令で定めるものの取得に対する前項の規定の適用については、同項中「平成十年十月一日」とあるのは「平成十七年十月一日」と、次の各号に掲げる期間内に行われたとき」とあるのは「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われた場合」と、「当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」とあるのは「百分の二・一」とし、同項各号の規定は、適用しない。

附則第三十二条第十一項中「第五項、第七項又は第九項」を「第六項、第七項又は前三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項の次に次の二項を加える。

11 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で政令で定めるものの取得(第四

項、第六項、第七項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。
一 バス、トラックその他の総務省令で定める自動車 百分の二
二 前号に掲げる自動車以外の自動車 百分の一

12 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十五年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車又は同条の規定により平成十六年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車のうち、粒子状物質の排出量が総務省令で定める許容限度の四分の一を超えない自動車で総務省令で定めるものの取得(第四項、第六項、第七項又は前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得について本項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一・五を控除した率とする。

附則第三十二条の三中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

附則第三十二条の五中「附則第三十二条の三第一項」を「附則第三十二条の三第二項」に改める。

附則第三十二条の七第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改め、「政令で定めるものに係る事業所等」の下に「(第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下本条及び次条において同じ。))」を加え、「十六年」を「十八年」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第四項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「十一年」を「十三年」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第五項中「大阪湾臨海地域開発整備法(平成四年法律第百十号)第二条第三項」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第十項を次のように改める。

10 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の九第一項又は第十五条の四の三第一項の規定による認定を受けた者が当該認定に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成十七年四月一日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には平成十七年分まで(以下「当該事業に係る事業年度」という。))に限り、当該施設に係る事業所等に

係る事業所床面積(第七百一条の三十四又は附則第三十二条の三の規定の適用を受けるものを除く。以下本項において同じ。))から当該施設に係る事業所床面積の四分の三に相当する面積を控除するものとする。この場合において、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

附則第三十二条の七第十一項中「同項第二号に掲げるもの、同項第四号に掲げるもののうち同号イに掲げる施設と同号ハに掲げる施設が併せて設置されるもの」及び「及びロ」を削り、「同号ロ又はハ」を「同号ハ」に、「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「五年」を「三年」に、「三分の一」を「四分の一」に改める。

附則第三十二条の八第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「平成十六年分」を「平成十八年分」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第三項中「平成十六年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に改める。

附則第三十三条の三第三項第一号中「第十号」を削り、同条第四項中「平成十五年十二月三十一日」を「平成二十年十二月三十一日」に改め、同条第五項中「第十号」を削る。

附則第三十四条第一項中「から同法第三十一条第一項に規定する」を「にに対し」に、「特別控除額(を「金額」に、「若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項(同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。))、第三十六条の二第三項(同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三十七条第六項(同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。))」を「又は第三十六条第一項」に、「計算される当該特別控除額を控除した金額(第四項第三号)を「同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額」とし、これらの金額につき第三項第三号に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十四条第二項中「第一項」を「前項」に、「次項第二号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項第一号中「第十号」を削り、同項第二号中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改め、同項第三号中「第三十二条第八項及び第九項並びに」を「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び」に改め、同条第四項中「百分の二に相当する金額」を「百分の一・六」に、「百分の四に相当する金額（課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合には、百六十万円と当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の五・五に相当する金額との合計額）」を「百分の三・四」に、「第三十二条第八項若しくは第九項」を「附則第三十五条第一項」に、「第三十三条第八項若しくは第九項」を「附則第三十五条第五項において準用する同条第一項」に改め、「第十号」を削り、「第三十二条第八項及び第九項並びに」を「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び」に、「第三十三条第八項及び第九項並びに」を「第三十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び」に改め、同条第五項を削る。

附則第三十四条の二第一項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「前条第一項の規定」を「前条第一項前段の規定」に改め、同項第一号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の一・六」を「百分の一・三」に改め、同項第二号中「四千万円」を「二千万円」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同号イを次のように改める。

イ 二十六万円

附則第三十四条の二第二項中「平成十六年度」を「平成二十一年度」に、「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第三項中「租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項を、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前三項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項前段」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項前段」と、「百分の一・三」とあるのは「百分の二・七」と、「二十六万円」とあるのは「五十四万円」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

附則第三十四条の二第五項中「第三十一条の二第二項第九号から第十二号までの造成又は同項第十三号若しくは第十四号」を「第三十一条の二第二項第十号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号」に、「同条第二項第九号から第十四号まで」を「同条第二項第十号から第十五号まで」に改め、同条第七項中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十号から第十五号まで」に改める。

附則第三十四条の三第一項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第一項前段」に、「同項」を「同項前段」に改め、同条第三項中「附則第三十四条第一項」を「附則第三十四条第一項前段」に、「同条第一項（同条第五項の規定により適用される場合を含む。）と、同項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項の規定及び同条第五項」を「同条第一項前段」に改める。

附則第三十五条第一項を次のように改める。
道府県は、自分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項において準用する附則第三十四条第三項第三号の規定により適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）を

いう。）の百分の三に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

附則第三十五条第二項中「第四項において準用する附則第三十四条第三項第二号の規定により適用される同法第六十九条の規定の適用がある場合又は同項第三号の規定により適用される第三十二条第八項若しくは第九項の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用後」を「附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後」に改め、同条第三項中「同項第一号」を「同項」に、「百分の二」と、同項第二号中「計算した金額の百分の百十に相当する金額」とあるのは「計算した金額を百分の一・六」に改め、同条第四項中「第三十一条第五項第二号」を「第三十一条第三項第二号」に改め、同条第五項中「百分の九」を「百分の六」に改め、「第三十二条第二項」とあるのは「第三十三条第二項」と、「第三十二条第一項に規定する総所得金額」とあるのは「第三十三条第一項に規定する総所得金額」とを削り、「第三十二条第八項若しくは第九項」を「附則第三十四条第一項」に、「第三十三条第八項若しくは第九項」を「附則第三十四条第四項において準用する同条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める。

附則第三十五条の二第一項中「次条第一項及び第二項」を「次条第一項」に、「百分の二」を「百分の一・六」に改め、同条第五項中「第九条の五第一項」を「第九条の六第一項」に改め、同条第

九項第一号中「第十号」を削り、同条第十項中「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改め、「第十号」を削る。

附則第三十五条の二の二第一項中「道府県民税の所得割の納税義務者」を「平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者」に改め、「及び次項を削り、本項から第三項まで」を「本項及び次項」に、「第五項」を「第四項」に、「百分の一・六」を「百分の一」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「規定により適用される第一項の」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「及び第二項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第五項」を「第四項」に、「第六項」を「第五項」に、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、第二項中「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」と、「百分の一」とあるのは「百分の二」と、第三項を「百分の一」とあるのは「百分の二」と、第二項に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十五条の二の六第三項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第七項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改める。

附則第三十五条の三第一項中「これらの株式」を「当該株式」に改め、同条第五項中「第四項」を「第三項」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 特定株式を平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に払込により取得をした道府県民税の所得割の納税義務者が、当該払込により取得をした特定株式の譲渡(次の各号に掲げる場合の区分に応じ当

該各号に定める譲渡に該当するものであつて、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として政令で定める期間が三年を超える場合に限る。)をした場合における附則第三十五条の二第二項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額(第十一項において特定株式に係る譲渡所得等の金額という。)の二分の一に相当する金額とする。

一 当該払込により取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社(当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下本項において同じ。)が発行した株式に係る租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する上場等の日(次号において「上場等の日」という。)前に譲渡する場合、当該特定中小会社以外の者に対する譲渡で総務省令で定めるもの

二 当該払込により取得をした特定株式を当該特定株式に係る特定中小会社が発行した株式に係る上場等の日以後に譲渡する場合、その上場等の日以後三年以内に行われる譲渡(証券取引法第二十条に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。)で租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する証券業者への売委託に基づくもの又は当該証券業者に対するもの

附則第三十五条の三第十二項中「第四項まで」を「第三項まで」に、「附則第三十五条の二の二第六項」を「附則第三十五条の二の二第五項」に改める。
附則第三十五条の四第二項第一号及び第四項

中「第十号」を削る。

附則第三十六条第一項中「第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額」の下に「の合計額から同条第二項」を加え、「から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」と、「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」を「租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下本項、第八項及び第七百六条の二第二項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から第三百十四条の二第二項と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」に、「附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から同項の規定により適用される長期譲渡所得の特別控除額を控除した残額に相当する金額」を「控除後の長期譲渡所得の金額」に改め、同条第二項中「長期譲渡所得の特別控除額」を「第三十一条第一項」に、「短期譲渡所得の金額から控除する金額」を「第三十二条第一項」に改める。

附則第三十九条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「附則第三十九条第六項若しくは第七項」を「附則第三十九条第七項若しくは第八項」に、「附則第三十九条第九項」を「附則第三十九条第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「附則第三十九条第四項」を

「附則第三十九条第五項」に、「又は第三十九条第四項」を「又は第三十九条第五項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「附則第三十九条第二項」を「附則第三十九条第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第二条第五項第二号の指定を受けた者(以下本条において「指定事業者」という。))を「指定事業者」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

関西文化学術研究都市建設促進法(昭和六十二年法律第七十二号)第二条第五項第二号の指定を受けた者(以下本条において「指定事業者」という。)に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本等の金額(第七十二条の二十第三項又は第七十二条の二十二第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下本項において同じ。)から、当該資本等の金額に二分の一の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第四項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第三十九条第一項」とする。

附則第三十九条の二第四項中「第七十二条」を「第七十二条の二」に改める。
附則第三十九条の三第一項の表を次のように改める。

中小企業金融公庫	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四百十六号)附則第二条第一項
独立行政法人海洋研究開発機構	独立行政法人海洋研究開発機構法附則第八条及び第十条第一項
独立行政法人環境再生保全機構	独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項及び第四条第一項
独立行政法人情報通信研究機構	独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百三十四号)附則第三条第一項
独立行政法人中小企業基盤整備機構	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項及び第四条第一項並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第三条第一項
独立行政法人都市再生機構	独立行政法人都市再生機構法附則第三条第一項及び第四条第一項
独立行政法人日本学生支援機構	独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項及び第十三条第三項
独立行政法人労働者健康福祉機構	独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項
成田国際空港株式会社	成田国際空港株式会社法附則第十二条第一項
日本環境安全事業株式会社	独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)

第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例)

17 第二条第一項第二号に掲げる固定資産のうち東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法(平成十六年法律

第 号)第二条に規定する緊急整備事業により平成二十二年三月三十一日までに取得されるもので政令で定めるものに係る交付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度分の市町村交付金に限り、第三条第二項の価格の四分の一の額とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七百条の三第四項の改正規定、同法第七百条の四の次に一条を加える改正規定、同法第七百条の九第一項の改正規定、同法第七百条の十一の二を削る改正規定、同法第七百条の十四の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百条の十五、第七百条の十六第一項、第七百条の十九第二項、第七百条の二十二の二、第七百条の二十二の三、第七百条の二十六第一項、第七百条の二十八及び第七百条の三十第三項の改正規定並びに附則第十五条第一項及び第三項の規定 平成十六年六月一日

二 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「都市基盤整備公団」を削る部分に限る。)、同法第七十三条の二第二項及び第七十三条の四第一項第十一号の改正規定、同法第七十三条の七第十三号の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法第七十三条の十四第八項、第七十三条の二十七の二第一項、第七十三条の二十八、第三百四十八條第二項第三十二号、第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第二十七号の六並びに第六百二條第一項の改正規定、同法附則第十条に五項を加える改正規定(同条第十三項に係る部分に限る。)、同法附則第十条の二第一項の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法附則第十一條第三十三項の改正規定並びに同条に四項を加える改正規定(同条第三十四項及び第三十五項に係る部分に限る。))並びに附則第十条第五項並びに第十二條第五項及び第七項の規定 平成十六年七月一日

三 第一条中地方税法第二十三条第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、同法第三十四條、第四十五條の二第一項第五号及び第七十二條の五十第二項の改正規定、同法第二百九十二條第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、同法第三百十四條の二及び第三百十七條の二第一項第五号の改正規定、同法附則第四條の二第五項の改正規定(「第十号」を削る部分に限る。)、同条第六項の改正規定(「第十号」を削る部分に限る。)、同法附則第三十三條の三第三項第一号及び第五項並びに第三十四條第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定(「第十号」を削る部分に限る。)、同法附則第三十五條の二第九項第一号の改正規定、同条第十項の改正規定(「第十号」を削る部分に限る。))並びに同法附則第三十五條の四の改正規定並びに附則第三條第三項、第四條第四項及び第九條第三項の規定 平成十七年一月一日

四 第一条中地方税法附則第十二條の三第一項の改正規定(同項に二号を加える部分に限る。))及び附則第六條第二項の規定 平成十七年四月一日

五 第一条中地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第八号の改正規定、同法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定(中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一條第一項第十号)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五條第一項第二号」に改める部分に限る。)、同法第七十三條の十四第七項の改正規定(「都道府県若しくはを」都道府県又はに改める部分及び「又は環境事業団から環境事業団法(昭和四十年法

律第九十五号)第十八条第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡しを受けた場合を削る部分を除く。)、同法第七十三号の二十七の五第一項の改正規定(中小企業総合事業法から中小企業総合事業法第二十一号第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化)を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。)、並びに同法第三百四十八号第二項第二十二号、第五百八十六号第二項第十二号及び第七百一十号の三十四第三項第二十号の改正規定並びに附則第五条第二項、第十条第四項、第十二条第四項並びに第十八条第二項及び第三項の規定、中小企業総合事業法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日

六 第一条中地方税法第七十二条の二十三第一項の改正規定及び同法第七十二条の四十九の八第一項の改正規定(第二十一号及び)を削る部分を除く。)、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十五条第三十二項の改正規定、特定都市河川浸水被害対策法の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第五十三号第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(第八十二号の十五)の下に「(同法第四百四十五号の八において準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)、同条第二十九項、同法第七十二条の四十第一項第二号、第二百九十二条第一項第四号及び第三百

二十一号の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定(第八十二号の十五)の下に「(同法第四百四十五号の八において準用する場合を含む。)」を加える部分に限る。)、並びに同条第二十九項及び同法第七百三十四号第三項の改正規定、信託業法(平成十六年法律第 号)の施行の日

九 第一条中地方税法第二十四条第五項、第五十二号第二項第三号、第七十二号の五第一項第六号、第二百九十四号第七項、第三百二十二号第三項第三号及び第七百一十号の三十四第二項の改正規定、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第四条の規定の施行の日

十 第一条中地方税法第二十五条第一項第一号の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、同法第七十二条の四第一項第一号の改正規定、同法第七十三号の三第一項の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、同法第四百四十六号第一項の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、同法第二百九十六号第一項第一号の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、同法第二百九十九号第一項の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、同法第七百二条の二第

一項の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、同法第七百四号第一項の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、並びに同条第二項の改正規定(「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。)、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日

十一 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「地域振興整備公団」を削る部分に限る。)、同法第七十三号の四第一項第二十号の改正規定、同法第七十三号の四第一項第二十一号の改正規定(「中小企業総合事業法」が「中小企業総合事業法(平成十一年法律第十九号)第二十一号第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が「独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号)第十五条第一項第二号」に改める部分を除く。)、同法第七十三号の七第十三号の改正規定(「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める部分に限る。)、同法第五百八十六号第二項第一号の二十五、第一号の二十六及び第十三号の改正規定並びに同法附則第十号に五項を加える改正規定(同条第十二項に係る部分に限る。)、並びに附則第十二条第三項、第三十三号及び第三十四号の規定、中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第三十二号の八第二項の改正規定、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日

十四 第二条及び附則第二十四条の規定、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日

(更正、決定等の期間制限に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。第十七号の五第三項の規定は、平成十六年四月一日(以下「施行日」という。))以後に同項の法定納期限が到来する道府県民税及び市町村民税の均等割(新法第二十六条第一項及び第三十二号第一項に規定する法人等に対して課するものに限る。若しくは法人税割若しくは法人に対して課する事業税又はこれらの地方税に係る加算金について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来したこれらの地方税に係る更正、決定又は加算金の決定のできる期間については、なお従前の例による。)(道府県民税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十四条の五並びに附則第四条の二及び第三十五号の二(第九項第一号を除く。))の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第四条(第七項第一号を除く。)の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)第七条の規定によ

5 新法附則第五条の第三一項の規定は、施行日以後に特定配当等（新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る新租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十第十項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特

新法附則第二十四條(第三項第一号を除く)

7 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の

8 新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税

9 新法附則第三十五条の三第八項の規定は、所

也。方輿云：又家園。百資至。年丁王。丁村。交其

10 平成十六年度分の個人の道府県民税に限り、

11 平成十七年度分の個人の道府県民税に限り、

12 新法附則第四条の二の規定の適用について

13 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中

第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又

(事業税に関する経過措置)

いて適用し、同日前に開始した事業年度(連結事業年度に該当する期間を除く。)において生じた旧法第七十二条の二十三第二項の欠損金額又は同日前に開始した事業年度(連結事業年度に該当する期間に限る。)において生じた同項の個別欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十八第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項及び附則第二十二条において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の四十九の八第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の五十第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

の例による。

2 旧法第七十三条の十四第七項及び第七十三条の二十七の五第一項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第六条 新法附則第十二条の三第四項及び第六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条の三第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟者登録税に関する経過措置)
第七条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

(道府県法定外普通税に関する経過措置)
第八条 新法第二百五十九条第一項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る道府県法定外普通税の同項に規定する新設又は変更について適用し、この法律の施行の際現に旧法第二百五十九条の規定によりされている協議の申出に係る道府県法定外普通税の同条に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2 新法第二百五十九条第二項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

制定については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)
第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百九十五条並びに附則第四条の二及び第三十五条の二(第九項第一号を除く。)の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十二条(第一項第四号を除く。)、第三百四十四条の二及び第三百七十七条の二第一項第五号並びに新法附則第四条第八項において準用する同条第七項第一号、新法附則第三十三条の三第五項において準用する同条第三項第一号、新法附則第三十四条第四項において準用する同条第三項第一号、新法附則第三十五条の二第十項において準用する同条第九項第一号及び新法附則第三十五条の四第四項において準用する同条第二項第一号の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第四条の規定(第七項第一号を除く。)は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十四条(第三項第一号を除く。)の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十四条(第三項第一号を除く。)の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた旧法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法附則第三十五条の三第三十二項において準用する同条第八項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小

会社の特定株式(新租税特別措置法第三十七條の十三第一項第二号及び第三号に定めるもの)にあつては、施行日以後に払込により取得をするものに限る。)の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧法附則第三十五條の第三十二項において準用する同條第八項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

9 平成十六年度分の個人の市町村民税に限り、施行日の前日において旧法附則第三條の第三項の規定に該当する者であり、かつ、平成十六年一月一日現在の住所所在地の市町村長に対して当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要しなかつた者(当該市町村における旧法第三十七條の二第一項ただし書に規定する条例で定めるものに限る。)で、施行日において新たに当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要することとなるものに係る新法第三十七條の二の規定の適用については、同條第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十六年四月三十日」とする。

10 平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、平成十七年一月一日現在において、市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに係る新法第三十條の規定の適用については、同條中「三千円」とあるのは、「千五百円」とする。

11 新法附則第四條の二の規定の適用については、平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、同條第八項において準用する同條第七項第一号中「第八号」とあるのは、「第八号、第十号」とする。

12 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後

を開始する事業年度分の法人の市町村民税、施行日以後を開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後を開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

13 新法第三百二十一条の八第六項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた同條第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同條第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以後に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同條第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同條第十九項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日以前に開始した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以前に開始した連結事業年度において生じた同條第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以前に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同條第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同條第十九項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三條第九項の規定は、施行日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 施行日前に設けられた旧法第三百四十八條第二項第十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十八條第二項第二十二号の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十八條第二項第三十二号の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三第二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する構築物に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 旧法第三百四十九條の三第十六項に規定する固定資産に対して課する平成十六年度分までの

固定資産税については、なお従前の例による。
8 新法第三百四十九條の三第十七項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 旧法第三百四十九條の三第十八項に規定する固定資産に対して課する平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

10 施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 新法第三百四十九條の三第三十五項の規定は、施行日以後に建設された同項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に建設された旧法第三百四十九條の三第三十七項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 新法第三百四十九條の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第三十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日前にされた旧法第三百八十二條の三の規定に基づく証明書の交付の請求については、なお従前の例による。

14 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第五百八十六条第二項第二十一号の二及び第二十七号の六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特

別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法第五百八十六條第二項第三十三号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

7 旧法第六百二條第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をするにつき同項に規定する市町村長の認定を受けた土地の所有者等（旧法第五百八十五條第一項に規定する土地の所有者等をいう。）は、新法第六百二條第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をするにつき同項に規定する市町村長の認定を受けたものとみなす。

（市町村法定外普通税に関する経過措置）
第十三条 新法第六百六十九條第一項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る市町村法定外普通税の同項に規定する新設又は変更について適用し、この法律の施行の際現に旧法第六百六十九條の規定によりされている協議の申出に係る市町村法定外普通税の同条に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2 新法第六百六十九條第二項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第十四条 新法附則第三十二條第一項、第四項及び第六項から第十三項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二條第五項及び第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）
第十五条 新法第七百條の四の二の規定は、平成十六年六月一日以後に製造される軽油の販売消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

2 新法第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定による製造の承認は、これらの号の規定の例により、平成十六年六月一日以前においても行うことができる。

3 平成十六年六月一日前に旧法第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた混和の承認は、新法第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた製造の承認とみなす。

（狩猟税に関する経過措置）
第十六条 新法の規定中狩猟税に関する部分は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。

（入猟税に関する経過措置）
第十七条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十六年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び平成十六年前の年分の個人の事業及び平成十六年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法第七百一條の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設に係る事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法第七百一條の三十四第三項第二十号に規定する譲渡を受けた施設に係る事業のうち、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十六年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二條の七第十項の規定は、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十六年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「環境事業団から」とあるのは、「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四條第一項の規定による解散前の環境事業団から」と、「環境事業団法」とあるのは、「同法附則第二十條の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）」とする。

5 旧法附則第三十二條の七第十一項に規定する事業のうち、同項に規定する特定施設に係る事業所等（新法第七百一條の三十一第一項第五号に規定する事業所等）をいい、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六條に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十二條の八第二項に規定する事業のうち、施行日から特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第 号）の施行の日の前日までに終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税に係る同項の規定の適用については、同項中「平成十六年三月三十一日」とあるのは「平成十六年六月三十日」と、二分の一とあるのは三分の一とする。

（都市計画税に関する経過措置）
第十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十九條の三第十六項の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設し、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十項に規定する土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第二十条 新法附則第三十六条の規定は、平成十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(法定外目的税に関する経過措置)

第二十一条 新法第七百三十一条第二項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る法定外目的税の同項に規定する新設又は変更について適用し、施行の際現に旧法第七百三十一条第二項の規定によりされている協議の申出に係る法定外目的税の同項に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2

新法第七百三十一条第三項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

(二十五年日本国際博覧会に係る経過措置)

第二十二条 新法附則第三十九条の二第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為

為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日の属する年度の翌々年度分以後の国有資産等所在市町村交付金について適用する。

(政令への委任)

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)

第二十六条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第五条の四第四項及び第三十三条の七第一項中、「狩猟者登録税」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

第二十七条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」を「当該道府県の地方税法第四百八十五条の十三の規定により都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金(以下「市町村たばこ税都道府県交付金」という。)の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税に、「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額」を「当該市町村の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該市町村の市町村たばこ税の収入見込額

から市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。に、「当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額」を「当該指定市の普通税(法定外普通税を除く。)及び事業所税の収入見込額(市町村たばこ税の収入見込額については、基準税率をもつて算定した当該指定市の市町村たばこ税の収入見込額から市

十一 市町村たばこ 当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税都道府県交 税標準数量等 付金

(地方交付税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 前条の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第三項の表道府県の項第十二号の規定は、平成十七年度分の基準財政収入額の算定から適用する。

(沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

第二十九条 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「附則第三十条の三」を「附則第三十条の二」に改める。

(消費税法の一部改正)

第三十条 消費税法(昭和六十二年法律第八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号ロ中「第二百五十八條第三項(狩猟者登録税の証紙徴収の手続)(同法第七百条の五十四第一項(入猟税の賦課徴収等)においてその例によることとされる場合を含む。に」を削り、「第六百九十九條の十三第四項(自動車取得税の納付の方法)」の下に、「第七百条の六十九第三項(狩猟税の証紙徴収の手続)」を加え

町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額の百分の七十五に相当する額を控除した額とする。に、「当該指定市の株式等譲渡所得割」を「当該指定市の株式等譲渡所得割交付金」に改め、同条第三項の表道府県の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

る。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第三十一条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三号及び第四号に掲げる額の合算額(次項に規定する不交付見込都道府県にあっては、第四号に掲げる額)」を「次項に規定する交付見込都道府県である都道府県にあっては第三号及び第四号に掲げる額の合算額(市町村たばこ税都道府県交付金(地方税法第四百八十五条の十三の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。))が都道府県に対し交付するものとされる市町村たばこ税に係る交付金をいう。以下同じ。))の交付を受ける都道府県にあっては第三号から第五号までに掲げる額の合算額」を控除した額とし、次項に規定する不交付見込都道府県である都道府県にあっては第四号に掲げる額(市町村たばこ税都道府県交付金の交付を受ける都道府県にあっては第四号及び第五号に掲げる額の合算額)」に改め、同項に次の

一号を加える。

五 市町村たばこ税都道府県交付金増収見込額(当該都道府県が包括する市町村に係る第三項第四号に掲げる額の合算額をいう。)

第五項第三号中「第三号に掲げる額を」第三号に掲げる額(市町村たばこ税都道府県交付金を交付する市町村にあつては、第三号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額)に改め、同項に次の一号を加える。

四 市町村たばこ税都道府県交付金減収見込額(各年度の前年度における当該市町村の前号に掲げる額に当該市町村の当該各年度の市町村たばこ税都道府県交付金の交付見込額を当該各年度の前年度の市町村たばこ税の収入額で除して得た率を乗じて得た額をいう。)

第五項第四項の表中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 市町村たばこ税都道府県交付金増収見込額

当該都道府県が包括する市町村の前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

九 市町村たばこ税都道府県交付金減収見込額

前年度の市町村たばこ税の課税標準数量等

第十四条第三項を次のように改める。

3 各地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第三項の規定の適用については、当分の間、同項の表道府県の項中「十一 軽油引取税 前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量

「とあるのは	
十一の二 地方特例	前年度の軽油引取税に係る課税標準たる数量
交付金	当該年度について地方特例交付金等の地方財政の特別措置法律(平成十一年法律第十七号)第三条第四項の規定による額

と、同項の表市町村の項中「十四 軽油引取税交 前年度の軽油引取税交付金の交付金

「とあるのは	
十四の二 地方特例	前年度の軽油引取税交付金
交付金	当該年度について地方税法第三条第四項の規定による額

付金の交付額

特例交付金等の地方財政の特別措置に関する定により算定した額

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 前条の規定による改正後の地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第五条の規定は、平成十七年度分の地方特例交付金から適用する。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十三条 地方税法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第三項中「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業金融公庫及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第三条第一項の規定により承継した固定資産のうち同項の規定による解散前の地域振興整備公団」に改める。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十四条 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五条 地方税法等の一部を改正する法律

とする。

(平成十五年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第一条のうち地方税法第三百四十九条の三第二項から第三十一項までの改正規定中「同条第二十八項から第三十一項まで」を「同条第二十七項から第三十項まで」に改め、同条第三十六項の改正規定中「同条第三十六項」を「同条第三十四項」に改める。

審査報告書

所得譲与税法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年三月二十六日

参議院議長 倉田 寛之殿
総務委員長 景山俊太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として、毎年度の所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額を所得譲与税として都道府県及び市町村に対して譲与しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

平成十六年三月二十六日 参議院会議録第十号(その二) 所得譲与税法案

一、費用

本法施行のため、平成十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、四千二百四十九億円が所得譲与税譲与金として歳出に計上されている。

所得譲与税法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 倉田 寛之殿

所得譲与税法案

所得譲与税法

(趣旨)

第一条 この法律は、個人の所得課税に係る国から地方公共団体への本格的な税源の移譲を行うまでの間の措置として所得譲与税を地方公共団体に對して譲与するため、必要な事項を定める

ものとする。

(所得譲与税)

第二条 所得譲与税は、毎年度の所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の規定による所得税の収入額のうち四千二百四十九億円に相当する額とし、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ)に對して譲与するものとする。

(譲与の基準)

第三条 所得譲与税は、その二分の一に相当する額を都道府県に對し、その二分の一に相当する額を市町村に對し、それぞれ官報で公示された最近の国勢調査の結果による各都道府県又は各市町村の人口にあん分して譲与するものとする。

(譲与時期及び譲与時期ごとの譲与額)

第四条 所得譲与税は、毎年度、次の表の上欄に掲げる時期に、都道府県に對して譲与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を、市町村に對して譲与すべきものにあつてはそれぞれ当該下欄に定める額の二分の一に相当する額を譲与する。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
九月	当該年度に譲与すべき額の二分の一に相当する額
三月	当該年度に譲与すべき額の二分の一に相当する額

2 前項に規定する各譲与時期ごとに譲与するものとがでなかつた金額があるとき、又は各譲与時期において譲与すべき金額を超えて譲与した

金額があるときは、それぞれ当該金額を、その次の譲与時期に譲与すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(譲与時期ごとの譲与額の計算)

第五条 各都道府県及び市町村に對する前条第一項に規定する各譲与時期ごとに譲与すべき所得譲与税の額として前二条の規定を適用して計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該各譲与時期ごとに譲与すべき所得譲与税の額とする。

(譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置)

第六条 総務大臣は、所得譲与税を都道府県及び市町村に譲与した後において、その譲与した額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該増加し、又は減少すべき額を、錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期において譲与すべき額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該譲与時期において都道府県及び市町村に譲与すべき額とするものとする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第七条 総務大臣は、第十一条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県及び市町村に對して譲与すべき所得譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(所得譲与税の使途)

第八条 国は、所得譲与税の譲与に当たつては、その使途について条件を付け、又は制限してはならない。

(地方財政法の適用関係)

第九条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第四条の三第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「特別とん譲与税」とあるのは、「所得譲与税、特別とん譲与税」とする。

(地方交付税法の適用関係)

第十条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二十一号)の規定の適用については、当分の間、同法第二条第一号中「所得税」とあるのは「所得税(所得譲与税に係るものを除く。以下同じ。)」と、同法第十四条第一項中「当該道府県の地方道路譲与税」とあるのは「当該道府県の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該道府県の地方道路譲与税」と、「当該市町村の特別とん譲与税」とあるのは「当該市町村の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該市町村の特別とん譲与税」と、「当該指定市の特別とん譲与税」とあるのは「当該指定市の所得譲与税の収入見込額の百分の七十五の額、当該指定市の特別とん譲与税」と、同条第三項の表道府県の

項中	十三 地方道路譲与	前年度の地方道路譲与税の譲与額
十三 所得譲与税	官報で公示された最近の国勢調査の結果による道府県の人口	とある
十三の二 地方道路譲与税	前年度の地方道路譲与税の譲与額	と、同

表市町村の項中
十五 特別とん譲与
税 前年度の特別とん譲与税の譲与額

「とあるのは
十五 所得譲与税 官報で公示された最近の国勢調査の結果による市町村の人口
十五の二 特別とん 前年度の特別とん譲与税の譲与額
譲与税

口
とする。

(総務省令への委任)

第十一条 この法律の実施のための手続その他その施行に關し必要な事項は、総務省令で定める。

附 則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成十六年度分の所得譲与税から適用する。

第二条 第十条の規定により読み替えて適用される地方交付税法第十四条の規定は、平成十六年度分の地方交付税に係る基準財政収入額の算定から適用する。

(東京都三宅村に係る所得譲与税の額の算定方法の特例)

第三条 東京都三宅村に対して譲与すべき所得譲与税の額を算定する場合においては、当分の間、第三条の人口について、総務省令で特例を設けることができる。

(東京都三宅村に係る基準財政収入額の算定方法の特例)

第四条 地方交付税法の規定により東京都三宅村に対して交付すべき普通交付税の額を算定する場合においては、当分の間、第十条の規定によ

り読み替えて適用される同法第十四条第三項の表市町村の項の人口について、総務省令で特例を設けることができる。

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)

第五条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出しを「交通安全対策特別交付金に係る読替規定」に改める。

附則第四条の二中「第四条」を「前条の規定により読み替えて適用される第四条」に、「所得税」を「所得税(所得譲与税に係るものを除く。)」に改め、同条を附則第四条の三とし、附則第四条の次に次の一条を加える。

(所得譲与税に係る読替規定)

第四条の二 当分の間、第三条及び第四条の規定の適用については、第三条中「繰入金」とあるのは「繰入金、所得譲与税に充てられる所得税」と、「地方譲与税譲与金」とあるのは「地方譲与税譲与金(所得譲与税法(平成十六年法律第 号)による所得譲与税の譲与金」と、第四条中「所得税」とあるのは「所得

税(所得譲与税に係るものを除く。)」とする。
(総務省設置法の一部改正)

第六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 所得譲与税に關すること。

附則第五条中「及び道路交通法(昭和三十五年法律第百五十五号)」を「道路交通法(昭和三十五年法律第百五十五号)及び所得譲与税法(平成十六年法律第 号)」に改める。

審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年三月二十六日

総務委員長 景山俊太郎

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金金の償還方法等を改正するとともに、平成十六年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、平成十七年度及び平成十八年度における一般会計から同特別会計への繰入れに關する特例を設け、平成十六年度から平成十八年度までの間に限り、地方債の特例措置を講ずることとし、あわ

せて、各種の制度改正等に伴つて必要となる行政経費の財源を措置するため地方交付税の単位費用を改正するとともに、平成十六年度において行われた義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金の見直しに係る地方公共団体の減収額を埋めるために、国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として税源移譲予定特例交付金の創設等を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

一、費用

本法施行のため、平成十六年度交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金十五兆三千八百八十六億五千万円に、同特別会計借入金一兆七千七百五十四億九千七百万円、同特別会計剰余金四千四百億円及び返還金六千百万円を加算した額から、同特別会計借入金償還額七百九十八億七千五百万円及び同特別会計借入金等利子充当分六千三百八十二億円を控除した十六兆八千八百六十一億三千三百万円が、地方交付税交付金として歳出に計上されている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月五日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 倉田 寛之殿

徒	種別補正、態容補正及び寒冷補正	を		4 特殊教育諸学
	種別補正、密度補正、態容補正及び寒冷補正	(1) 校費		教職員数
	種別補正、態容補正及び寒冷補正	(2) 投資的経費		児童及び生徒 の数
	態容補正及び寒冷補正	学級数		学級数
	別補正、態容補正及び寒冷補正	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	容補正及び寒冷補正	を		
	容補正及び寒冷補正	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	を		
	六号中	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	1 企画振興費	を		
	(1) 經常経費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	(2) 投資的経費	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	世帯数	を		
	2 徵稅費	に改め、同表道府県の項第四号中		5 労働費
	人口	に改		

附則第四条の二第六項中「平成十六年度から平成三十年度まで」を「平成十九年度から平成三十三年度まで」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円
平成二十二年	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円
平成二十三年	六千五百七十七億円
平成二十四年	七千五百五十七億円
平成二十五年度	七千六百十五億円
平成二十六年度	八千三百七十六億円
平成二十七年	九千二百十六億円
平成二十八年度	一兆百三十五億三千五百七十九万九千円
平成二十九年度	七千五百九十三億三千三百五十万円
平成三十年度	五千九百九十八億円
平成三十一年度	四千二百八十八億円
平成三十二年	三千四百四十四億円
平成三十三年度	千七百二十八億五千万円

年 度	金 額
平成十九年度	二千三百九十一億円
平成二十年度	二千九百五十七億円
平成二十一年度	三千七百四十九億円
平成二十二年	四千六百五十一億二千万円
平成二十三年	二千七百十億円
平成二十四年	三千八十億円
平成二十五年度	三千三百八十九億円
平成二十六年度	三千七百二十七億円
平成二十七年	四千九十六億円
平成二十八年度	四千五百七十七億二千九百万円
平成二十九年度	三千六百二十六億八千八百万円
平成三十年度	二千六百四十三億四千百万円
平成三十一年度	千六百二十五億三千四百万円
平成三十二年	四百十七億円
平成三十三年度	二百三十億円

附則第四条の二第八項中「平成十六年度から平成三十年度まで」を「平成十七年度から平成三十三年度まで」に、「平成十六年度から平成二十年度までの各年度」を「平成十七年度及び平成十八年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項から第四項までの規定により加算される額及び次の表の上欄に掲げる当該各年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成十九年度及び平成二十年度に、「次の表」を「同表」に、「とする」を「とし、平成三十一年度にあつては第一項の額に第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により加算される額並びに同表の上欄に掲げる同年度に應ずる同表の下欄に定める金額を加算した額とし、平成三十二年及び平成三十三年度にあつては第一項の額に当該各年度において第二項、第三項、第五項及び第六項の規定により加算される額を加算した額とする」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十七年度	千九百六十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千三百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年	六千八百九十九億円
平成二十三年	六千二百七億円
平成二十四年	五千四百七十一億円
平成二十五年度	四千七百四十九億円
平成二十六年	四千四億円
平成二十七年	三千三百二十億円
平成二十八年度	二千五百八十一億円
平成二十九年度	千九百五十二億円
平成三十年度	千二百八十八億円
平成三十一年度	六百六十億円

附則第四条の二第九項中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「四千七百八億七千五百六十二万二千円」を「四千三百六十七億七千五百六十二万二千円」に、「千三百八十七億八千九百七十七円」を「千八百八十九億八千九百七十七円」に改める。

附則第四条の四を削る。

附則第四条の三第一項中「平成十六年度」を「平成十七年度」に、「前条第六項」を「附則第四条の二第六項」に改め、同条第二項中「前条第十項」を「附則第四条の二第十項」に改め、同条を

附則第四条の四とし、附則第四条の二の次に次の一条を加える。

第四条の三 平成十七年度及び平成十八年度において、地方財政の状況等にかんがみ、交付税の総額の確保を図るため必要があるときは、当該各年度分の交付税の総額については、前条第八項の規定による額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金勘定に繰り入れることが必要なものとして、臨時財政対策のための特例加算額を加算するものとする。

2 平成十七年度にあつては、前項の臨時財政

一 平成十六年度における借入金の額に相当する額のうち交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定により同年度においてすることができることとされた借入金の限度額から平成十七年度においてすることができることとされた借入金の限度額を控除した額に相当する額

配付金特別会計法附則第五條第一項の規定による借入金のうち前号に掲げる額に二を乗じて得た額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する平成十七年度における同法第十三條第一項の規定による一時借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額

平成十八年度にあつては、第一項の臨時財政対策のための特例加算額は、臨時財政対策債で同年度において総務大臣又は都道府県知事が発行について同意又は許可をするものの予定額の総額から臨時財政対策債に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額の総額の見込額及び次に掲げる額の合算額を

一 平成十七年度における借入金の額に相当する額のうち交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定により同年度においてすることができることとされた借入金の限度額から平成十八年度においてすることができることとされた借入金の限度額を控除した額に相当する額

二 平成十七年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金のうち前号に掲げる額に相当する額の借入金及び当該借入金に係る債務の弁済に起因する平成十八年度における同法第十三条第一項の規定による一時借入金に係る同年度における利子の支払に充てるため必要な額に相当する額

附則第六條の三の見出しを「平成十六年度から平成十八年度までの各年度分の交付税に係る基準財政需要額の算定方法の特例」に改め、同条第一項中「平成十五年度分」を「平成十六年度から平成十八年度までの各年度分」に、「第十一条の規定によつて算定した額から」を「平成十六年度にあつては第十一条の規定によつて算定した額から」に、「とする」を「とし、平成十七年度及び平成十八年度にあつては同条の規定によつて算定した額から法律で定めるところにより算定した額を控除した額とする」に改め、同項の表中「二四、八五八」を「二七、七四六」に、「二七、三〇八」を「二二、八〇二」に改める。別表を次のように改める。

道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき 一〇、二〇六、〇〇〇円
地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位費用

平成十六年三月二十六日 参議院会議録第十号(その二) 地方交付税法等の一部を改正する法律案

[illegible]

四 厚生労働費			五 労働費			六 労働費			七 労働費			八 労働費			九 労働費			十 労働費			十一 労働費		
1 生活保護費	2 社会福祉費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	3 衛生費	4 高齢者保健福祉費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	5 労働費	1 農業行政費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	2 林野行政費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	3 水産行政費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	4 商工行政費	6 その他の行政費	1 企画振興費	(1) 経常経費	(2) 投資的経費	3 恩給費
高等専門学校及び大学の学生の数	私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	町村部人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	農家数	耕地の面積	公有以外の林野の面積	公有林野の面積	林野の面積	水産業者数	水産業者数	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口	人口
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
三三四、〇〇〇	二三四、六〇〇	六、一二〇	五、七六〇	五、三八四	五、九四〇	四〇、八〇〇	五、三〇〇	二、二四〇	一〇〇、八〇〇	五三、七〇〇	四、四二〇	一、四〇〇	四、七三〇	二、五三〇	四、五八〇	二、五三〇	一、八一〇	七、五三〇	一、二六二、〇〇〇	一、八一〇	七、五三〇	一、二六二、〇〇〇	

七 災害復旧費			八 補正予算償還			九 地方税減収補て			十 地域財政特例対			十一 臨時財政特例			十二 臨時財政特例			十三 臨時財政特例			十四 臨時財政特例		
人口	人口	面積	人口	人口	面積	人口	人口	面積	人口	人口	面積	人口	人口	面積	人口	人口	面積	人口	人口	面積	人口	人口	面積
一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき	一人につき
四、八三〇	一、七五〇	七〇二、〇〇〇	九五〇	八〇〇	七〇二、〇〇〇	二五	二五	七〇二、〇〇〇	二五	二五	七〇二、〇〇〇	二五	二五	七〇二、〇〇〇	二五	二五	七〇二、〇〇〇	二五	二五	七〇二、〇〇〇	二五	二五	七〇二、〇〇〇

[illegible]

一三六

十一	地域財政特別 対策償還費	千円につき	二五
十二	臨時財政特別 償還費	千円につき	八七
十三	財源対策償還 費	千円につき	八八
十四	減税補てん償 還費	千円につき	四一

十五 臨時税収補てん債償還費	ととされた地方債の額	千円につき	九〇
十六 臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年年度から平成十五年まで各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	千円につき	一五

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三三号)の一部を次のように改正する。

附則第五條第一項の表以外の部分中「平成十五年度から平成三十七年度まで」を「平成十六年度から平成三十八年度まで」に、「平成十五年度にあつては四十八兆五千二百七十七億千九百七十七円七千円（以下「平成十五年度分の借入金限度額」という。）、平成十六年度から平成三十七年度までの各年度度分にあつては平成十五年度分の借入金限度額を「平成十六年度にあつては五十兆二千二百三十三億三千二百九十八万七千円（以下「平成十六年度分の借入金限度額」という。）、平成十七年度にあつては平成十六年度分の借入金限度額から七百九十八億七千五百万円を控除した額（以下「平成十七年度分の借入金限度額」という。）、平成十八年度にあつては平成十七年度分の借入金限度額から七百九十九億七千五百万円を控除した額（以下「平成十八年度分の借入金限度額」という。）、平成十九年度から平成三十八年度までの各年度にあつては平成十八年度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控		除	額
	地方交付税法附則第四條第一項第七 号の額に相当する借入金限度額に係 るもの	地方交付税法附則第四條第一項第八 号の額に相当する借入金限度額に係 るもの		
平成十九年度	一兆二千五百六十九億円	二千三百九十一億円	地方交付税法附則第四條第一 項第九号の額に相当する借入 金限度額に係るもの	そ の 他 の も の
平成二十年度	一兆三千四百五十五億円	二千九百五十七億円		
平成二十一年度	一兆五千三百五十一億円	三千七百四十九億円		
平成二十二年度	一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	四千六百五十一億二千万円		
平成二十三年度	六千五十七億円	二千七百十億円		
平成二十四年度	七千五百五十七億円	三千八十億円		

年	度	金	額
平成十九年度		一兆二千五百六十九億円	
平成二十年度		一兆三千四百五十五億円	
平成二十一年度		一兆五千三百五十一億円	
平成二十二年度		一兆七千四百九十三億六千七百五十万円	
平成二十三年度		六千五百七十七億円	
平成二十四年度		七千六百五十七億円	
平成二十五年度		七千六百十五億円	
平成二十六年		八千三百七十六億円	
平成二十七年		九千二百十六億円	
平成二十八年		一兆百三十五億三千五百七十九万円	
平成二十九年		七千五百九十三億三千三百五十万円	
平成三十年		五千百九十八億円	
平成三十一年		四千二百八十八億円	
平成三十二年		三千百四十四億円	
平成三十三年		千七百二十八億五千万円	

附則第七条第三号の表を次のように改める。

年	度	金	額
平成十九年度		二千三百九十一億円	
平成二十年度		二千九百五十七億円	

平成二十一年度	三千七百四十九億円
平成二十二年	四千六百五十一億二千万円
平成二十三年	二千七百十億円
平成二十四年	三千八十億円
平成二十五年	三千三百八十九億円
平成二十六年	三千七百二十七億円
平成二十七年	四千九十六億円
平成二十八年	四千五百七億二千九百万円
平成二十九年	三千六百二十六億八千八百万円
平成三十年	二千六百四十三億四千百万円
平成三十一年	千六百二十五億三千四百万円
平成三十二年	四百十七億円
平成三十三年	二百三十億円

附則第七条第五号の表を次のように改める。

年 度	金 額
平成十七年度	千九百六十三億円
平成十八年度	四千二百八十九億円
平成十九年度	五千百三十九億円
平成二十年度	五千五百十七億千四百八十八万九千円
平成二十一年度	七千二十七億円
平成二十二年	六千八百九十九億円
平成二十三年	六千二百七億円
平成二十四年	五千四百七十一億円
平成二十五年	四千七百四十九億円
平成二十六年	四千四億円
平成二十七年	三千三百二十億円
平成二十八年	二千五百八十一億円
平成二十九年	千九百五十二億円
平成三十年	千二百八十八億円
平成三十一年	六百六十億円

(地方財政法の一部改正)

第三条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の五の二の見出し及び同条第一項中「平成十五年」を「平成十六年度から平成十八年度までの間」に改める。

(地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に、「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交付金」に改める。

第一条中「平成十五年において行われた国の補助金(地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第十六条に規定する補助金をいう。以下同じ。)」及び負担金(同法第十七条に規定する国の負担金をいう。以下同じ。))の見直しに伴い」を「義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下「負担法等改正法」という。))の施行による義務教育費国庫負担金(義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三十三号)第二条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。))及び公立養護学校教育費国庫負担金(公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)第五条の規定により国が負担すべき額をいう。以下同じ。))に改める。

第三条第一項中「平成十五年において行われた国の補助金及び負担金の見直しに伴う」を「負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 交付金の種類は、減税補てん特例交付金(地方税法改正法及び法人税等負担軽減措置法の施行による道府県民税及び市町村民税並

びに法人の事業税に係る減収額を埋めるために当分の間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。))及び税源移譲予定特例交付金(負担法等改正法の施行による義務教育費国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金に係る地方公共団体の減収額を埋めるために、当該減収額を埋めるための国から地方公共団体への税源の移譲を行うまでの間の措置として交付する交付金をいう。以下同じ。))とする。

第三条第三項中「各地方公共団体」を「各道府県」に、「第一種交付金及び第二種交付金の合算額」を「減税補てん特例交付金及び税源移譲予定特例交付金の合算額とし、毎年度分として各市町村(特別区を含む。以下同じ。))に対して交付すべき交付金の額は、減税補てん特例交付金の額に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 毎年度分として交付すべき交付金の総額は、当該年度における減税補てん特例交付金の総額及び当該年度における税源移譲予定特例交付金の総額の合算額として予算で定める額とする。

「第二節 第一種交付金」を「第二節 減税補てん特例交付金」に改める。

第四条の見出し及び同条第一項中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第五条の見出し及び同条第一項中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改め、同条第三項中「(特別区を含む。以下同じ。))」を削り、「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

第六条中「第一種交付金」を「減税補てん特例交付金」に改める。

「第三節 第二種交付金」を「第三節 税源移譲予定特例交付金」に改める。

第七条の二の見出し及び同条各号列記以外の部分中「第二種交付金」を「税源移譲予定特例交

イ 地方税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第九号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)の施行による

個人の道府県民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

口 所得税法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第八号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)の施行による法人の道府県民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 所得税法等改正法及び地方税法等改正法の施行による法人の事業税の平成十六年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による不動産取得税の平成十六年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税の平成十六年度の減収見込額(地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百三十二条の規定によりゴルフ場所在の市町村に対し交付するものとされるゴルフ場利用税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の減少見込額を除く。)

ヘ 所得税法等改正法の施行による地方消費税の譲渡割及び貨物割の平成十六年度の増収見込額(所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金(地方税法第七十二条の百十五の規定により市町村に対し交付するものとされる地方消費税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

ト 地方税法等改正法の施行による道府県たばこ税の平成十六年度の増収見込額

チ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税の平成十六年度の増収見込額(地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金(地方税法第六百九十九条の三十二の規

定により市町村に交付するものとされる自動車取得税に係る交付金をいう。以下この条において同じ。)の同年度の増加見込額を除く。)

二 イからへまでに掲げる額の合算額(特別区にあつては、イ及びへに掲げる額の合算額)からトからリまでに掲げる額の合算額を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

イ 地方税法等改正法の施行による個人の市町村民税の所得割の平成十六年度の減収見込額

ロ 所得税法等改正法の施行による法人の市町村民税の法人税割の平成十六年度の減収見込額

ハ 地方税法等改正法の施行による償却資産に対して課する固定資産税の平成十六年度の減収見込額

二 地方税法等改正法の施行による特別土地保有税の平成十六年度の減収見込額

ホ 地方税法等改正法の施行による事業所税の平成十六年度の減収見込額

ヘ 地方税法等改正法の施行によるゴルフ場利用税交付金の平成十六年度の減収見込額

ト 地方税法等改正法の施行による市町村たばこ税の平成十六年度の増収見込額

チ 所得税法等改正法の施行による地方消費税交付金の平成十六年度の増収見込額

リ 地方税法等改正法の施行による自動車取得税交付金の平成十六年度の増収見込額

2 前項第一号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、道府県につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 道府県民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 道府県民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 法人の行う事業に対する事業税	法人に係る前年度分の事業税の課税標準等の数値
四 地方消費税の譲渡割及び貨物割	前年度の譲渡割及び貨物割の課税標準等の額
五 不動産取得税	前年度及び前々年度における不動産取得税の課税標準等の額
六 道府県たばこ税	前年度の道府県たばこ税の課税標準数量
七 ゴルフ場利用税	ゴルフ場の延利用人員
八 自動車取得税	前年度中の自動車の取得件数

3 第一項第二号に掲げる額(以下この項において「減収見込額」という。)は、市町村につき、次の表の上欄に掲げる収入の項目ごとに、同表の下欄に掲げる算定の基礎によつて、総務省令で定める方法により、算定するものとする。

収入の項目	減収見込額の算定の基礎
一 市町村民税の所得割	前年度分の所得割の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び課税標準等の額
二 市町村民税の法人税割	前年度分の法人税割の課税標準等の額
三 償却資産に対して課する固定資産税	地方税法第三百八十九条の規定により総務大臣又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分する償却資産に係る当該配分額
四 市町村たばこ税	前年度の市町村たばこ税の課税標準数量
五 特別土地保有税	平成十二年度から平成十四年度までの各年度における特別土地保有税の課税標準額
六 事業所税	前三年度における事業所税の課税標準額
七 地方消費税交付金	前年度の地方消費税交付金の交付額
八 ゴルフ場利用税交付金	ゴルフ場の延利用人員
九 自動車取得税交付金	前年度における自動車取得税交付金の交付額

平成十六年三月二十六日 参議院會議録第十号(その二)

地方交付税法等の一部を改正する法律案
律の一部を改正する法律案

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法

一四二

4 平成十六年度分の地方交付税に限り、都及び特別区に係る普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四条第二項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、同項中「地方消費税交付金」というの交付見込額の百分の七十五に相当する額」とあるのは「地方消費税交付金」というの交付見込額の百分の七十五に相当する額及び都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号。以下この項において「平成十六年地方交付税法等改正法」という。)附則第五条第一項第一号に掲げる額に同項に規定する総務省令で定める率(以下この項において「平成十六年度減税都区調整率」という。)を乗じて得た額(以下この項において「平成十六年度減税地方消費税調整額」という。)の百分の七十五に相当する額の合算額」と、「たばこ税調整額」というの百分の七十五に相当する額とあるのは「たばこ税調整額」というの百分の七十五に相当する額とあるの

十五の額の合算額」と、「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の地方消費税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税地方消費税調整額の百分の七十五の額を加算した額」と、「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額」とあるのは「当該市町村の自動車取得税交付金の収入見込額の百分の七十五の額に平成十六年度減税自動車取得税調整額の百分の七十五の額を加算した額」とする。

5 平成十六年度に限り、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十七条によつて読み替えられた地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、同項中「及び交付金調整額」とあるのは、「同項に規定する交付金調整額、都に係る地方交付税法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)附則第五条第一項第一号に掲げる額に総務省令で定める率を乗じて得た額、都に係る同号に掲げる額に当該率を乗じて得た額及び都に係る同号に掲げる額に当該率を乗じて得た額」とする。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部改正)

第六条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項中、「同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」と、第百十六條第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」とあるのは「次の各号(第一号の二、第四号及び)を」とあるのは「次の各号(二、)に、「同条第四項中「第二項第五号」とあるのは「附則第四十条の四第一項」を」と、「第百十六條第一項中「含む。」と

あるのは(含む。)及び附則第四十条の四第一項と、第百四十條第一項」とあるのは「第百四十條第一項」に改める。

審査報告書

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十六年三月二十六日

総務委員長 景山俊太郎
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、新東京国際空港周辺地域における道路、生活環境施設等の整備を促進するため、新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を延長するとともに、新東京国際空港の名称が変更されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行により平成二十年までの国の増加補助額は、約十五億円と見込まれる。

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十六年三月十八日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 倉田 寛之殿

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律

新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律

第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号中「新東京国際空港」を「成田国際空港」に改める。

附則第二項中「平成十六年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に、「平成十六年度」を「平成二十一年度」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、題名の改正規定、第一条並びに第二条第一項及び第二項第七号の改正規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成十六年四月一日から施行する。

(後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部改正)
第二条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第六項中「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)
第三条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地

帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項及び附則第五項中「新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」を「成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)の一部を次のように改正する。

「千二百八十九人」を「千二百八十七人」に改める。

附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年三月二十六日 参議院会議録第十号(その二)

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目 二番四号 独立行政法人国立印刷局	
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体 五五〇円)	本号一部 五七五円